【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年４月28日

【計算期間】 第12期（自　平成27年11月１日　至　平成28年10月31日）

【ファンド名】 マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ
償還時元本確保型ファンド
（Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund）

【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
（Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.）

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター　寺　脇　　恒

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ Ｌ-1150、アーロン通り287-289番
（287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士　大　西　信　治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士　大　西　信　治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注１）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2017年２月28日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝112.56円）による。
（注２）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、ファンドの受益証券（以下「ファンド証券」または「受益証券」という。）は米ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。
（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入または切り捨てて記載している。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入または切り捨てて記載している。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
（注４）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいう。）とは、11月１日に始まり翌年の10月31日に終わる期間を指す。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンド（Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund）（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、2005年６月10日付信託証書（2015年７月９日付補遺信託証書により改訂済）（以下「信託証書」という。）に従って同日付で設定されたユニット・トラストである。

ファンドの投資目的は、ボラティリティを抑えつつ、中期的にみて実質的な増益の可能性を投資家にもたらすことである。運用実績については保証されていない。

ファンドにおける当初の信託金の最低限度額は、2,000万米ドルである。

2012年12月、ファンドは、トレーディング・カンパニーの投資運用会社の推奨に基づきかつ受託会社による承認に従い、ヘッジファンドに対する投資配分を恒久的にゼロまで削減し、すべての現存する投資元本を保証証書および／または現金で保有している。

② ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立されたユニット・トラストである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking（Luxembourg）S.A.）（以下「管理会社」という。）は、ファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権利を有する。各受益者は、書面による通知を三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）を通じて管理会社に送付することにより、毎取引日（後記「別紙　定義」にて定義される。）において、管理会社にそのファンド証券の買戻しを請求することができる。

買い戻された各受益証券について支払われる買戻価格は、買戻しが行われる取引日の直前の評価日現在の受益証券の一口当たり純資産価格を参照して計算される。なお、発行日後の６年間は、保有期間により異なる料率の手数料が買戻価格から控除される。

（２）【ファンドの沿革】

1974年４月11日	管理会社設立
2005年６月10日	信託証書締結
2005年７月25日	日本におけるファンド証券の募集開始
2005年９月12日	ファンドの運用開始
2014年７月22日	副管理会社（エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ（現MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.））の任命
2015年７月９日	補遺信託証書締結

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

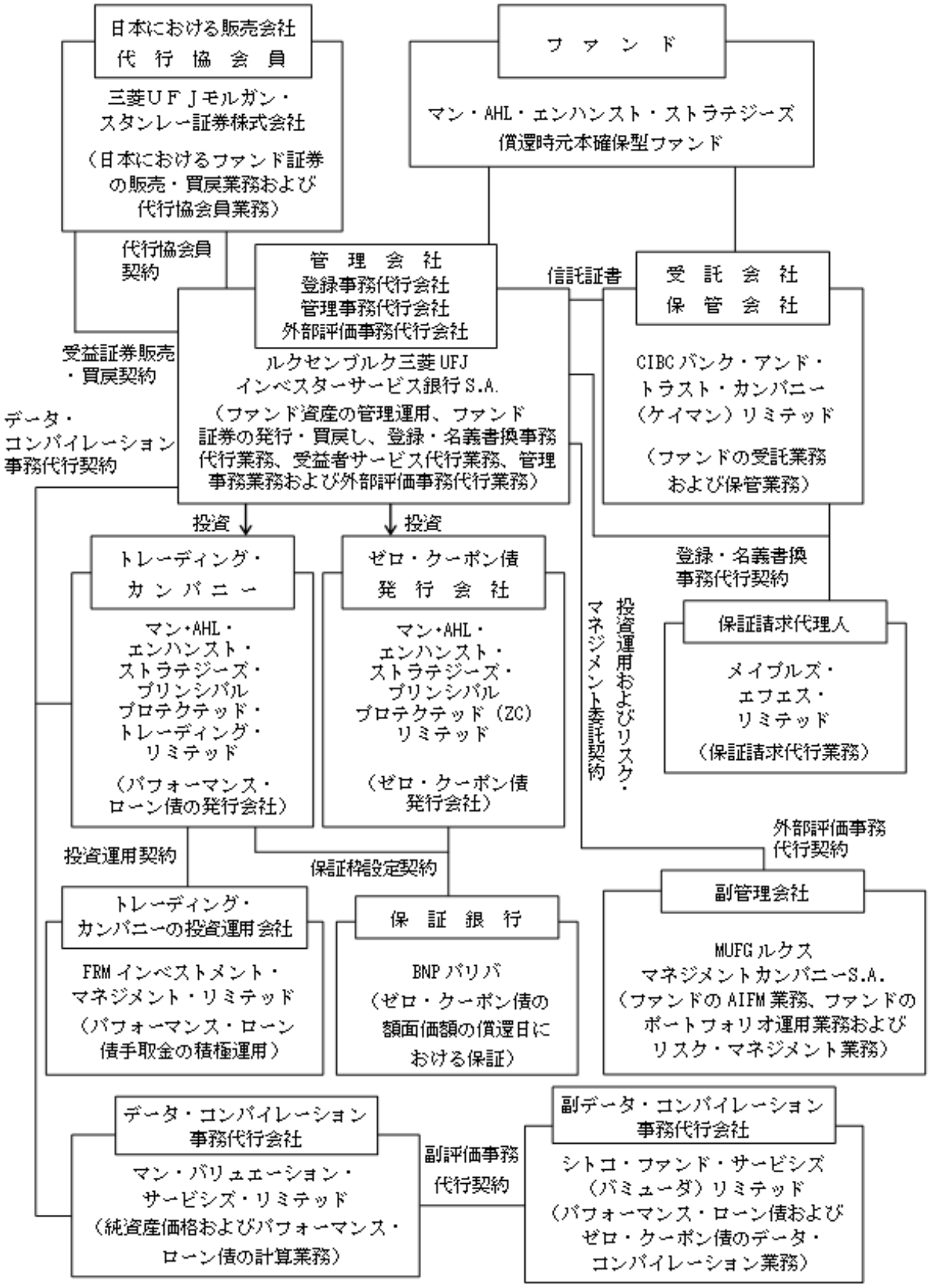

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名　称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ルクセンブルク三菱UFJ インベスターサービス銀行S.A. （Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking （Luxembourg）S.A.）	管理会社 登録事務代行会社 管理事務代行会社 外部評価事務代行会社	管理会社として2005年６月10日付で信託証書（2015年７月９日付補遺信託証書により改訂済）を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了について規定している。登録事務代行会社および管理事務代行会社として2005年６月20日付で登録・名義書換事務代行契約（2012年11月29日付改訂済）（注１）を受託会社および保証請求代理人と締結。同契約は、登録・名義書換事務代行業務および管理事務代行業務について規定している。外部評価事務代行契約（2014年７月22日効力発生）（注２）を副管理会社と締結。同契約は、副管理会社が管理会社をファンド資産の外部評価事務代行会社として任命する旨を規定している。
CIBCバンク・アンド・ トラスト・カンパニー （ケイマン）リミテッド （CIBC Bank and Trust Company （Cayman）Limited）	受託会社 保管会社	受託会社として2005年６月10日付で信託証書（2015年７月９日付補遺信託証書により改訂済）を管理会社と締結。信託証書は、上記に加え、ファンドの資産の保管について規定している。
MUFGルクス マネジメント カンパニーS.A. （MUFG Lux Management Company S.A.）	副管理会社	投資運用およびリスク・マネジメント委託契約（2014年７月22日効力発生）（注３）を管理会社と締結。同契約は、ファンドのポートフォリオ運用業務およびリスク・マネジメント業務について規定している。
マン・バリュエーション・ サービシズ・リミテッド （Man Valuation Services Limited）	データ・コンパイレーション事務代行会社	データ・コンパイレーション事務代行契約（注４）（2014年７月22日効力発生）を管理会社およびトレーディング・カンパニーと締結。同契約は、外部評価事務代行会社としての管理会社に評価業務に関する支援を提供することを規定している。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2005年７月６日付で管理会社との間で代行協会員契約（2015年７月29日付変更契約により改訂済）（注５）を締結。代行協会員契約は、代行協会員業務について規定している。 2005年７月６日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注６）を締結。受益証券販売・買戻契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

（注１） 登録・名義書換事務代行契約とは、登録、名義書換事務および管理事務の提供を約する契約である。
（注２） 外部評価事務代行契約とは、副管理会社が管理会社をファンド資産の外部評価事務代行会社として任命することを約する契約である。
（注３） 投資運用およびリスク・マネジメント委託契約とは、管理会社によって任命された副管理会社が、ファンドのAIFM（オルタナティブ投資ファンド運用者）として行為し、ファンドのポートフォリオ運用業務およびリスク・マネジメント業務を行うことを約する契約である。
（注４） データ・コンパイレーション事務代行契約とは、管理会社が外部評価事務代行会社としての資格において、データ・コンパイレーション事務代行会社より評価事務に関する支援を受けることを約する契約である。
（注５） 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券の一口当たり純資産価格公表およびファンド証券に関する目論見書・決算報告書その他の書類の販売会社に対する交付等代行協会員業務を提供することを約する契約である。
（注６） 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

③ 管理会社の概況

（ｉ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年８月10日付商事会社法（改正済）（以下「1915年８月10日法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1974年４月11日に設立された。1915年８月10日法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ⅱ）事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

（ⅲ）資本金の額（2017年２月末日現在）

払込済資本金の額　　37,117,968.52米ドル（約42億円）
発行済株式総数　　1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。
ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

（ⅳ）会社の沿革

1974年４月11日	設立
2006年１月１日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイに変更
2007年４月２日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更
2016年５月１日	会社名をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更

（ｖ）大株主の状況

（2017年２月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	285,900株	28.53%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき登録されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改訂を含む。）（以下、併せて「ケイマン規則」という。）により規制されている。

② 準拠法の内容

（イ）ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に基づいており、この分野に関する英国の信託法および判例法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としない旨宣言した、受託会社の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

一旦設定されたケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができる。

ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、2019年９月30日に終了する。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ロ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の記載参照。

（５）【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報およびケイマン規則に基づいて要求される情報を記載

しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後６か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程でファンドが以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、迅速にCIMAに対しその情報または疑義ある場合は疑義の理由を書面による通知をもって報告するものとする。

（ｉ）ファンドが、その債務を弁済期が到来したときに履行できない、またはその可能性がある場合。

（ii）ファンドの投資者または債権者に有害な方法で、自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図している場合。

（iii）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を備置せずに事業を遂行しまたは遂行しようと意図している場合。

（iv）欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図している場合。

（ｖ）ミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（2016年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図している場合。

ファンドの監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド（Ernst & Young Ltd.）のケイマン諸島事務所である。ファンドの財務書類は、英国において一般に認められた会計基準に基づいて作成される。

ファンドは、毎年４月30日までには前年10月31日に終了した会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

受託会社は、ケイマン規則の第９規則によって要求される事項を記載した営業報告書をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、（ａ）ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（ｂ）受託会社もしくは管理会社がその設立文書または目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、（ｉ）当該事実を受託会社に書面で報告し、（ii）当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、（ａ）ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（ｂ）ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の６か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

（ａ）すべての旧名称を含むファンドの名称

（ｂ）投資者により保有されている各組入証券の純資産価額

（ｃ）前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率

（ｄ）純資産価額

（ｅ）当該報告期間の新規募集口数および価額

（ｆ）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額

（ｇ）報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、（ａ）受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（ｂ）ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしてい

ないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

受託会社は、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも１か月前に、書面で通知しなければならない。

受託会社は、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも１か月前に、書面で通知しなければならない。

受託会社は、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも１か月前に、書面で通知しなければならない。

（ロ）受益者に対する開示

ファンドの会計年度末は、毎年10月31日である。会計書類は、英国の会計基準に従って作成される。会計年度末から６か月以内で、毎年の年次受益者総会前までに、監査済会計書類の写しが受益者に送付される。また、管理会社によって、未監査の半期報告書の写しが受益者に送付される。受益者は、受益証券勘定の純資産価額、発行済受益証券口数、一口当たり純資産価格および前月の各投資戦略に関するトレーディング・カンパニーの取引活動に関する報告の記載された月次報告書を入手することができる。ファンドは、これらの報告書および通知をマンのウェブサイトにおいて電子形式で開示し、特別の請求がある場合にのみ報告書および通知を送付するものとすることができる。

② 日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（ｉ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における１億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができる。

（ⅱ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容およびその理由等を、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面（交付運用報告書）は、日本の知れている受益者に交付される。運用報告書（全体版）は、管理会社のために代行協会員のホームページに掲載される。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付する。

ホームページ アドレス　http://www.sc.mufg.jp/

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。したがって、ファンド（および受託会社）は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。ファンドは、認可された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの免許および監督に服し、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、CIMAに提出または開示しなければならず、CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

Ⅰ．投資目的および投資方針

投資目的

ファンドの投資目的は、ボラティリティを抑えつつ、中期的にみて実質的な増益の可能性を投資家にもたらすことである。運用実績については保証されていない。

ファンドの投資対象

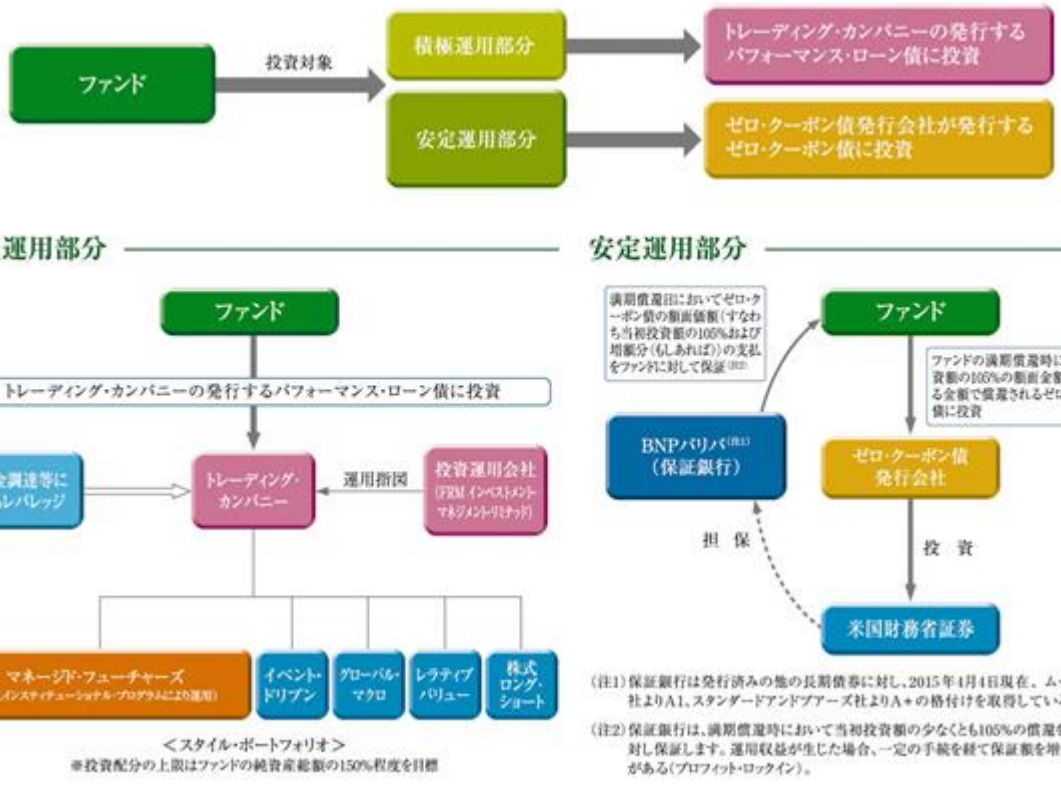

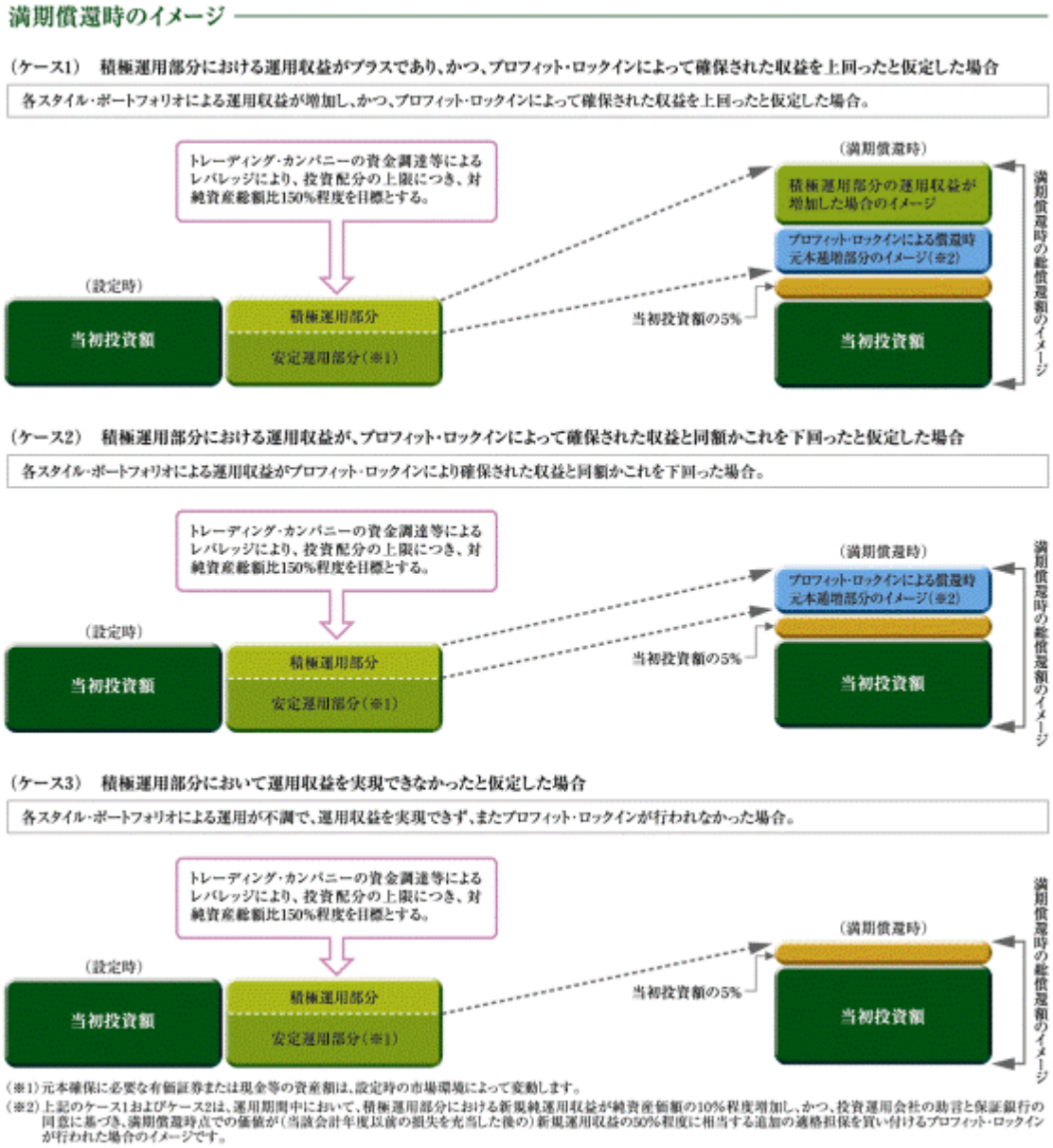

当初投資の仕組み

受益証券の募集金額の一部は、募集期間終了時に、ファンドのために受託会社がマン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ・プリンシパル・プロテクテッド（ZC）リミテッド（Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected（ZC）Limited）（以下「ゼロ・クーポン債発行会社」という。）により割引発行されるゼロ・クーポン債の買付け（安定運用部分）に充当され、一方、初期費用を控除後のファンドの残余資産は、マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ・プリンシパル・プロテクテッド・トレーディング・リミテッド（Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Trading Limited）（以下「トレーディング・カンパニー」という。）により割引発行されるパフォーマンス・ローン債の買付け（積極運用部分）に充当される。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、ケイマン諸島の会社法（2016年改訂）に基づき、有限責任の免税会社として2005年５月23日に設立された。

設立時において、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の授権株式資本は、それぞれ、券面額１米ドルの株式50,000株により構成される50,000米ドルであった。各会社は株式1,000株を発行し、それぞれの株式1,000株は、コーダン・トラスト・カンパニー・リミテッド（Codan Trust Company Limited）が作成した2005年12月14日付信託約款に従ってバミューダの法律に基づき設立された特定目的会社であるマスター・マルチ－プロダクト・パーパス・トラスト（Master

Multi－Product Purpose Trust）の受託会社としての地位を有するコーダン・トラスト・カンパニー・リミテッドによりその全株式を保有される、バミューダの免税会社であるマスター・マルチ－プロダクト・ホールディングス・リミテッド（Master Multi－Product Holdings Ltd.）に対して発行され、同社により継続的に保有される。普通株式は100%の議決権を有する。

パフォーマンス・ローン債の申込手取金は、トレーディング・カンパニーにより、後記「投資スタイル」に詳述されている各種の投資手法に充当され、一方、ゼロ・クーポン債の発行手取金は、ゼロ・クーポン債発行会社により、後記「元本確保」に詳述されている元本確保のために充当される。後記「プロフィット・ロックイン構造」に詳述されているとおり、償還日にゼロ・クーポン債について支払われる金額は、追加金額分により増額されることがある。償還日にゼロ・クーポン債について支払われる金額は、「保証」および「プロフィット・ロックイン構造」に詳述されているとおりBNPパリバ（BNP Paribas）により（保証状の要項および同要項に記載されている規制および制限に従い）保証される。

本書における各投資スタイルへのファンドの投資に関する説明は、ファンドのために受託会社が、トレーディング・カンパニーによって発行されるパフォーマンス・ローン債を保有することによる投資と解されるべきである。

投資手法

ファンドは、市場の上昇・下落の如何を問わず一貫した運用成績の達成を可能とする各種投資戦略で構成され分散された柔軟なポートフォリオを運用することにより、投資目的の達成を図る。受益者は、トレーディング・カンパニーを通じたAHLダイバーシファイド・プログラム（マネージド・フューチャーズ・プログラム）および以下を含むがこれらに限定されない他の補完的な投資スタイルへの投資からもたらされる（信用枠返済後の）ネットの売買益による恩恵を受けることとなる。

・イベント・ドリブン戦略
・グローバル・マクロ戦略
・レラティブ・バリュー戦略
・株式ヘッジ
・マネージド・フューチャーズ

相互補完的な投資手法と投資運用者についてダイナミックに資産配分するための責任は、トレーディング・カンパニーの投資運用会社として行為するFRMインベストメント・マネジメント・リミテッド（FRM Investment Management Limited）が負う。

上記に列挙された投資スタイルは、網羅的なものではない。ファンドの投資目的を達成するために、投資運用会社は、トレーディング・カンパニーの資産を上記の投資手法とは異なる投資手法に配分することができる。

投資配分

ファンドは、投資配分の上限を、受益証券の純資産総額の150%程度とすることを目標とする。

上記の投資配分を実行するため、トレーディング・カンパニーは、信用枠を利用することができる。

2012年12月、ファンドは、トレーディング・カンパニーの投資運用会社の推奨に基づきかつ受託会社による承認に従い、ヘッジファンドに対する投資配分を恒久的にゼロまで削減し、すべての現存する投資元本を保証証書および／または現金で保有している。

元本確保

ファンドのための投資運用は、元本確保の仕組みに基づいて行われる。ゼロ・クーポン債発行会社がファンドのために行為する受託会社に対して割引発行する各ゼロ・クーポン債には、BNPパリバ（以下「保証銀行」という。）による元本保証が付されている。かかる保証状には、保証銀行は、ゼロ・クーポン債発行会社が受託会社に対し、保証要項に基づき、償還日時点で発行済みかつ償還される各ゼロ・クーポン債について、償還日に当該ゼロ・クーポン債額面金額（１米ドル）および追加額を支払う義務を遂行することを保証する旨規定されている（注）。ゼロ・クーポン債発行会社は、ゼロ・クーポン債の発行手取金の全額または大部分を、保証状に基づく保証銀行の債務全額に関する担保を保証銀行に提供するために充当する。ゼロ・クーポン債発行会社により発行され、かつファンドのために受託会社により引受けられるゼロ・クーポン債の総数は、ファンドにより発行される受益証券の口数の105%とする。ファンドは、受益者に対し償還日において受益者の当初投資額の少なくとも105%の償還を達成することを目標とする。

（注）保証状の要項に従う。保証状の重要な規定の要約は、本書の「保証」の項に記載されている。償還日において発行されていないゼロ・クーポン債または償還日以前に償還されたゼロ・クーポン債は、保証の恩恵を受けることはない。

プロフィット・ロックイン構造

ゼロ・クーポン債は、本書において以下に詳述されるプロフィット・ロックイン構造の恩恵も受ける。プロフィット・ロックイン構造は、ゼロ・クーポン債の償還時にゼロ・クーポン債発行会社により支払われる金額およびゼロ・クーポン債に関する保証額を増額するために、投資運用会社との事前協議に基づき、また、保証額の増額の提案に関する保証銀行の書面による事前の同意を得ることを条件として、受託会社がゼロ・クーポン債発行会社に対し、パフォーマンス・ローン債の発行要項に基づき受託会社が受領した利息を支払うことを可能とする。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社

受託会社は、ファンドのために、管理会社の同意および助言を得て、（ｉ）トレーディング・カンパニーにより受託会社に対し発行されるパフォーマンス・ローン債および（ii）ゼロ・クーポン債発行会社により受託会社に対し発行されるゼロ・クーポン債に投資する。

ゼロ・クーポン債の購入およびファンドの設立費用（下記「手数料等及び税金」の項に記載される。）の支払のために必要な金額の控除後、受益証券の発行手取金の未使用残高は、トレーディング・カンパニーにより発行されるパフォーマンス・ローン債の買付申込みに使用される。トレーディング・カンパニーは、かかる申込金を、信用枠に基づき借り入れた資金と共に以下の「投資スタイル」の項に記載されている投資戦略への投資額を増額するために使用する。

各パフォーマンス・ローン債には、パフォーマンス・ローン債勘定に対し比例する持分権が表章されている。パフォーマンス・ローン債の発行要項には、いずれの取引日においてもパフォーマンス・ローン債が償還可能であることが規定されている。これにより、受託会社は、受益者からの買戻請求があった場合に受益証券を買い戻す受託会社の義務を履行するために、いずれの取引日においても適切な数のパフォーマンス・ローン債の償還を請求することができる。パフォーマンス・ローン債は、

償還日に支払期日を迎え満期となる。パフォーマンス・ローン債の発行要項には、プロフィット・ロックイン構造の実行のため、受託会社に対し随時支払われる利払いについて規定されている。

各ゼロ・クーポン債は、ファンドのために行為する受託会社に対しゼロ・クーポン債発行会社により割引発行される。各ゼロ・クーポン債は、償還日前に償還、買戻しまたは取消しをされない限り、償還日にゼロ・クーポン債発行会社によりゼロ・クーポン債額面金額（１米ドル）に追加額を加算し償還される。

各ゼロ・クーポン債は、保証銀行の保証付きで発行される。保証状には、その要項に従い、銀行は、ゼロ・クーポン債発行会社が受託会社に対し、償還日時点で発行済みかつ償還される各ゼロ・クーポン債について、償還日にかかるゼロ・クーポン債額面金額（１米ドル）と追加額を支払う義務を遂行することを保証する旨規定されている（注）。

ゼロ・クーポン債発行会社により発行され、かつファンドのために行為する受託会社により購入されるゼロ・クーポン債の総数は、ファンドにより発行される受益証券の口数の105%とする。これにより、ファンドは、受益者に対し償還日において受益者の当初投資額の少なくとも105%の償還を達成することを目標とする。

ゼロ・クーポン債発行会社は、重要契約（保証枠設定契約を含むがこれに限られない。）の条項に基づき、その行為に関し相当の制限を受ける。

（注）保証状の要項に従う。保証状の重要な規定の要約は、本書の「保証」の項に記載されている。償還日において発行されていないゼロ・クーポン債または償還日以前に償還されたゼロ・クーポン債は、保証の恩恵を受けることはない。

投資スタイル

トレーディング・カンパニーが発行したパフォーマンス・ローン債を、受託会社がファンドのために保有することにより、受益者は、AHLダイバーシファイド・プログラムおよび各種の補完的投資スタイル（以下に記載するものを含むがこれに限られない。）への資金配分を通じてトレーディング・カンパニーが獲得した（借入金返済後の）投資純利益の恩恵を受けることとなる。

AHL

AHLダイバーシファイド・プログラムは、主に、世界中の市場のトレンドおよびその他の投資機会を見極めるためコンピュータ化された方法を活用している。その上で、かかる取引機会を利用するため取引および実施のインフラストラクチャーが用いられる。かかるプロセスは、定量的であり、主として、実際のところディレクショナルなプロセスであり、またリスク管理、継続的リサーチ、分散化および一貫した効率性の追求によって裏打ちされている。

AHLダイバーシファイド・プログラムは、世界市場の様々な領域における先物、先渡契約およびその他派生商品に分散投資している。かかる市場は、直接または間接にアクセスすることができ、株式、債券、通貨、短期金利、エネルギー、金属、クレジットおよび農産物を含むことがあるが、これらに限られない。

AHLのリスク管理

リスク管理は、AHLの投資運用プロセスの必要不可欠な構成要素である。AHLは、運営に関するポートフォリオ・リスク、オペレーショナル・リスクおよびアウトソーシング・リスクを見極め、監視し、軽減するよう設計されたリスク管理フレームワークを設置している。AHLのリスク管理フレームワークは、マン・グループの包括的なリスク管理フレームワークの一部であるとともに、同フレームワークにより支持されている。

AHLのリスク管理フレームワークの主要な原則には、重大な利益相反の可能性がある場面での機能および義務の分別および独立上級管理者による適切な営業活動の監督が含まれる。この独立した監督の一環として、AHLの活動はマン・グループの内部監査機能による定期的なレビューに服する。

リスク管理は主に、リスク範囲を監視し、システムが規定範囲内に保たれることを確保することにより成り立っている。主要なリスク監視手法と重点領域は、バリュー・アット・リスク、ストレス・テスティング、インプライド・ボラティリティ、レバレッジ、証拠金自己資本比率ならびにセクターおよび異なる通貨に対する純エクスポージャーである。

補完投資スタイル

その他の投資スタイルへの投資は、各スタイルに適した様々な定量的・定性的な相互補完的投資戦略を実行するマネジャーへ資金配分されたポートフォリオを通じて行われる。かかる投資スタイルの適切な組合せにより、トレーディング・カンパニーは、中期的に、幅広い収益機会を捉え、様々な市場環境において利益の確保を目指す一方、相当程度の絶対リターンを追求することができる。

イベント・ドリブン戦略は、通常、スピン・オフ、合併・企業買収、破産再生、資本再構成および自社株買い等の株価に大きな影響を与えるようなイベントが創出する機会を利用する投資戦略で構成される。当該投資戦略は、アクティビスト・ドリブン戦略に加えスペシャル・シチュエーション戦略、ディストレスト証券戦略で構成される。投資対象には債券およびオプションのほか普通株のロング／ショート、優先株のロング／ショートが含まれる。イベント・ドリブン戦略の目的は、広範な市場の全体的な方向性に左右されることなく、積極リターンを生み出すことにある。

グローバル・マクロ戦略は、世界各国または各地域における政治、経済情勢の変化に起因する非効率な市場における価格の歪みを発見するために、マクロ経済や金融状況に関するトップ・ダウン分析を採用する投資戦略で構成される。当該戦略は、体系的バイアス、裁量的バイアスの両方を用いたマクロ取引手法に重点を置いている。グローバル・マクロ戦略のマネジャーは、先進国市場、新興市場の両方に取引の機会を見出す。当該戦略は、各国またはグループ別の国々における証券、金利、コモディティおよび通貨に対するネット・ロング／ショート・エクスポージャーを伴うことがある。当該戦略は、通常、従来の資産クラスや、他のヘッジ・ファンド手法から独立したリターンを生み出す。

レラティブ・バリュー戦略は、同一市場内または異なる市場間において関連性のある証券の価格の歪みに乗じて利益を追求する投資戦略で構成される。当該戦略は、割安な資産を買い建てる一方で割高な資産を売り建てることにより、当該資産間の価格の変動に起因する収益獲得の機会を追及する。当該戦略のパフォーマンスは、一般的に、取引が行われる市場に対し、低い相関およびベータを示すことが想定される。この種の戦略の目的は、いかなる市場環境においても相対的にボラティリティーを低めに抑えつつ、一貫したリターンを実現することである。

株式ヘッジ・スタイルは、ヘッジ・ファンド業界の最大の投資スタイルのセグメントである。各種株式およびセクターのパフォーマンスの相違によって、世界中の先進市場および新興市場における一連の収益獲得の機会を見出す。株式ヘッジのマネジャーは、主に、それぞれ割安または割高であると判断する公開取引株式においてロング・ポジションおよびショート・ポジションを取ることによって収益の獲得を追求する。投資戦略は、成長株またはバリュー株、特定の地域または業種に重点を置いたものとなる場合がある。マネジャーは、市場リスクに対する自己のエクスポージャーを中和し、または一貫したもしくは変動するロングもしくはショートの純エクスポージャーを採用しようとすることがある。株式ヘッジ・ファンドは、一般的に、著しく低いリスク水準は別にして、グローバル・エクイティへの分散投資の長期的リターンに相当する高パフォーマンスの達成を追求する。

マネージド・フューチャーズ戦略には、国債、株式指数、通貨、短期金利、およびコーヒー、原油または金といった現物商品の先物およびデリバティブを取引するファンドが含まれる。投資戦略は、主に、システマティック戦略および裁量的戦略の２種類に分類される。システマティック・マネージド・フューチャーズ戦略には、定量的な枠組み内の過去の価格データを使用して将来の価格変動を予測する長期的なトレンド追随アプローチが含まれる。マネジャーの中には、短期的なシステマティック取引戦略を実行するマネジャーもいる。裁量的戦略を活用するマネジャーは、ファンダメンタルおよびテクニカルな市場分析の両方を用いたオポチュニスティック戦略を適用する。マネージド・

フューチャーズ・ファンドは、市場において明らかな上昇または下落の価格変動が見られる場合に成功する傾向がある。マネージド・フューチャーズ・ファンドは、その他のヘッジ・ファンド・スタイルや従来型の資産クラスとの相関関係が全体的に低いため、有益な分散投資の可能性を提供する。

上記の投資スタイルを実行するための投資戦略および投資スタイルの一覧は、すべてを網羅したものではない。従って、トレーディング・カンパニーは、投資目的達成のため、上記の範疇には含まれない新しい投資戦略を採用することができる。また、投資運用会社が、個々の投資スタイルまたは他の投資戦略の構築および管理を、傘下マネジャーまたは外部運用マネジャーに委託することもある。かかる運用の構成および特徴は、将来、変更されることがある。

投資手法全体は、特定の資産クラス、セクター、戦略への過度の集中を避けることにより目標リターンの安定性を向上させ、特定の市況下において、個々の投資戦略の実績が平均以上または以下となるような振れを緩和することを目指すものである。ファンドが目標とする安定した運用実績は、投資配分の増加により、また、レバレッジの利用を通じて良好なリスク特性を維持しつつ、リターンの向上を実現することを可能とする。各種の投資手法、ひいては、投資戦略への資金配分の変更を通じた積極的なポートフォリオの管理により、潜在的利益とボラティリティー（管理）のバランスを維持することが容易となる。分散の効いたポートフォリオは、市場の調整局面において高い実績をあげ、株式や債券など、従来型の資産を補完することが実証されている。

Ⅱ．保証および保証会社

保証

保証銀行は、保証枠設定契約に規定された一定の条件が充足されることを条件に、ゼロ・クーポン債発行会社が保証状の発行を要求する日付で、ファンドのために行為する受託会社に対し、保証状を発行する。

保証銀行は、保証状の要項に基づき、かつ保証状に規定された一定の制限を前提に、償還日に発行済みでかつ償還される各ゼロ・クーポン債について、ファンドのために行為する受託会社に対し、ゼロ・クーポン債発行会社が、期限を遵守して保証金額相当額（かかるゼロ・クーポン債額面金額（１米ドル）の100%に、プロフィット・ロックインの実行による追加額を加算した額）の支払を保証する。ゼロ・クーポン債発行会社により発行され、かつファンドのために行為する受託会社により購入されるゼロ・クーポン債の総数は、ファンドにより発行される受益証券の口数の105%とする。ファンドは、これにより、受益者に対し償還日において受益者の当初投資額の少なくとも105%の償還を達成することを目標とする。保証銀行は、償還日以前に償還されるゼロ・クーポン債に関して、一切、支払義務を負わない。

保証銀行は、ゼロ・クーポン債発行会社に対し、ゼロ・クーポン債の発行手取金のすべてまたは大部分を適格担保の買付に充当することを要求する。ゼロ・クーポン債発行会社は、担保関連契約に基づき、保証銀行の義務の担保として、保証銀行に対し、適格担保に質権を設定する。ゼロ・クーポン債発行会社は、保証枠設定契約に従い、償還日における保証状に基づく保証債務を担保するに十分な額の適格担保を随時買い付け、全額を担保に供する。また、保証枠設定契約の規定のとおりトレーディング・カンパニーの資産額から負債額を差し引いた額（後記「トレーディング・カンパニーの評価」の項に詳述される。）がファンドの純資産価額の15%未満である場合には、ゼロ・クーポン債発行会社およびトレーディング・カンパニーが保証銀行に対して支払うべき未払いの保証手数料について追加の適格担保を買い付け、担保に供する場合もある。

保証銀行は、一旦発行された保証状を取り消す権利を有しないが、保証状の要項に基づき、以下の割合で、保証債務は減少することがある。

（ｉ）ゼロ・クーポン債発行会社が、ゼロ・クーポン債の発行日またはその前後に、保証枠設定契約に基づく義務を履行するため、担保として保証銀行に供することを要する適格担保の担保保管会社に対する交付および保証銀行への提供を行わなかった範囲。

（ii）ゼロ・クーポン債発行会社またはトレーディング・カンパニーが、担保資産の満期時の価値が、保証状に従った保証銀行の義務の担保および、保証枠設定契約に規定された状況において、ゼロ・クーポン債発行会社およびトレーディング・カンパニーが連帯して負担している保証銀行に対する未払いの保証手数料に関する担保として十分な額であることを確保する必要があるため、合理的に行為する保証銀行が認証するとおり、担保・質権設定契約に基づき、追加の適格担保を取得するための保証枠設定契約に基づく義務を履行しなかった範囲。

（iii）税金の賦課または適切な租税の支払の結果として生じた担保資産の価値の減少の範囲。

（iv）担保資産に対する担保物権その他の付着物の設定、賦課または確定（保証銀行またはその関連会社が課したものを除く。）の結果として生じた担保資産の価値が減少する範囲。当該担保物権その他の付着物によって利益を得る者が、保証銀行に優先し、または同等の順位で求償権を有する場合に限定する。

（ｖ）法令の変更により、保証状に明記されている当該変更内容（保証状は、法令の変更による担保資産の価値の減少のみなし額を算定する基準を規定している。）に起因する担保資産の価値のみなし減少の範囲。

（vi）保証銀行が保証状に基づく義務（もしくは追加的義務）を負担し続けること、または、担保資産に関し担保権者に留まることが違法となる範囲。

特定の状況下において、保証銀行に担保として提供された適格担保は、担保・質権設定契約の条項に基づき、ゼロ・クーポン債発行会社に対して解消されることがある。償還日時点で発行済みでかつ償還されるゼロ・クーポン債の償還の実行の場合には、償還日またはゼロ・クーポン債の早期償還の場合には、償還日以前にかかる措置がとられることがある。この場合、保証状に基づく、ゼロ・クーポン債に関する保証銀行の債務は、担保を解消し解約された適格担保の範囲内で消滅する。

保証状に基づく時宜を得た保証請求および支払を円滑に行うため、かかる請求が要求される稀有なケースでは、受託会社のために保証請求を行うための代理人として、登録・名義書換事務代行契約において任命される保証請求代理人が当該請求を行う。保証請求証書の要項においては、保証請求代理人が、償還日に発行済みで償還されるゼロ・クーポン債に関し、保証額またはその一部が未払いのままである場合、受託会社に代わり、保証状に基づいて、時宜を得た保証請求を行う旨規定されている。保証状のもとでは、保証請求代理人のみが、保証銀行に対し請求をなし得るのであり、他の何人も（受益者を含む）これをなし得ない。また、保証請求証書においては、保証請求代理人が、指定された期間内に、保証銀行に対し、証拠書類および証明書を提供する旨規定されている。保証請求代理人が、義務を履行しないケースにおいては、保証銀行が、保証請求証書の要項に従い、保証状に基づく請求の便宜を図るため代替の仕組みを設定する義務を負う。ただし、保証銀行は、受託会社が保証請求できる旨を受託会社に通知する義務も、受託会社に対し、保証請求を提出するよう要求する義務も負わない。保証状に基づく保証請求に関し、保証銀行から保証請求代理人に支払われる金額は、受託会社のための受託者でありかつ受託会社のために行為する保証請求代理人により、分別管理される信託口座に入金されまた保管される。分別信託口座において保管される金額は、信託証書の規定に基づき、保管され分配される。

保証銀行は、保証請求代理人に対してまたは受託会社に対し直接に、保証状および保証請求証書の要項に従って必要な保証額を支払うことにより、保証状に基づく保証債務の支払義務から解放される。保証銀行は、保証請求代理人を監視または監督する責任を負わず、また、保証請求代理人が保証請求証書に基づく義務（受託会社に対し、保証請求証書の要項に基づいて保証銀行により保証請求代理人に支払われた金額についての説明義務を含む。）を遂行することを確保する責任も負わない。

保証状の要項に基づき、保証状に基づく保証銀行によるいかなる支払も、あらゆる控除、源泉徴収または税金を差し引いた後に支払われる。保証銀行は、いかなる場合でも、かかる控除や源泉徴収に関し追加的な支払を行う義務を負わない。

保証銀行は、 受益証券に起因して、または、受益証券に関して生じた直接的もしくは間接的な損失、損害、費用または経費について、これを被った相手先や発生方法（受託会社またはかかる行為のために任命されたその他の企業がゼロ・クーポン債の償還金を送金しなかった場合や、保証状に基づいて受領した金額を受託会社または保証請求代理人が送金しなかった場合を含む。）にかかわらず、何ら責任を負わない。

プロフィット・ロックイン

パフォーマンス・ローン債勘定に帰属する新規純運用収益の一部は、トレーディング・カンパニーが運用収益をあげたことを条件として、投資運用会社の助言を得て、また保証銀行の同意後、パフォーマンス・ローン債の発行要項に基づき、ファンドのために行為する受託会社に対する利払いの方法で支払うことができる。受託会社は、管理会社および保証銀行の同意が付与されることを条件として、上記利払いによって支払を受けた額を、ゼロ・クーポン債発行会社が追加の適格担保（ゼロ・クーポン債発行会社から担保保管会社に移転され、保証銀行に差し入れられるもの）を購入する原資として、ゼロ・クーポン債発行会社に対して支払う。かかる適格担保の差入れの後、保証銀行は、受託会社、投資運用会社、管理会社、ゼロ・クーポン再発行会社および登録事務代行会社に対して、書面により、各ゼロ・クーポン債についての保証額の増加額を証明し、これに伴い、ゼロ・クーポン債発行会社がゼロ・クーポン債に基づき支払うべき金額も増額される。受益者は、登録事務代行会社から、保証銀行による、かかる証明書の写しを入手できる。保証額の増額は、管理会社により、プロフィット・ロックイン実行後の月次報告書により、通知されるが、受益者は、保証額の増額の証拠として、保証銀行による上記の証明書のみに依拠できる。

ゼロ・クーポン債発行会社は、プロフィット・ロックインの条項に従い、追加の適格担保を買い付けることができる。これに代えて、トレーディング・カンパニーは、新規純運用収益の一部を長期預金とすることができ、この場合、預金額はプロフィット・ロックインおよび保証の対象とはならない。パフォーマンス・ローン債勘定に帰属するトレーディング・カンパニーの新規純運用収益が、いずれの場合においても、投資運用会社の決定に従って、一定の期間中、純資産価額の10%程度増加することを受託会社は目標としている。ゼロ・クーポン債発行会社は、償還時点での価値が（当該会計年度以前の損失を差し引いた後の）新規純運用収益の50%程度に相当する追加の適格担保を買い付けることができる。新規純運用収益のみがプロフィット・ロックインに活用され、したがって保証の対象となる。

現時点では、保証銀行は、保証枠設定契約の要項に従い、プロフィット・ロックインの条項に従い、ゼロ・クーポン債に関する保証額の増額に同意することを意図しているが、保証銀行は、その絶対的裁量において、保証額の増額に関する一切の提案を拒否する権利を有する。

保証銀行

BNPパリバが親会社であるグループ（以下「BNPパリバ・グループ」という。）は、世界でもトップ・クラスの金融サービス・グループであり、世界中でリテール・バンキング、投資銀行業務、プライベート・バンキング、資産運用業務、保険業務、およびその他の専門的金融業務を行っている。BNPパリバ・グループは、投資銀行業務および金融商品を提供しているヨーロッパの大手金融グループであり、また、世界中でプライベート・バンキングおよびアセット・マネジメント・サービスおよび金融商品を提供している。BNPパリバ・グループは、世界中、特にヨーロッパおよび米国西部において、個人顧客に対しリテール・バンキングおよび金融サービスを提供し、80か国超の国々において事務所を有している。

2016年12月31日現在、BNPパリバ・グループの連結資産は２兆770億ユーロ（2015年12月31日付では１兆9,942億ユーロ）、貸出金および顧客受取金の連結ベースの金額は7,122億ユーロ（2015年12月31日付では6,825億ユーロ）、顧客に支払うべき項目の連結ベースの金額は7,660億ユーロ（2015年12月31日付では7,003億ユーロ）、株主資本（2016年会計年度の収益を含むグループの持分）は1,007億ユーロ（2015年12月31日付では963億ユーロ）であった。2016年12月31日終了年度の税引前純利益112億ユーロ（2015年12月31日終了年度は104億ユーロ）であった。2016年12月31日終了年度の純利益（グループ持分）は、77億ユーロ（2015年12月31日終了年度は67億ユーロ）であった。

BNPパリバ・グループは、現在、長期上位社債についてムーディーズからはA1（安定的）、スタンダード・アンド・プアーズからはA（安定的）、フィッチ・レーティングスからはA＋（安定的）を取得している（2016年12月13日現在）。

BNPパリバ・グループは、リテール・バンキング、投資運用業務および投資銀行業務の３部門を有する。業務上、これらの部門は、５つの中核業務（フランスのリテール・バンキング、インターナショナル・リテール・バンキングおよびファイナンシャル・サービス、アセット・マネジメント・サービス、コーポレート・インベストメント・バンキングおよびBNPパリバ・キャピタル）からなる。

本書に記載される保証銀行に関する情報は、保証銀行に関する限定的な紹介情報のみの提供に留まり、包括的な情報の提供は意図されていない。

投資配分

ファンドは、トレーディング・カンパニーにより発行されたパフォーマンス・ローン債への投資を通じて、受益証券の当該時点の純資産価額の約150%の投資配分を目標とする。

受益証券が発行された直後の期間において、パフォーマンス・ローン債および最終的にはファンドへの市況の悪影響を最小限に抑えるため、投資運用会社は、投資配分を受益証券の当該時点の純資産価額の約150%を上限に徐々に増額するものとする。投資運用会社がすべての新しい投資商品について用いるこのアプローチは、積極運用資産（パフォーマンス・ローン債の発行手取金）が可能な限り効率的に投資されるよう、さらなるリスク管理を構築し、かつ取引の初期段階において安定性がもたらされることを目的としている。運用成績により、また、投資運用会社の裁量により、通常、受益証券の当該時点の純資産価額の150%の投資配分が受益証券の発行日から３か月目までに達成される予定である。

トレーディング・カンパニーは、受益証券の発行日の前に、独立の、コミットメントベースまたはアンコミットベースの信用枠を設定することができる。すべての信用枠に基づくレバレッジ残高の上限は、いずれの一時点においても、当該時点の純資産価額の70%またはトレーディング・カンパニーの取締役会が随時同意するその他の金額となる予定である。信用枠は、投資運用会社により、短期の流動性ニーズに対応する目的以外にトレーディング・カンパニーが投資戦略に対する望ましい投資配分を達成できるようにするために受益証券の当該時点の純資産価額の約150%まで利用されることがある。独立の第三者に加え、信用枠は、（そのすべてまたは一部が）マン・グループ内の企業体により提供されることがある。また、信用枠は、（そのすべてまたは一部が）保証銀行によっても提供されることがある。トレーディング・カンパニーは、信用枠の条項に基づき直接的または間接的に投資対象の一部またはすべてを保有することができる。

トレーディング・カンパニーは、目標投資配分を達成するために、他の金融機関や投資機関の様々な信用枠の取決め（信用枠、デリバティブ商品等の投資商品およびレバレッジ商品への投資等）を活用することができる。かかる取決めは、特定の状況下において、投資戦略への投資配分を減額することを要求する条項を含むことがあり、また、特定の状況下において、かかる取決めの期限前解約に関する規定を含むこともある。

2012年12月、ファンドは、トレーディング・カンパニーの投資運用会社の推奨に基づきかつ受託会社による承認に従い、ヘッジファンドに対する投資配分を恒久的にゼロまで削減し、すべての現存する投資元本を保証証書および／または現金で保有している。

元本確保

前記の「保証」の項において詳述されてるように、ファンドは、償還日において各受益証券の価格が当初発行価格の少なくとも105%になることを目標とする。

信用枠またはデリバティブ商品といった多様なアレンジを活用することにより、投資運用会社は、トレーディング・カンパニーの目標とする投資配分および上記の元本確保の方針を達成できる可能性

がある。しかしながら、トレーディング・カンパニーの純資産が一時的または恒常的に一定の制限を下回った場合、投資戦略への投資配分は、大幅に削減される可能性がある。詳細については、後記の「リスク要因」の項を参照のこと。

管理事務、委託売買および助言業務

トレーディング・カンパニーは、その取引活動に関して、清算業務を提供するブローカーを複数任命することができる。マン・グループの一員であるマン・インベストメンツ・エイ・ジー（Man Investments AG）(注)は、2016年４月30日までトレーディング・カンパニーに対する取次ブローカーに任命されており、トレーディング・カンパニーに適切なブローカーを推薦すること、その関係性を積極的に管理すること、ならびに適切な業務提供レベルおよびブローカーの適切な分散化を確保することに責任を負う。

（注）2016年１月１日から2016年４月30日まで、マン・インベストメンツ・エイ・ジー（Man Investments AG）は、取次ブローカー業務を提供する代理人としてAHLパートナーズ・エルエルピー（AHL Partners LLP）を任命した2016年５月１日から、トレーディング・カンパニーは取次ブローカーを任命しない。

マン・インベストメンツ・エイ・ジー（Man Investments AG）は、トレーディング・カンパニーに対するマーケティング・アドバイザーに任命されている。

マーケティング・アドバイザーは、トレーディング・カンパニーに対し、商品組成に関して助言する責任を負う。マーケティング・アドバイザーはまた、保証と、ローンの実行の手配について、保証銀行と連携する。

マン・グループの一員であるマン・バリュエーション・サービシズ・リミテッド（Man Valuation Services Limited）は、データ・コンパイレーション事務代行契約に従い、管理会社、ファンドおよびトレーディング・カンパニーに対して受益証券に係るデータ・コンパイレーション事務代行業務および会計業務を提供する任務に任命されている。

受託会社は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking（Luxembourg）S.A.）を、登録・名義書換事務代行契約の要項に従いファンドの登録事務代行会社に任命している。

登録事務代行会社の任務には、ファンドの登録簿の維持とかかる登録簿への記入が含まれるが、これらに限定されない。

メイプルズ・エフエス・リミテッド（MaplesFS Limited）（旧メイプルズ・ファイナンス・リミテッド（Maples Finance Limited））は、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社のそれぞれに対して副登録事務業務を提供する副登録事務代行会社に任命されている。

登録・名義書換事務代行業務に基づく任命に従い、保証請求代理人としての資格で行為するメープルズ・エフエス・リミテッドは、保証請求証書の要項に基づき、保証状に基づく請求の実行および保証状に基づく請求に関して支払われるべき金銭の分配に対して受託会社の代理人として行為する義務を負う。

信託証書に基づき、管理会社は、受託会社に対して、その役割および機能を委託することができるが、受益証券の募集と発行に関しては、その役割を委託することができない。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」の項参照。

（３）【運用体制】

管理会社は、副管理会社との間で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約を締結し、同契約に基づき、副管理会社はファンドのAIFM（オルタナティブ投資ファンド運用者）として行為し、ファンドのポートフォリオ運用業務およびリスク・マネジメント業務を行う。

ファンドの資産は、副管理会社により、ゼロ・クーポン債発行会社が発行するゼロ・クーポン債とトレーディング・カンパニーが発行するパフォーマンス・ローン債に投資され、パフォーマンス・ローン債の発行手取金は、トレーディング・カンパニーにより投資運用される。

Ⅰ．投資運用担当会社

投資運用会社

マン・インベストメンツ・リミテッドにより従前遂行されていた投資運用業務および取引顧問業務は、2014年７月22日を効力発生日として、トレーディング・カンパニーの投資運用会社およびトレーディング・アドバイザーとなったFRMインベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「FRMIM」という。）に事業譲渡された。

FRMIMは、ガーンジーの法律に基づき設立されおよび存続し、ガーンジーGY1 4HG、セント・ピーターポート、セント・ジュリアンズ通り、ロイヤル・チェンバーズ、私書箱173にその登記上の事務所を有する有限責任会社である。FRMIMは、ガーンジー金融庁（Guernsey Financial Services Commission）によりガーンジーにおける認可および規制を受けており、かつ、金融リスク管理グループ（以下「FRM」という。）に属している。

FRMは、1991年に設立され、それ以降、投資に精通した投資家の投資ニーズに応じるため、数々の大陸にまたがる豊富な投資リソースを蓄積している。2012年７月17日、FRMは、（マン・インベストメンツ・リミテッドの親会社でもある）マン・グループ・ピーエルシーにより買収され、欧州を拠点とする独立系では最大のファンド・オブ・ヘッジファンズのグループを創設するため、マンのマルチ・マネジャー・ビジネスに統合された。現在、FRMは、多岐にわたる業務（マネジャー・リサーチ、リスク管理、ポートフォリオ運用、定量分析、マネージド・アカウント、顧客サービスおよび事業開発を含む。）において専門家を雇用している。

現時点において、ルーク・アレン（Luke Allen）氏、ピーター・カスパリス（Peter Kasparis）氏、ポール・レ・ページ（Paul Le Page）氏およびベネディクト・ティバルズ（Benedict Tibbalds）氏が、FRMIMの取締役である。投資運用会社の取締役は、FRMおよびマン・グループに関連する多数の会社の取締役でもある。

マン・グループ・ピーエルシー

マンは、オルタナティブ投資および長期投資のみに専念している世界一流の独立系資産運用会社である。マンは、市場サイクルを通じ堅固で安定した元本の成長を目指す広範なオルタナティブ投資および従来型の投資ポートフォリオへのアクセスを投資者に提供している。2016年12月31日現在の運用資産は、約809億米ドルである。

AHL

マン・グループの一部門であるAHLは、業界有数の定量的マネージド・フューチャーズ・マネジャーであり、20年を超える運用歴を有する。AHLは、AHLダイバーシファイド・プログラムの投資運用者であり、マンの中核的な投資運用者である。その資産は、定量的であり、主にトレンド指向的な性質を持つ独自の取引プログラムに投資される。2016年12月31日現在、AHLは、183億米ドルの運用資産を有している。

FRM

マンFRM（FRM）は、世界的なオルタナティブ・スペシャリストであり、2016年12月31日現在128億米ドルの運用資産を有し、ロンドン、ニューヨーク、東京、ガーンジーおよびスイスに拠点を有する44名の専門家を擁する。

FRMは、機関投資家を主な顧客基盤とする、ファンド・オブ・ヘッジファンズを含むオープン・アーキテクチャー・フルサービス・ヘッジファンド・プラットホーム、顧客アドバイザリー・ソリューションズならびに外部委託リサーチおよびコンサルティング（これらはすべて自身のインベストメント・ドリブン・マネージド・アカウント・プラットフォームによって改善されることがある。）を提供する。

マーケティング・アドバイザー

マーケティング・アドバイザーであるマン・インベストメンツ・エイ・ジー（マン・グループのメンバー）は、投資運用契約上、商品のストラクチャリングに関してトレーディング・カンパニーに助言を行うという主な責任を負う。マーケティング・アドバイザーは、保証状に関して保証銀行と連携をとり、信用枠の実施を手配する。

Ⅱ．運用体制

（ｉ）運用体制

ファンドの運用体制は、以下の記載のとおりである。

＜FRMインベストメント・マネジメント・リミテッドの法律上の位置付け＞

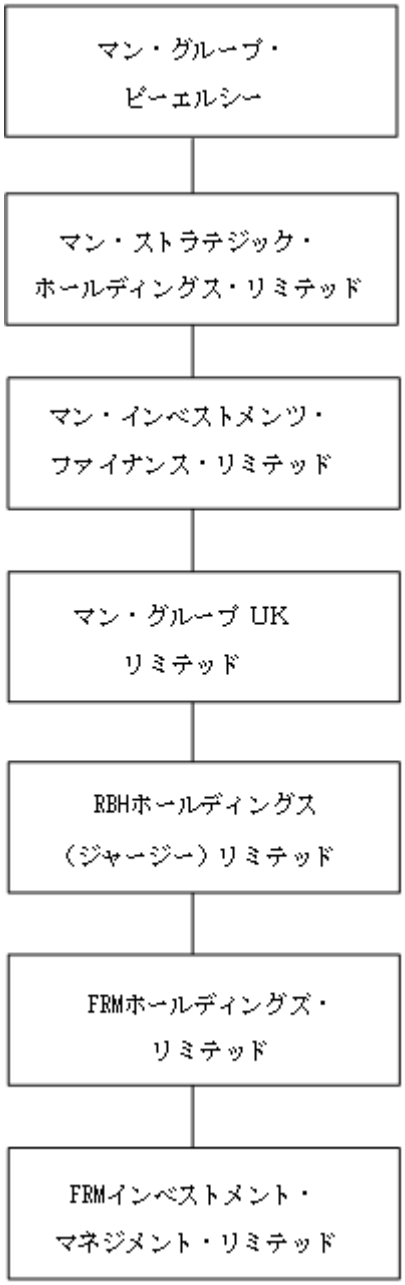

（注１）別途記載されない限り、すべての保有持分の割合は100%である。
（注２）議決権付持分のみを記載している。

（ⅱ）投資運用方針の意思決定プロセス

FRMの投資プロセスは、投資運用およびFRMのファンド・オブ・ヘッジ・ファンド・ポートフォリオへのアプローチを総合的に決定する４つの主要なインプットによって形成される。

- **投資委員会（以下「IC」という。）**　投資プロセスにおける中核要素は、投資プロセス全体の運営および戦略的指針の提供を合わせて行うICによる監視である。
- **マネジャーの選別およびデュー・デリジェンス**　ボトム・アップ・プロセスは、重要なインプットを提供し、マネジャーの最善の組み合わせを選択するための基礎を形成する。FRMのマネジャー・リサーチ、リスク・マネジメントおよび定量調査チームにより遂行される。
- **ポートフォリオの構築および運用**　継続中の運用は戦略配分を定期的に査定するトップ・ダウン・プロセスによって決定される一方、FRMの投資概念は強固なポートフォリオ構築によって遂行される。FRMの幅広い投資チームによる援助を受け、ポートフォリオ・マネジメント・チームにより遂行される。
- **リスク管理および監視**　FRMの投資プロセスの最終段階は、リスクの適切な管理を確実に行うためのヘッジ投資およびポートフォリオの監視方法に関連する。FRMのマネジャー・リサーチ・チームにより提供される追加的定量分析とともに、リスク・チームにより遂行される。

投資委員会

ICは、すべての投資部門のプロセスおよび資源を管理し、チーフ・インベストメント・オフィサーを含むFRM社内の投資専門家の最高幹部により構成される。ICは、広範囲のリスク要因と均衡をとりつつクライアントのポートフォリオ要件が充足されるように投資対象を監視し、マネジャー・リサーチ・チームの着目点を指導する。さらにICは、最終的に買戻しを誘発する可能性があるマネジャーに関して初期段階の懸念が公表された場合に、上級討議の場として機能する。FRMのICは、隔週毎に会議を開き、あらゆるハイ・レベルな投資問題について討議し、投資チームに戦略的方向付けを行う。

マネジャーの選別およびデュー・デリジェンス

FRMのボトム・アップ・プロセスは、高い信念を持つマネジャーを発掘する必要性によって牽引される。選別プロセスは、FRMのマネジャー・リサーチ（以下「MR」という。）のアナリストにより行われる。これらのアナリストは、注力する投資戦略を専門とし、その多くはそれぞれの分野において実際の取引経験を有している。FRMのMRアナリストは、下記の５つの特性を基本的に満たすマネジャーを発掘する責任がある。FRMは、アナリストが全ての特性が明白であり今後も明白であり続けることに確信を持つ場合にのみ、ファンドに投資する。

- **FRMにおけるリスク管理に対する考え方：**ファンドが強固で安定したリターンを創出するために、ダウンサイド・リスクを管理することができることをFRMが確信しなければならない。
- **優位性：**ファンドは一定の活動範囲において競合ファンドと比較して常に優位性を維持できることをFRMが確信しなければならない。この優位性は優れたリサーチによって得られる場合が多い。
- **繰り返し可能な投資プロセス：**ファンドは、過去と同様のパフォーマンスを将来も維持することをFRMが確信しなければならない。FRMは、業績に依存することはできない。
- **十分なポートフォリオおよびプロセスの透明性：**プロセスがどのようにパフォーマンスに影響するかを把握できなければならない。
- **確固たるオペレーション：**ファンドは、FRMのオペレーション・デュー・デリジェンス・チームが要求する基準を満たす可能性が高くなければならない。これらの最低基準を遵守することにより、FRMがかかわる事業およびFRMの投資対象のガバナンス状況について確信を持つことができる。

リサーチ項目は通常、ポートフォリオのより一般的な要件、トップ・ダウン型ポートフォリオ・マネジメント委員会（以下「PMC」という。）会議の結果、およびICが運営するプロセスによって導かれる。特にPMCおよびICは、現在の投資機会および市況に鑑みヘッジ・ファンド戦略が承認済リスト（承認済みファンドのリスト）を改善する分野に重点を置く。マネジャー選別プロセスは次の４段階から構成される。ｉ）当初分析、ii）広範囲のデュー・デリジェンス、iii）承認および監視、ならびにiv）承認済リストからの削除

ポートフォリオの構築および運用

マネジャー選別プロセスは、FRMが運用するファンド・オブ・ヘッジ・ファンド・ポートフォリオの基礎をなすものである。FRMの投資プロセスの第三要素は、承認済リストのマネジャーがポートフォリオを構築するために連携する方法に関連する。FRMのポートフォリオ構築は、第一に、マネジャーにより採用される収益生成プロセス、戦略の環境依存関係、戦略に埋め込まれたリスクおよび取引が行われる市場または地域に関して、ヘッジ・ファンド・スタイルに関するFRMの基本的な投資哲学に基づく。第二にポートフォリオは、クライアントが設定する具体的なパフォーマンス、ボラティリティおよびそれらの相関関係の目標の達成を基本とする反復法によってクライアントの要求に合わせて構築される。第三に戦略アロケーションは、現在の投資環境および将来の投資環境のFRM予測に対し適切なリスク特性を示すように（トップ・ダウン・プロセスに従い）調整される。トップ・ダウン・プロセスは、最も適切な戦略配分を決定し、FRMのポートフォリオが将来の投資機会を活用できるよう適切に構築されることを目指す。

リスク管理および監視

後記、「３　投資リスク、（２）リスクに対する管理体制、FRMのリスク管理および監視」を参照のこと。

（iii）職務および権限

ICは、このようなハイ・レベルの投資問題を討議し、投資チームに戦略的方向を提供するために隔週毎に会議を開く。

ICの構成員は以下のとおりである。

・チーフ・インベストメント・オフィサー（ファンド選別について拒否権を行使することができる。）
・マン・グループのプレジデント
・FRMのプレジデント
・チーフ・リスク・オフィサー
・チーフ・インベストメント・オフィサー代理
・マネジャー・リサーチのヘッド／グローバル・マクロのセクター・ヘッド
・レラティブ・バリューのセクター・ヘッド
・パイン・グローブ・ファンズのチーフ・インベストメント・オフィサー

FRMのヘッジ・ファンド投資の管理には、投資プロセスに直接関与する投資専門家集団の卓越したチームワークが必要である。このチームは、ヘッジ・ファンド・ユニバース全体を対象とするアナリストのグローバルなネットワークである。

デュー・デリジェンスのプロセスが一度完了すると、提案された投資はマネジャー承認プロセスにおいて投票される。アナリストは、ICおよびマネジャー承認会議にファンドを提示する。

この月次承認会議には、関連あるマネジャー・リサーチ・アナリスト、ポートフォリオ・マネジャーおよびリスク管理チームが参加し、議長はマネジャー・リサーチのヘッドが務める。マネ

ジャー・リサーチのヘッドは、新規投資を追加し、既存の受益者から買い戻す権限を有している。

FRMの投資選別プロセスに関わるFRM委員会の職務および権限については、下記を参照のこと。

FRM委員会	会議	責任	承認／拒否
マネジャー承認会議	月次	提案されたファンドの承認リストへの追加または削除について討議および検討する。	FRMのCIOは、新規投資に承認を与える権限を有する。 FRMのCROは、提案された投資または既存の投資を拒否する権限を有する。
投資委員会	隔週	投資プロセス全体に対して戦略上の指針を管理・提供する。	FRMのCIOは、新規投資に承認を与える権限を有する。 FRMのCROは、提案された投資または既存の投資を拒否する権限を有する。
リスク委員会	月次	マネジャー承認プロセスから明白な問題またはこれに優先する問題について討議し決定する。	FRMのCROは、提案された投資または既存の投資を拒否する権限を有する。
ポートフォリオ管理委員会	四半期毎	トップ・ダウンの考察、長期的なリサーチ項目およびアナリストへの指針ならびに戦略アロケーション判断を策定する。	該当なし。

（4）【分配方針】

ファンドは、存続期間中、収益の分配を行うことを予定していない。

（5）【投資制限】

ファンドの投資ポートフォリオは、管理会社の助言と承認に基づく受託会社のパフォーマンス・ローン債とゼロ・クーポン債の買付である。ファンドの投資ポートフォリオの管理は、下記の投資制限に従い管理会社によって行われる。

（ｉ）「有価証券」に対する投資の下限

ファンドは、全資産の50%以上を、日本国金融商品取引法に定義される有価証券（公社債、コマーシャル・ペーパー、株式、証券投資信託受益証券または投資証券等）または有価証券に関連するデリバティブ商品に投資する。パフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債は、ここにいう「有価証券」に該当する。

（ii）空売りの制限

空売りを行った証券の時価総額が、ファンドの純資産総額を超えてはならない。

（iii）借入れの制限

ファンドの純資産額の10%を超えることとなる借入れを行ってはならない。ただし、合併等により、一時的にこの10%の制限を超える場合はこの限りではない。

（iv）流動性に欠ける資産への投資の制限

ファンドの純資産額の15%を超えて、容易に換金できない流動性に欠ける資産（私募株式、非上場株式または不動産等）に投資することはできない。ただし、本制限の目的上、パフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債は「流動性に欠ける資産」には含まれない。

（注）百分率の計算は、買付時点基準および時価基準のいずれでもよいこととする。

（ｖ）集中投資の制限

管理会社が運用を行う証券投資信託または投資法人の全体において、一発行会社の発行済株式総数の50%を超えて当該会社の株式に投資してはならない。

（注）百分率の計算は、買付時点基準および時価基準のいずれでもよいこととする。

（vi）不適切取引の禁止

管理会社は、ファンドのために、自己または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、もしくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を行ってはならない。

ケイマン諸島の規則

管理会社は、適用あるケイマン諸島の規制に基づき、「投資顧問会社」（ケイマン規則において定義される。）として遵守することを要求される規則に服する。管理会社は、かかる規則に則り、以下の行為を、ファンドのためにしてはならない。

（ｉ）いずれかの証券の空売りを行うことにより、ファンドのために空売りされるすべての証券の総額が、当該空売りの直後にファンドの純資産価額を超えることとなる場合に、当該証券を空売りすること。

（ii）金銭の借入れを行うことにより、ファンドのために実行される借入残高が、当該借入れの直後にファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合に、当該金銭の借入れを行うこと。ただし、以下の場合を除く。

ｉ．特別な状況（ファンドが他のミューチュアル・ファンド、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含むが、これらに限定されない。）において、12か月を超えない期間において、本項で言及される借入制限を超過することができる。

ii．以下に該当する場合、本項で言及される借入制限を超えることができる。

（A）ファンドの目的が、自己の証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産（不動産に対する持分権を含む。）に投資することである場合。

（B）ファンドの資産の健全な管理運用を確保するためまたはファンドへの投資者の利益を保護するために、かかる制限を超える借入れが必要であると管理会社が考える場合。

（iii）投資会社ではないいずれか一発行会社の株式を取得することにより、管理会社が管理運用するすべてのミューチュアル・ファンドにより保有される当該会社の議決権付株式の総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、当該会社の株式を取得すること。

（iv）取引所に上場されていない、または即時に現金化することのできない投資証券を取得することにより、ファンドにより保有される当該投資証券の総額が、当該取得の直後にファンドの純資産価額の15%を超えることとなる場合に、当該投資証券を取得すること。ただし、本書に当該投資証券の評価方法が明確に開示される場合には、管理会社は、一切の投資証券を取得することにつき制限を受けないものとする。

（ｖ）ファンドの投資者の利益を害するか、またはファンドの資産の適切な管理運用に反する何らかの取引（管理会社またはファンドへの投資者以外の第三者に利益を与えることを意図した取引を含むが、これらに限定されない。）を行うこと。

（vi）自己またはいずれかの取締役との取引を、本人として行うこと。

ただし、ファンドのために管理会社により自己の株式、証券、持分その他の投資証券の全部または一部が取得される会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者が、下のいずれかに該当する場合、上記のいかなる制限も、ファンドのために管理会社が、当該会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者の株式、証券、持分その他の投資証券の全部または一部を取得することを妨げない。

（ｉ）ミューチュアル・ファンド、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合。

（ii）マスター・ファンドもしくはフィーダー・ファンドの一部を構成するか、または複数の会社もしくは事業体のその他の類似する組織もしくは団体を構成する場合。

（iii）ファンドの投資目的もしくは投資戦略の全部またはその一部を直接的に促進する特別目的事業体である場合。

トレーディング・カンパニーに対する制限

トレーディング・カンパニーは、投資運用会社の助言を得て、取引所に上場されておらずまたは換金が困難な投資対象（信用枠を除く。）を、取得の結果、取得直後にファンドの純資産総額の15%を超えてトレーディング・カンパニーが取得することとなるような場合には、いかなる投資対象も取得することができない。

3【投資リスク】

（1）リスク要因

ファンドへの投資は、リスク要因の影響を受ける。

投資者は、受益証券の購入および保有にかかるリスクを慎重に検討すべきである。以下は、受益証券への投資および／またはその保有に伴うリスクのすべてを網羅したリストとして示すことを意図したものではない。

投資に関する適性

1．ファンドへの投資は、かかる投資の利点およびリスクを評価する能力のある投資家にのみ適している。ファンドの投資目的が達成される保証はない。

2．投資を行おうとする者は、ファンドへの投資を決定する前に、本書に記載されるリスクおよびその他に関する情報を慎重に検討・評価すべきである。投資を行おうとする者は、また、投資を行う前に自身の独立したフィナンシャル・アドバイザーから個別の助言を受けるべきである。以下の要約は、受益証券の申込みおよび／または保有に関連するすべてのリスクを網羅することを意図したものではない。投資手法が展開されるにつれ、ファンドへの投資は、本要約に記載されていないリスクを負うことがある。

受益証券への投資

3．各申込者は、本項に記載されるリスク要因ならびに本書および申込書に記載される要項を考慮して受益証券への投資額を決定すべきである。トレーディング・カンパニーが投資戦略を通じて投資する投資対象は、突発的で予測不可能な大幅な価格変動に見舞われる可能性があるため、この種の投資に内在するリスクは、他のタイプの投資に通常付随するリスクに比べ、より大きいことに留意すべきである。その結果、かかる投資対象の取引は、短期間で一口当たり純資産価格の大幅な低下および上昇につながる可能性がある。従って、受益証券への投資は、当該投資についての損失を許容し得る者によってのみ行われるべきである。

4．受益証券の購入価格と受益証券の買戻価格（即ち受益証券一口当たり純資産価格から該当する買戻手数料を差引いた金額）には、差が生じることがある。このことは受益証券への投資を中期的投資と捉えるべきであるということを意味している。

5．受益証券への投資は、すべての投資家に適しているわけではない。市況は常に変動しており、いずれかのトレーディング・アドバイザーまたは投資戦略が過去に成功を収めたという事実は将来の収益性に関連するとは限らない。過去の実績が必ずしも将来のパフォーマンスを示すとは限らない。利益が発生する、または多額の損失が発生しないという保証はない。

6．受益者は、買戻しを行う予定の取引日の前暦月の15日までに書面による買戻請求通知を提出しなければならない。現在、受益証券に関しては、流通市場はない。従って、受益者は、買戻請求通知を提出する前に、買戻請求通知に基づく受益証券の買戻価格を知ることができない。買戻請求通知の提出後当該取引日までの期間において、各受益証券の純資産価格（即ち受益者に支払われる買戻価格）は、市況により大きく変動することがある。受益者は、管理会社が受託会社と協議の上別途判断した場合、または本書の条項に記載されているところにより取引および／または計算の停止が宣言された場合を除き、買戻請求を取り消す権利を付与されていない。

7．受益証券の買戻しは、ファンドの資産の減少をもたらし、従って、残存する受益証券に帰属する費用を増やすことになる。

8．受託会社は、一定の状況においては、受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。

全般的投資アプローチ

９．申込者は、前記の「２　投資方針（１）投資方針　Ｉ．投資目的および投資方針　投資目的」の項に記載されているファンドの投資目的を慎重に検討すべきである。ファンド、管理会社、トレーディング・カンパニーまたは投資運用会社が投資目的を達成する保証はない。申込者は、特に、ゼロ・クーポン債の保証状による元本保護の恩恵を受けるためには、（保証状の条項に従い）償還日まで投資を維持しなければならないことに注意すべきである。償還日前に受益証券を買い戻す受益者は、発行価格を下回る可能性のある当該時の受益証券一口当たり純資産価格を受領するものとし、また、買戻手数料を請求される可能性もあるため、買戻される受益証券の価額は発行価格を下回る場合もある。

10. 受益証券についての受益者のリターン（買戻支払額またはその相当額）は、トレーディング・カンパニーの分散投資活動および担保資産に関連して得た利益から生じる累積純収益または損失（もしあれば）に左右される。受益証券のリターンは、売買益および投資収益により受益証券の存続期間中に大幅に変動することがあり、下落することもあれば上昇することもある。ファンドは、受益者が受益証券について獲得するリターンについて表明することはなく、本書に記載されている管理会社、投資運用会社、トレーディング・アドバイザーまたは投資手法についての情報は、（収益性または他の投資対象との相関関係において）将来これらがどのような成績を上げるかについて保証するものではない。

11. 投資運用会社およびトレーディング・アドバイザーが追及すべき投資戦略の見極めおよび活用は、高度の不確実性を伴う。投資運用会社またはトレーディング・アドバイザーが、割当資産の全額を分散するための適切な投資の機会を設定できるという保証はない。

12. ファンド、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の過去の投資実績は限定的である。受託会社、管理会社、投資運用会社および運用マネジャーには投資実績があるが、その投資実績の中には比較的短期間のものもあり、使用される投資戦略がファンドと同種の投資信託により以前使用されたことがないこともある。

13. トレーディング・カンパニーによる投資運用会社または一もしくは複数のトレーディング・アドバイザーの助言に基づく投資（直接的もしくは間接的）は、集中的に行われることがあり、その資産の大部分は、直接的もしくは間接的に一発行体または政府機関の有価証券に投資されることがある。このように投資が集中的に行われる場合、当該発行体もしくは当該政府機関の事業に関する、または当該有価証券の表示通貨に関連する悪材料による全般的な影響は、かかる投資が集中的に行われなかった場合に比べ相当大きくなる可能性が高い。

14. トレーディング・カンパニーは、変動性が高く、かつ流動性が乏しくなる可能性のある市場への投資を行うことができる。従って、中には株式投資よりも流動性が高い投資対象もあるが、トレーディング・カンパニーが変動している市場でポジションを現金化することは、（取引市場における取引停止または日々の価格変動制限等がある場合）不可能であるか、または費用がかかることがある。一方、状況によっては、（関連市場等での取引状況が不十分といった場合）直ちにポジションを開始したり現金化することができなくなる可能性もある。ショート・ポジションをカバーするために必要な有価証券が購入できる保証はない。これらのリスクは、トレーディング・カンパニーが証拠金請求、追加証拠金請求またはその他の資金需要を充足するためにポジションの現金化を必要とする場合により高くなる可能性がある。トレーディング・アドバイザーも、その投資に関して類似のリスクに直面することがある。

15. 投資戦略の中には空売りを含むものがあり、この場合、証券を将来売却することを約した売り手が、契約の時点では売却すべき証券を所有していないことがある。売り手は、随時、買い手への引渡しのために同種の証券を借り入れなければならず、売り手にはこうして借り入れられた証券を後日返却する業務が課される。投資家は、空売りにより、市場価格が下落し、かつ下落幅が取引費用および証券の借入費用を超える場合、収益を上げることができる。しかし、ショート・ポジションを手仕舞いするために市場価格で有価証券を購入することにより借入証券を返却しなければならな

い場合、借入証券価格の上昇により、損失が生じることがある。ショート・ポジションを手仕舞いするための証券の購入自体が、証券価格をさらに押し上げ損失を拡大させることもある。また、最終売却価格を下回る価格での空売りが禁止されている市場があり、これにより最も望ましい時期に空売りを実行できないこともある。

16. デリバティブへの投資は、特別のリスクを伴うものであり、損失が発生することがある。先物契約およびデリバティブの価格は非常に変動性が高い。これらの価格は、中でも、金利、インプライド・ボラティリティ、配当利回り、変化する需給関係、貿易、財政、金融および為替管理制度ならびに政治・経済事象の影響を受ける。

17. 先物契約とは異なり、先渡し契約は取引所において取引されておらず、標準化されていない。先渡し契約および「現金」取引は、大部分が規制されていない。日々の価格変動に制限はなく、投機的ポジションの制限は適用されない。先渡し市場において取引を行う者は、取引の対象となっている通貨または商品の取引を続ける必要はなく、これらの市場は、かなりの期間、流動性を欠くこともあり得る。かかる取引が行われる市場においては、異常に高い売買高、政治的介入またはその他の要因により混乱が生じる場合もある。市場の流動性の低下または混乱により損失が生じる場合もある。

18. トレーディング・アドバイザーが運営する複合取引システム／プログラムならびに取引の速度および規模により、事後的に考えれば取引システム／プログラムが必要としなかった取引が行われる結果を招くことが可避である。受益者は、このような方法で実行される意図していなかった取引の結果、利益を得たり損失を被ることがある。

19. トレーディング・カンパニーおよびトレーディング・カンパニーが直接または間接に投資を行う投資対象ビークルは、投資運用会社またはトレーディング・アドバイザーの分析モデルの信頼性および正確性に依拠する戦略を利用することがある。このようなモデル（またはそのモデルが基礎とする前提条件）が正確であると証明されない範囲において、トレーディング・カンパニーの投資対象は予想した実績を上げず、多額の損失を被ることがある。

20. 受益者になろうとする者は、受益証券に帰属する資産がファンドの負債に対して充当され、その結果受益証券の価格の下落を招く可能性があることに留意すべきである。従って、ファンドの直接の債権者が、ファンドが営業費用および管理費用の支払義務を負っている者のみに限定されるよう意図されていることを了解しておくべきである。

21. 受益証券の純資産価額は、一部、概算価額を含む評価に基づくものであり、かかる概算および／またはその基礎となる規定が正確でないことが後日判明するリスク、および計算に誤りが生じる事務処理上のリスクを被る。

22. 投資運用会社は、投資先のリスクが予測の範囲内に確実におさまるよう試み、これにより、トレーディング・カンパニーのリスクを管理する。それでもなお、トレーディング・カンパニーのトレーディング対象元本の価値が通常の分散投資手法を維持できない水準まで大幅に下落した場合、トレーディング・カンパニーが投資戦略の全部または一部についてトレーディング活動を停止する必要が出てくることに受益者は留意すべきである。このような状況において、償還日の到来前に、受託会社は、ファンドが（保証状の要項に従い）償還日に保証額を受領するという保証付で、ファンドのためにゼロ・クーポン債の保有を続ける。

元本確保

23. 保証が、保証銀行の信用リスクの影響を受けるため、保証銀行の債務超過または類似の事態が起こった場合、保証銀行は、保証状に基づく受託会社に対する支払義務を果たせないことがある。保証は、また、重大な規制、制限および留保事項に従うものとし、受益者となろうとする者は、前記の「２　投資方針（１）投資方針　Ⅱ．保証および保証会社　保証」の項に記載されている保証の概要に注目すべきである。受益証券（およびこれについての収益）は、保証銀行によって保証され

ていない。保証状は、受益者がその受益証券について何らかの収益を受領することを保証していない。保証銀行は、保証状の条項に基づき保証銀行が受託会社に対し支払う金額の受託会社または管理会社による支払について責任を負わない。

24. ファンドは、担保保管会社により保有される適格担保に関し、取引の相手方に関するリスク（支払不能、破産またはその他の原因のいずれによるかにかかわらず、いずれかの取引の相手方が取引を遂行することができなくなるリスク）にさらされる。

手数料および取引コスト

25. ファンドおよびトレーディング・カンパニーは、管理報酬、成功報酬および売買委託手数料を含む「４　手数料等及び税金」の項において開示されている相当の費用を支払う義務を負うものとし、かかる費用は、受益証券の純資産価額さらにはトレーディング・カンパニーの良好なパフォーマンスに影響を及ぼす。

26. ファンドの実績は、トレーディング・カンパニーの投資対象に関連する手数料の影響を受ける。

27. トレーディング・カンパニーおよびトレーディング・カンパニーが直接または間接に投資を行う対象先ビークルは、高水準の投資を行い、その結果これに伴うトレーディング費用の上昇を招くことがある。典型的な例として、ポートフォリオの取引高が大きいと、これに応じて取引費用が上昇する。発生が見込まれる証券取引および関連取引手数料の正確な金額は、提供される市場での投資機会の内容および頻度、取引規模ならびに随時有効となる取引レートを含む多くの要因に依拠する。

28. 成功報酬は、各投資戦略とは別個に計算および請求される。投資戦略の間で再配分が行われる場合、成功報酬の計算基準は改められ、これにより、かかる再配分が行われなかったら支払われなかったであろう成功報酬の支払義務が生じる場合もある。成功報酬は、成績に基づく報酬がない場合に比べ、投資運用会社および運用マネジャーに対し、よりリスクの高い投資を行うインセンティブを与えることになる。

29. ファンドおよび／またはトレーディング・カンパニーにより支払われる手数料および取引コストは、ファンドの存続期間中、再交渉される可能性がある。

取引の相手方に関するリスク

30. 投資対象は、通常、トレーディング・カンパニーおよび本人たるブローカー（代理人としてではない。）の間で決定される。従って、トレーディング・カンパニーは、ブローカーが債務超過または同種の事態に陥った場合、トレーディング・カンパニーに対する契約上の支払義務を履行できなくなるというリスクにさらされる。トレーディング・カンパニーが直接的または間接的に投資を行う投資対象ビークルは、利用するブローカーに関連して同種のまたはより高いリスクを伴う可能性がある。
31. トレーディング・カンパニーおよびトレーディング・カンパニーが直接的または間接的に投資を行う投資対象ビークルは、保有する店頭取引銘柄に関し取引の相手方に関するリスクを負う。トレーディング・カンパニーまたは運用マネジャーが取引の際に使用するカウンターパーティーまたはブローカーが債務超過に陥った場合、トレーディング・カンパニーまたはその子会社は、証拠金取引勘定等について支払期限が到来した金額に関し、無担保債権者としての順位しか与えられないことがあり、その損失をトレーディング・カンパニーまたはその子会社が負うことになる。
32. 運用マネジャーは、また、為替先物予約および金利オプション等の他の商品の代わりとなり得る通貨スワップ、金利スワップ、トータル・リターン・スワップまたはその他のスワップ取引を締結することができる。かかる商品の価額は、通常、裏付資産の価格の変動および取引の相手方に関するリスクに左右される。

信用枠

33. 信用枠により、さらなるレバレッジが可能となるが、トレーディング・カンパニーの投資対象元本が減少しリターンがマイナスになる場合、運用実績に悪影響を及ぼすことがある。
34. 投資戦略を実行するために、トレーディング・カンパニーは、借入れを行い、また、スワップおよびその他のオフ・バランスのデリバティブ取引およびその他の形式のレバレッジを活用することができる。トレーディング・カンパニーが直接または間接に取引を行う投資対象ビークルもまた、レバレッジを活用することができる。レバレッジはトータル・リターンの上昇の可能性を提供するが、潜在的に損失を拡大させることもある。借入資金による投資の収益および価格上昇がレバレッジのコストを下回る場合、トレーディング・カンパニーの純資産額および受益証券の一口当たり純資産価格は、低下する。従って、トレーディング・カンパニーまたはトレーディング・カンパニーが直接または間接に投資を行う投資対象ビークルによる投資価格に悪影響を及ぼす事態は、レバレッジが活用される範囲まで拡大する。
35. レバレッジド投資と逆の動きをする市場におけるレバレッジ活用の累積的効果によって、損失が拡大する可能性があり、その損失はレバレッジが利用されない場合より大きくなることがある。
36. 一般的に、レバレッジ取引の大部分および保証および未払いの保証手数料に関する担保条項には、担保設定が含まれることがある。証拠金もしくは同様の支払、または保証のための追加担保設定のために必要な金額が上昇した場合、トレーディング・カンパニーまたはトレーディング・カンパニーが直接または間接に投資を行う投資対象ビークルにとって不利な時期および価格で取引を行う必要が生じ、多額の損失が生じる場合がある。
37. 投資戦略の中には、相当なレバレッジの活用を必要とするものもある。レバレッジのファシリティが常に利用可能であるという保証はなく、レバレッジ・ファシリティにおける損失または低下による影響で、トレーディング・カンパニーがそのすべての投資配分を削減することがある。利用可能なレバレッジのファシリティについての条件は、変更される可能性がある。
38. レバレッジの結果、支払利息が、トレーディング・カンパニーの資産に占める比率が大きなものとなることがある。トレーディング・カンパニーは、支払利息により、該当する投資戦略へのエクスポージャーの削減を強いられることになり得る。かかるレバレッジの使用は、比較的少額の損失または費用を相殺するのに十分でない利益でさえも、トレーディング・カンパニーの利用可能な取引

資本を急速に減少させ、また、トレーディング・カンパニーおよびファンドの潜在的収益力を減少または喪失させることを意味する。

39. 信用枠が更新されるという保証はなく、また、信用枠の喪失または縮小による影響で、トレーディング・カンパニーの全体的投資配分が制限され、これに従い該当する投資実績予測が低下する可能性もある。信用枠の更新は、かかる信用枠／取決めの条項の変更および／または該当する利ざやの変更の影響を受ける可能性がある。

金利リスクおよび為替リスク

40. ファンドへの投資は、米ドルで行われなければならない。他の通貨で取引を行う受益者は、為替レートの変動により自身の投資金額が増減する可能性があることに留意すべきである。
41. トレーディング・カンパニーおよびトレーディング・カンパニーが直接的または間接的に投資を行う投資対象ビークルは、為替リスクおよび／または金利リスクにさらされる可能性がある。実勢為替レートまたは金利の変動の範囲内で、受益証券の一口当たり純資産価格が悪影響を受ける可能性がある。トレーディング・カンパニーは、随時、為替リスクおよび／または金利リスクを軽減するよう努めるが、そうした場合でもかかるリスクは依然として存在する。さらに、トレーディング・カンパニーが直接的または間接的に投資を行う投資対象ビークルもその投資に関し同様またはより高いリスクを負う可能性がある。

税金

42. 管理会社および受託会社は、ファンドの行為が、いずれの国においても直接課税の対象にならないようこれを取り扱うことを意図している。ファンドがいずれかの国において、直接課税に服する場合、受益証券の運用成績に悪影響を及ぼすおそれがある。
43. 本書は、ファンドへの投資に関する課税について考慮していない。

（２）リスクに対する管理体制

副管理会社は、ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを検知し、理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また容易にするという役割を担っている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、ファンドがさらされているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能性の評価を連係させる。

リスク・マネジメント機能は、ポートフォリオ・マネジメント機能から機能的に独立しており、更に、潜在的な利益相反を避け、またリスク・マネジメントとリスクを伴う活動との厳密な分離を確実にするため、経営上の責任を負わない。

FRMのリスク管理および監視

リスク管理は、FRMのプロセスの全段階に必要不可欠なプロセスであり、FRMの投資を構築する上で中核をなすものである。FRMリスク管理チームのアプローチは、他のチームから全く影響を受けず、リスク管理に用いられる同部門の独立的な判断によって実施される。リスク管理チームは、オペレーショナル・リスク・チームおよび投資リスク・チームから構成され、チーフ・リスク・オフィサーが投資に対し絶対的な拒否権および承認リストからファンドを削除する権限を有する。FRMは、良好なリスク管理機能において、原則および職務が規定通りに、一貫性を持って遂行されるプロセスを持つことが重要だが、データを検証するために判断力および経験を利用することも非常に重要だと考えている。

ヘッジ・ファンド組入ファンドのリスク管理には以下の３つの主要レベルがある。１）FRMは投資対象のヘッジ・ファンドについてその戦略の透明性に関して詳細なレベルを取得するよう求めると同時に、ヘッジ・ファンドに対しては確実なリスク管理制度およびプロセスを持つよう要求するヘッジ・ファンド・マネジャー・レベル、２）戦略およびマネジャー・アロケーションを通してリスク管理を行うポートフォリオ・レベル、ならびに３）増大する可能性がある要因リスクを緩和するよう構築されたポートフォリオ・ヘッジ。

マネジャー・レベルでは、投資の前後の両時点においてリスク管理における２つの分野、即ち流動性リスクを含むオペレーショナル・リスクおよび投資リスクに集中する。ポートフォリオ・レベルでは、投資リスク・チームがリスク査定を行い、是正措置をアドバイスするためポートフォリオ管理チームと緊密に連携する。FRMは、総合的な方法であらゆる領域のリスクを監視することによってのみ、リスクの全体像を構築し、情報に基づいた決定を下すことが可能になると考えている。

リスク委員会は、MRアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーとリスク問題について討議し、是正措置について合意するため毎月一回（または必要な場合はそれ以上）会議を開催する。この会議の議長は投資リスクのヘッドが務め、ICおよびリスク管理チームが参加する。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

該当事項なし。

② 日本国内における申込手数料

該当事項なし。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は、以下のとおりである。一定期間内における取引日の買戻しと取扱われるためには、当該取引日の前暦月の15日までに買戻通知書が送付されなければならない。

下記期間中（両端の日を含む。）の取引日における買戻し	当該買戻しのための通知期間（両端の日を含む。）	買戻し手数料
発行日から2007年10月31日の間	2005年９月１日から2007年９月14日の間	受益証券一口当たり純資産価格の４％
2007年11月１日から2009年10月31日の間	2007年９月15日から2009年９月15日の間	受益証券一口当たり純資産価格の３％
2009年11月１日から2011年10月31日の間	2009年９月16日から2011年９月15日の間	受益証券一口当たり純資産価格の１％
2011年11月１日以降	2011年９月16日以降	なし

② 日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は、以下のとおりである。一定期間内における取引日の買戻しと取扱われるためには、当該取引日の前暦月の15日までに買戻通知書が送付されなければならない。

下記期間中（両端の日を含む。）の取引日における買戻し	当該買戻しのための通知期間（両端の日を含む。）	買戻し手数料
発行日から2007年10月31日の間	2005年９月１日から2007年９月14日の間	受益証券一口当たり純資産価格の４％
2007年11月１日から2009年10月31日の間	2007年９月15日から2009年９月15日の間	受益証券一口当たり純資産価格の３％
2009年11月１日から2011年10月31日の間	2009年９月16日から2011年９月15日の間	受益証券一口当たり純資産価格の１％
2011年11月１日以降	2011年９月16日以降	なし

（３）【管理報酬等】

（ｉ）管理報酬（副管理報酬を含む。）および登録事務代行報酬

管理会社（管理会社兼管理事務代行会社）は、ファンドから、純資産価額の0.11%の年間報酬を受領する権利を有する。管理会社は、ファンドから受領する管理報酬から副管理報酬を支払う。

登録事務代行会社は、ファンドから、純資産価額の0.06%の年間報酬を受領する権利を有する。

これらの報酬は、毎月発生し、後払いされる。

管理報酬および登録事務代行報酬は、ファンドの管理業務および登録事務代行業務の対価として支払われる。

2016年10月31日に終了した会計年度にファンドが負担した管理報酬および登録事務代行報酬は、8,857米ドルおよび2,290米ドルであった。

（ii）投資運用報酬および成功報酬

トレーディング・カンパニーのレベルでは、投資運用報酬として、各投資戦略への投資配分の、毎月１%の４分の１を上限とする料率（年率約３%）で計算され、請求される。同報酬は、毎評価日に計算され、各月毎に後払いされる。20%を上限とする毎月の成功報酬は、各当該投資戦略中の純資産価額の純増加分に基づいて請求される。成功報酬は、特定の報酬および費用を控除する前に請求されることがある。

投資運用報酬および成功報酬は、ファンドの各投資戦略についての投資運用業務の対価として支払われる。

2016年10月31日に終了した会計年度にファンドが負担した投資運用報酬および成功報酬は支払われなかった。

投資戦略を実行するにあたり、配分は、マネージド・アカウントを通じて、他のビークルへの投資等数々の投資手法により行われる。トレーディング・カンパニーは、かかる投資に比例してそれらの投資対象について請求されるすべての報酬および費用（これらの対象先投資戦略のヘッジファンド・マネジャーに支払われる個別運用報酬および成功報酬を含む。）を負担する。さらに、かかる報酬の詳細は、概ね対象先の各投資戦略に関する目論見書や募集要項に記載されている。

（iii）受託報酬および保管報酬

受託会社（受託者兼保管者）は、ファンドから、総資産価額の0.0075%（最低15,000米ドル）の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎月発生し、後払いされる。さらに、受託会社は、ファンドから一定の取引報酬とファンドの管理について生ずるすべての立替金および実費を受領する権利を有する。

受託報酬および保管報酬は、ファンドに対する受託業務の提供およびファンド資産の保管業務の対価として支払われる。

2016年10月31日に終了した会計年度にファンドが負担した受託報酬は、26,432米ドルであった。

（iv）代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドから、毎評価日の受益証券一口当たり純資産価格に当該評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.5%で計算される報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎月発生し、後払いされる。

代行協会員報酬は、運用報告書の販売会社への配布、１口当たり純資産価格の公表、日本の法令・規則で要求される書類の提出・配布等の業務の対価として支払われる。

2016年10月31日に終了した会計年度にファンドが負担した代行協会員報酬は、32,740米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

トレーディング・カンパニーは、（ｉ）純資産価額の年率１％のリスク移転および管理報酬、ならびに（ii）純資産価額の年率0.375%の流動性管理および管理事務報酬を負担していた。両報酬は、毎月計算され、トレーディング・カンパニーから後払いされていた。

2012年12月１日効力発生のトレーディング・カンパニーの投資運用契約の変更により、リスク移転および管理報酬ならびに流動性管理および管理事務報酬は０％に減額された。

トレーディング・カンパニーはまた、直接的または間接的に、関連する投資戦略への投資エクスポージャーの１％を上限とする仲介ブローカーの報酬を含むことがある、トレーディング、借入れに対する利息およびその手数料（信用枠に関連して本書で詳述される。）、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社のケイマン諸島における年間会社登録・登記上の事務所維持手数料、監査人ならびにファンド、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の法律顧問の報酬および費用、評価手数料、副登録事務代行会社報酬、保証請求代理人報酬、（適用ある場合は）上場申請および上場維持費用、（適用のある場合は）受益者のために規定されたノミニー制度の運営のための経費および費用、定期的および年次の報告書および書類の印刷および配布費用ならびにその他すべての営業費用を負担する。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は連帯して、ギャランティ・ライアビリティを参照して計算される30／360ベースでの年率0.24%の保証手数料を、随時保証銀行に支払うことに合意している。かかる手数料は、ゼロ・クーポン債発行日に発生し、支払われ、四半期毎に後払いされる。さらに、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は連帯して、保証状を発行する費用のいかなる増加または、保証関係書類の実施費用についても、保証銀行に補償を与え、また、保証銀行のその他の様々な費用（保証状の規定に関して保証銀行から生じた法律費用を含む。）を連帯して支払うことに合意している。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は連帯して、担保保管会社に保管報酬を支払い、また立替費用を返済することに合意している。

信用枠のもとで発生したいずれのレバレッジも、LIBORにマージンを加えた料率（１年あたり２％を超えないと思われる、「投資配分」の項に記載される変更を前提とする。）の、信用枠のもとで発生したレバレッジの元本額について計算され四半期毎に後払いされる利息を負担することになる。アレンジメント手数料は、レバレッジの観点からトレーディング・カンパニーに募集期間終了後に支払われることになるが、もし更新されれば、信用枠に係るレバレッジは更新された年間報酬を前提とすることになる。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の取締役は、その合理的な報酬および費用の一部または全部について、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社に請求する権利を、それぞれ支払を得られるよう留保している。トレーディング・カンパニーの取締役は、5,000米ドルの年間報酬に、取締役会への出席についての報酬および費用を含め、その他の報酬および費用を加算してそれぞれ受領する。

ファンド、トレーディング・カンパニー、ゼロ・クーポン債発行会社の設立、（適用ある場合）上場認可費用および受益証券の当初発行について生じる初期費用は、400,000米ドルおよび発行された受益証券の価額の0.5%以内で、場合に応じてファンド、トレーディング・カンパニーおよび／またはゼロ・クーポン債発行会社により支払われた。かかる費用は、発行日後最初の３年間で償却された。

受託会社およびトレーディング・カンパニーは、報酬契約を締結しており、同契約に基づき、トレーディング・カンパニーは、パフォーマンス・ローン債の購入後、ファンドの受託者として受託会社が支払わなければならない、または管理会社がファンドのために支払わなければならない、あらゆる手数料について、受託会社を補償しまたは資金を提供する。

2016年10月31日に終了した会計年度に発生したその他の費用は、80,210米ドルであった。なお、2016年10月31日に終了した会計年度において、95,769米ドルを清算費用として留保している。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

（Ａ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

Ⅰ　ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年１月１日以後は15%の税率となる。）。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅱ　ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が行われる。
日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年１月１日以後は15%の税率となる。）。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が行われる。
受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅲ．サブ・ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われる。
ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

Ⅳ．なお、上記Ⅰないし㈢記載の取扱いは、税制等の変更により変更されることがある。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（Ｂ）ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税またはキャピタル・ゲイン税がなく、源泉徴収される税がなく、財産税、相続税または贈与税もない。ケイマン諸島は、ファンドに対する支払またはファンドによる支払に適用される二重課税防止条約をいずれの国とも締結していない。また、受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約の発行を申請済みであり、これを取得している。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島におけるキャピタル税または印紙税はない。年次の登録手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、いずれも、ケイマン諸島の法律に基

づき免除会社として設立され、誓約の日付から20年の間に制定される、収益もしくは利益またはキャピタル・ゲイン等に対して税金を課す法律がトレーディング・カンパニーもしくはゼロ・クーポン債発行会社（場合による。）または各々の運用に対して適用されず、また、資産税もしくは相続税の性質を有する税金がトレーディング・カンパニーもしくはゼロ・クーポン債発行会社の株式、社債もしくは債務に対して、もしくは、ケイマン諸島税金減免法（2011年改正済）第６条（３）項に定義された支払の一部または全部を源泉徴収する方法により、課税されることがない旨の誓約をケイマン諸島内閣長官より取得し、または取得している。

ケイマン諸島-金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国および英国との間で２つの政府間協定に調印した（以下、米国との間の協定を「US IGA」といい、英国との間の協定を「UK IGA」という。）。また、ケイマン諸島は、60か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとUK IGAとあわせて「AEOI」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびUK IGAの効力を生じさせるため、またCRSの効力を生じさせるため、2014年７月４日および2015年10月16日付でそれぞれケイマン諸島規則が発行された（以下「AEOI規則」と総称する。）。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」という。）は、US IGAおよびUK IGAの適用に関する手引書を公表しており、CRSに関する指針を発行する権限を有する。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。但し、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関（関連するAEOI規則に定義される。）」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではない。ファンドは、対象となる限り、AEOI規則の要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、報告金融機関は、特に、（ｉ）（US IGAに該当する場合のみ）グローバル仲介人識別番号（以下「GIIN」という。）を取得するために米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に登録すること、（ii）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（iii）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および（iv）かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（すなわち、米国報告対象口座の場合はIRS、英国報告対象口座等の場合は英国歳入関税庁）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。非報告金融機関は、AEOI規則に基づき、いかなる義務も有していない。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島金融機関は、米国FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがって米国FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税（現在は30%の税率）を課税されることはなく、また、非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らの米国FATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合がある。米国FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、ファンドへの支払に対して課されないが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（US IGAに定義される。）とみなされた場合には、この限りではない。US IGAを実施するAEOI規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、米国FATCAその他による口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

ファンドおよび／もしくはサブ・ファンドへの投資ならびに／またはこれらへの投資の継続により、投資者は、ファンドおよび／またはサブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドのAEOI規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および

投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（資産および地域別の投資状況）　（2017年２月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
ゼロ・クーポン債	ケイマン諸島	5,731,964	100.00
現金・預金およびその他の資産（負債控除後）		－280	－0.00
合計（純資産総額）		5,731,683 (約645百万円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2017年２月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	利率（%）	満期日	額面（米ドル）	取得価額（米ドル）	時価（米ドル）	投資比率（%）
1	ゼロ・クーポン債	ケイマン諸島	債券	0.000	2019/８/15	5,355,273	2,929,870	5,731,964	100.00

②【投資不動産物件】

該当事項なし（2017年２月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2017年２月末日現在）。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記の各会計年度末および2016年３月１日から2017年２月末日までの１年間の各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額		一口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第３会計年度末 (2007年10月末日)	232,777	26,201	1.2612	142
第４会計年度末 (2008年10月末日)	157,728	17,754	0.9327	105
第５会計年度末 (2009年10月末日)	143,546	16,158	0.9495	107
第６会計年度末 (2010年10月末日)	122,646	13,805	1.0646	120
第７会計年度末 (2011年10月末日)	98,885	11,130	1.1009	124
第８会計年度末 (2012年10月末日)	75,145	8,458	1.1354	128
第９会計年度末 (2013年10月末日)	32,771	3,689	1.1045	124
第10会計年度末 (2014年10月末日)	12,316	1,386	1.1065	125
第11会計年度末 (2015年10月末日)	9,424	1,061	1.1166	126
第12会計年度末 (2016年10月末日)	6,105	687	1.1347	128
2016年３月末日	6,393	720	1.1275	127
４月末日	6,389	719	1.1368	128
５月末日	6,374	717	1.1341	128
６月末日	6,381	718	1.1434	129
７月末日	6,250	704	1.1404	128
８月末日	6,100	687	1.1338	128
９月末日	6,113	688	1.1362	128
10月末日	6,105	687	1.1347	128
11月末日	5,995	675	1.1247	127
12月末日	5,768	649	1.1243	127
2017年１月末日	5,773	650	1.1253	127
２月末日	5,732	645	1.1260	127

（注）上記に記載された第３会計年度末および第９会計年度末以降の各会計年度末ならびに各月末日の数値は、評価および買戻目的のため計算されたものである。したがって、各会計年度末の純資産総額および一口当たり純資産価格は、財務諸表の数値と一致しないことがある。

②【分配の推移】

該当事項なし。

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（注）
第３会計年度	16.39%
第４会計年度	－26.05%
第５会計年度	1.80%
第６会計年度	12.12%
第７会計年度	3.41%
第８会計年度	3.14%
第９会計年度	－2.73%
第10会計年度	0.18%
第11会計年度	0.91%
第12会計年度	1.62%

（注）収益率（%）＝100×（ａ－ｂ）／ｂ
ａ＝当該会計年度最終日の一口当たり純資産価格
ｂ＝当該会計年度の直前の日の一口当たり純資産価格

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記の各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記の各会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第３会計年度	0 (0)	23,780,000 (23,780,000)	184,570,000 (184,570,000)
第４会計年度	0 (0)	15,470,000 (15,470,000)	169,100,000 (169,100,000)
第５会計年度	0 (0)	17,920,000 (17,920,000)	151,180,000 (151,180,000)
第６会計年度	0 (0)	35,980,000 (35,980,000)	115,200,000 (115,200,000)
第７会計年度	0 (0)	25,380,000 (25,380,000)	89,820,000 (89,820,000)
第８会計年度	0 (0)	23,640,000 (23,640,000)	66,180,000 (66,180,000)
第９会計年度	0 (0)	36,510,000 (36,510,000)	29,670,000 (29,670,000)
第10会計年度	0 (0)	18,540,000 (18,540,000)	11,130,000 (11,130,000)
第11会計年度	0 (0)	2,690,000 (2,690,000)	8,440,000 (8,440,000)
第12会計年度	0 (0)	3,060,000 (3,060,000)	5,380,000 (5,380,000)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

ファンドは、現在申込みを受付けていないため、該当事項はない。

２【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

概説

各取引日において、受益証券の一口当たり買戻価格は、直前の評価日のケイマン諸島の営業終了時刻における受益証券の一口当たり純資産価格から償還日前の買戻しに際して支払われるべき手数料を控除して、0.01セント未満を四捨五入した金額とする。

最低買戻し口数は、10,000口とする。

受託会社によりもしくは受託会社のためにまたは管理会社により誠実に交付された純資産価額、受益証券の一口当たり純資産価格、および／または受益証券一口当たりの買戻価格の証明は、全当事者を拘束する。

受益証券の買戻しに際して行われる受益者に対する支払は、登録事務代行会社または受託会社により、受益者（または共同受益者の場合は第一名義人）が受託会社に対して提供した銀行送金の指示に従って、受益者のリスク負担で銀行送金される。受益者への買戻代金の支払は、通常、登録事務代行会社が当該買戻しに関して適用される受益証券の一口当たり純資産価格計算額を受領した日から10営業日以内に行われる。

受託会社は、一取引日におけるすべての買戻口数の合計を、直前の評価日における発行済受益証券の15%までに制限する権利を有する。上記制限を超える買戻請求が受領された場合、それらの請求は按分して縮減され、残りについては次のまたはその後の取引日に繰り越される。

受益者からの受益証券の買戻請求を受けた受託会社が償還を請求したにもかかわらず、トレーディング・カンパニーおよび／またはゼロ・クーポン債発行会社がパフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債に関して償還金を支払わない場合、受託会社は、受益者の買戻請求の一部または全部について、トレーディング・カンパニーまたはゼロ・クーポン債発行会社（場合による。）が当該償還金を支払うまで、買戻代金の支払を延期することができる。受託会社は、実務上可能な限り早急に延期された買戻代金の支払を行うためのすべての合理的努力を払わなければならない。

買戻し手続

受益証券の買戻しができる最初の取引日は、2005年10月の第１営業日であった。受益証券は、その後、買戻しを要求する取引日の前暦月の15日（当該日が営業日でない場合にはその直前の営業日）までに書面による買戻通知を発送して、毎取引日に買い戻すことができる。上記に特定された期間よりも後に受領された買戻通知は、その直後の取引日には処理されず、以降の取引日に処理される。買戻しは、最低買戻口数またはそれ以上の口数で行われなければならず、最低保有口数を下回る発行総額の受益証券口数しか保有していない受益者に関しては、受益者の保有受益証券全部を買い戻す場合を除いて、買戻しを行わない。取引日現在認められる買戻範囲には一定の制限がある。受益証券の一口当たり純資産価格の計算が停止された場合を除いて、買戻しが行われる。

買い戻された各受益証券について支払われる買戻価格は、買戻しが行われる取引日の直前の評価日現在の受益証券の一口当たり純資産価格を参照して、発行日後６年以内の買戻しに対して課せられる、保有期間により異なる料率の手数料を控除して、計算される（後記「受益証券の早期買戻し手数料」の項を参照）。受益者は、管理会社が別途決定する場合を除いて、または受益証券一口当たり純資産価格の決定が停止された場合（後記「取引の停止」の項を参照）を除いて、買戻請求を撤回することができない。

ファンドのために登録事務代行会社は、（ｉ）申込書の原本およびマネー・ロンダリング防止関係書類が登録事務代行会社により受領されるまで、 また（ii）買戻通知がファックスで送付された場合、買戻通知の原本が受益者サービス代行会社により受領されるまで、 買戻代金の支払義務を負わない。

受益者への買戻代金の支払は、通常、登録事務代行会社への評価の入手可能な日以降10営業日以内に行われる。受益者の買戻通知の原本およびその他必要な書類の受領後、当該受益者のリスクにおいて、買戻代金の支払は、受益者により提供されるSWIFTバンキング・インストラクションに従い、銀行間のSWIFT送金により行われる。受益者は、買戻通知と共に登録事務代行会社に対してSWIFTバンキング・インストラクションの提供を要求される。代金は、SWIFTバンキング・インストラクションが登録事務代行会社に提供されるまで、付与されない。

償還日以前の買戻しの場合、かかる買戻しに応じる目的で、ファンドのために受託会社がなす請求に従って償還されたゼロ・クーポン債は、保証が発行済みで償還日に償還されるゼロ・クーポン債にのみ適用されるため、保証の恩恵を受けない。

受益証券の早期買戻し手数料

受益証券は、償還日まで保有を希望する投資家により購入を企図される。募集期間中のすべての販売促進費用および関連費用（管理報酬、登録事務代行報酬、投資運用報酬および成功報酬、受託報酬および保管報酬、ならびに代行協会員報酬を除く。）は、マーケティング・アドバイザーにより負担される。かかる費用は、ファンドが負担しないものとする。したがって、2011年11月１日より前の取引日における買戻しの場合、買い戻された受益証券の買戻価格は、ファンドのために登録事務代行会社により、受益者に対して、 受益証券の販売促進費用について手数料の支払を主に受けるマーケティング・アドバイザーに対して支払われた下記の手数料を控除して支払われる。

下記期間中（両端の日を含む。）の取引日における買戻し	買戻し手数料
発行日から2007年10月31日の間	受益証券の一口当たり純資産価格の４％
2007年11月１日から2009年10月31日の間	受益証券の一口当たり純資産価格の３％
2009年11月１日から2011年10月31日の間	受益証券の一口当たり純資産価格の１％

2011年11月１日以降の取引日の買戻しには手数料は課せられない。

登録事務代行会社が買戻通知を受領したことに関して、ファンドのために登録事務代行会社が、取引日に一部または全部の受益証券の購入を確保することができる場合がある。かかる状況において、実際の買戻しが行われない場合でも、買戻しを行った受益者は、当該取引日に実際の買戻しが行われた際に受領するであろう代金に相当する金額（即ち、買付が効力を発生する取引日の前の評価日における受益証券の一口当たり純資産価格から買戻し手数料を控除した金額）を受領する。かかる状況において、買戻し手数料は、マーケティング・アドバイザーに支払われる事務手数料として機能する。

信託証書に従い、買戻通知は、自動的に、当該通知の内容である受益証券の全部または一部の譲渡を遂行するための権限を受託会社に付与する。即ち、買戻し手数料を控除された譲渡および売却代金は、常に実際の買戻しが行われた場合に受益者に支払われる代金に等しいものとする。

償還日における受益証券の買戻し

受益証券はすべて、管理会社および受託会社の同意を得て、受益者の選択（受益者集会の特別決議）により償還日を延長する場合を除いて（かかる場合、ゼロ・クーポン債は、保証の利益を享受できない。）、2019年９月30日（当該日が営業日ではない場合には翌営業日）を存続の最終日とする。受益証券の償還日に、各発行済受益証券に関する当該時における支払に十分な資金が存在することにより、各発行済受益証券は、実際の受益証券の一口当たり純資産価格で買い戻される。

受益証券の早期償還

管理会社は、受託会社と協議の上、一定の状況（たとえば、受益証券が予想されたパフォーマンスのレベルに達しない場合）において、すべての受益証券について早期償還日に買戻されるとする旨決定することができる。ただし、各発行済受益証券について、少なくとも（ｉ）発行価格の105%と（ii）全ての発行済ゼロ・クーポン債に関する超過額（もしあれば）の合計に等しい按分の持分の合計を当該時に支払うため十分な資金があることを要する。

受益者に関する制限

管理会社または受託会社は、非適格者によって受益証券が取得または保有されることを防ぐために、必要と考える制限を課することができる。受託会社または管理会社が、受益証券が非適格者によって保有されていることを了知した場合、管理会社は、受託会社のために、当該者に対して、当該受益証券を信託証書の規定に従って買戻しまたは譲渡することを要求する通知を送付することができる。かかる制限に違反して受益証券を保有または所有していると認識した者は、信託証書に従って、それらの受益証券の書面による買戻請求を受託会社のために管理会社に対して送付するか、または、非適格者とならない者に対して当該受益証券を譲渡することを要する。

受益証券の強制買戻し

信託証書において、管理会社は、当該受益証券が非適格者により取得されたかまたは保有されていると受託会社と協議の上管理会社が判断する場合、受益証券の買戻しを要求することができる。受益者（または受益者が保有する受益証券の実質的な最終保有者）が管理会社が合理的に満足するような身元確認を提示することができない場合、管理会社は、当該受益者が保有する受益証券全部（または実質的な最終保有者のために保有されている口数）を強制的に買い戻すことができる。

取引の停止

管理会社は、受託会社と協議の上、本書「純資産価額の計算の停止」の項に規定された一定の状況において、受益証券一口当たり純資産価格の決定の停止を宣言することができる。受益証券は停止期間中譲渡されまたは買い戻されることはなく、当該停止中、買戻通知は、登録事務代行会社に対して書面による通知により撤回することができるが、かかる通知が、停止期間の終了前に登録事務代行会社により受領されることを要する。なお、買戻通知が撤回されない場合、かかる通知は、停止終了後の最初の取引日に処理されることになる。

（２）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、日本における販売会社を通じ、管理会社に対して買戻しを請求することができる。買戻しは、以下の買戻し手数料に従い、各取引日に行われる。一定期間内における取引日の買戻しと取扱われるためには、当該取引日の前暦月の15日までに買戻通知書が送付されなければならない。

下記期間中（両端の日を含む。）の取引日における買戻し	当該買戻しのための通知期間（両端の日を含む。）	買戻し手数料
発行日から2007年10月31日の間	2005年９月１日から2007年９月14日の間	受益証券の一口当たり純資産価格の４％
2007年11月１日から2009年10月31日の間	2007年９月15日から2009年９月15日の間	受益証券の一口当たり純資産価格の３％
2009年11月１日から2011年10月31日の間	2009年９月16日から2011年９月15日の間	受益証券の一口当たり純資産価格の１％
2011年11月１日以降	2011年９月16日以降	なし

ファンド証券の一口当たり買戻価格は、原則として、関連する取引日（買戻請求が販売会社から管理会社により受諾された日）における受益証券の一口当たり純資産価格とし、買戻代金は、販売取扱会社が応じる場合は円貨以外で支払われる。受益証券の買戻しは10,000口以上10,000口単位とする。買戻しについては、各評価日の翌日から起算して14営業日目が日本における約定日とみなされ、買戻代金は、約定日から日本における４営業日目に支払われる。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 純資産価格の計算

受益証券の評価

評価日における受益証券の一口当たり純資産価格は、米ドル建で決定され、外部評価事務代行会社により当該評価日の受益証券口座の金額として計算される金額を当該評価日において発行済の受益証券口数で除した金額に相当する。受益証券口座の金額は、毎月、各評価日現在で以下に掲げる金額の合計を計算することにより、決定される。

ａ．担保資産の価額

ｂ．（下記の「トレーディング・カンパニーの評価」の項に記載される）トレーディング・カンパニーの資産からその負債を控除した価額

ｃ．（外部評価事務代行会社がその合理的な判断により算定する）ファンドのその他の資産および負債の価額

トレーディング・カンパニーの評価

トレーディング・カンパニーの資産および負債の価額（疑義を避けるために明記すれば、トレーディング・カンパニーの株式資本を除く。）には、以下に掲げるものが含まれる。

ａ．その他のトレーディング・カンパニーの資産及び負債（外部評価事務代行会社の合理的な裁量に基づき決定される）、および

ｂ．トレーディング・カンパニーの負債に関しては、未返済の信用枠のレバレッジの残高

以上を条件として、パフォーマンス・ローン債勘定の資産および負債の価額は、以下のとおり、パフォーマンス・ローン債の要項に従い算定される。

（ａ）評価の基準となる価格：

ｉ）先物取引所において値付けされ、上場され、売買され、または取引されている投資対象の価額に基づくすべての算定は、当該算定が行われる日における当該先物取引所における取引終了時点の決済価格を基準として行われる。

ii）その他の取引所（即ち、先物取引所以外の取引所）において値付けされ、上場され、売買され、または取引されている投資対象の価額に基づくすべての算定は、当該算定が行われる日における当該投資対象の主たる取引所の取引終了時点の当該取引所における最終売買価格を基準として（または、取引の約定がない場合には、最終の売り呼び値と買い呼び値の仲値を基準として）行われる。

iii）当該投資対象の主たる取引所である店頭市場にて売買されまたは取引されているその他の投資対象の価額に基づくすべての算定は、かかる各投資における最終の売り呼び値と買い呼び値の仲値を基準として行われる。ただし、常に以下の記載に従う。

ａ．トレーディング・カンパニーの取締役会が、外部評価事務代行会社の助言に基づき同取締役会の裁量で、主たる取引所以外の取引所における時価があらゆる状況において当該投資対象に関してより公正な価値基準を提供していると判断する場合、同取締役会は、当該の算定にかかる価格を使用させることができる。

ｂ．トレーディング・カンパニーの取締役会は、他のいくつかの評価方法が公正価値をより良く反映すると合理的に判断する場合、外部評価事務代行会社の助言に基づき、同取締役会の完全な裁量で、かかる評価方法の使用を許可することができる。

（ｂ）先物為替予約は、評価日において同一の規模および満期の先物為替予約が新規に締結可能な価格を基準にして評価される。

（ｃ）合同運用投資スキームまたは集団投資スキーム（ヘッジ・ファンドを含む。）への投資は、その最終の純資産価格で算定され、最終の純資産価格が入手不能の場合は、当該ファンドの管理

事務代行機関または投資運用機関によって算定される直近の純資産価格（どちらの場合も買戻し費用によって調整されうる。）により評価される。

（ｄ）発生済であるが受領されていない現金、預金、売掛債権、未回収の前払費用、現金配当は、その金額が評価計上される。ただし、トレーディング・カンパニーの取締役会がその全額が支払われまたは回収されないであろうと判断する場合には、トレーディング・カンパニーの取締役会が、その真の価値を反映するために適切と考える割引が行われた後の価格で算定される。

（ｅ）上記記載の方法で価格相場を利用することができない場合、その価格は、随時、トレーディング・カンパニーの取締役会が外部評価事務代行会社の助言に基づき合理的に決定する方法で決定される。

（ｆ）米ドル以外の通貨建の（証券または現金の）価額は、トレーディング・カンパニーの取締役会が、外部評価事務代行会社の助言に基づき、その完全な裁量で、同取締役会が該当すると合理的に判断する割増（プレミアム）または割引（ディスカウント）および為替費用等を勘案した上で、当該状況において適切であると合理的に判断する（公式その他の）為替レートにて、米ドルに換算される。

ファンドがポートフォリオを毎月リバランスして、受益者に流動性を提供するために、トレーディング・カンパニーは、（投資運用会社の助言を得て）買戻しのための通知期間が長い投資について毎月の流動性を高めるため、取引ファシリティーを活用し、または流動化契約（その相手方としてマン・グループのメンバーが含まれうる。）を締結することができる。そのような手続から生じる費用は、トレーディング・カンパニーが負担し、その時点の実際の市場要因に基づき算定されるが、通常の市場状況においてそのような投資に付随するトレーディング・カンパニーの投資エクスポージャーの１％を超えないことが予定される。かかる費用は、当該投資の評価額に反映される。

報告

受益証券の一口当たり純資産価格は毎月計算され、月次評価の確認書および市場の現在の状況に対する運用成績の分析を記載した月次報告書が管理会社から受益者に送られ、または閲覧可能となる。

管理会社は、各評価日における受益証券の一口当たり純資産価格は、当該評価日の20営業日後または爾後合理的に実現可能な限り早い時点に提供可能になると予想する。通常の状況において、管理会社は、データ・コンパイレーション事務代行会社から適時に純資産価額が提供されることを条件として、各評価日後27営業日目に受益証券の一口当たり純資産価格を代行協会員に通知する。受益証券の一口当たり純資産価格の公表の遅滞が、データ・コンパイレーション事務代行会社から適時に受益証券の一口当たり純資産価格が提供されないことに起因する場合、管理会社は、当該遅滞について責任を負わないものとする。

② 純資産価額の計算の停止

管理会社または受託会社が、受益者の利益に鑑み、純資産価額の決定を停止することに合理的かつ十分な理由があるとの意見を有する場合、管理会社は、いつでも、受託会社の事前の同意を得た上で、純資産価額（ひいては受益証券の一口当たり純資産価格）の決定を停止することができ、また、受託会社がそれを要求した場合には、停止しなければならない。管理会社は、以下の期間の全部または一部において、純資産価額の決定を停止し、その期間は受益証券の買戻しを行えなくなることが予想される。

ａ．受益証券勘定および／もしくはパフォーマンス・ローン債勘定中の大きな部分を占める投資対象が上場され、値付けされ、売買され、もしくは取引されている取引所もしくは市場が閉鎖されている期間（通常の週末および休日を除く。）、または、上記の取引所もしくは市場における売買が制限されている期間

ｂ．投資運用会社との協議の上、管理会社の意見によれば、受益証券勘定および／もしくはパフォーマンス・ローン債勘定を構成する投資対象のファンドおよび／もしくは（適切な場合）トレーディング・カンパニーによる処分を合理的に実務上不可能とする状況が存在する場合、または処分が受益者に対して重大な悪影響を及ぼす場合

ｃ．投資対象の価格を確認するために通常用いられている手段が故障した場合、またはその他の理由により、受益証券勘定および／もしくはパフォーマンス・ローン債勘定を構成する投資対象の価格が合理的もしくは公正に確認できない場合

ｄ．ファンドおよび／またはトレーディング・カンパニーが受益証券の買戻しおよび／またはパフォーマンス・ローン債の償還に際しての支払を行うために必要な資金を送金することができない場合

ｅ．投資対象の換金もしくは取得、または受益証券の買戻代金および／もしくはパフォーマンス・ローン債の償還金の支払に関する資金の送金が、管理会社および／またはトレーディング・カンパニーの取締役会の意見によれば、通常の為替レートで実行できない場合

純資産価額の決定の停止は、受託会社と協議の上管理会社が宣言する時期に効力を発生するが、かかる時期は宣言のなされた日の翌営業日の終了時以降にはならない。純資産価額の決定の停止が効力を発した後、管理会社が停止の解除を宣言しない限り、受益証券の一口当たり純資産価格は決定されない。ただし、かかる停止は、以下の条件がいずれも満たされた後に最初に到来する営業日に失効する。

ａ．純資産価額の決定の停止をもたらした原因が存在しなくなったこと。

ｂ．純資産価額の決定の停止を正当化する原因が他に存在しないこと。

ｃ．当該宣言後１か月が経過したこと。

管理会社の各宣言は、管理会社またはファンドを所管する当局により定められ、当該時点において効力を有する公の規則・規制が存在する場合には、これに適合していなければならない。上記の公の規則・規制に抵触しない限り、管理会社の決定は終局的なものとなる。管理会社は、受益証券の一口当たり純資産価格の決定を停止した場合には、当該停止後速やかに、適当と考える新聞に停止がなされた旨を掲載するよう、商業上合理的な手立てを講じなければならない。管理会社は、受益証券の一口当たり純資産価格の決定の停止が解除された場合にも、適当と考える新聞に停止が解除された旨を掲載する手立てを講じなければならない。

（２）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の契約証書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の契約証書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

ファンドは、2019年９月30日に終了する。ただし、下記「（５）その他 ② ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除く。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年10月31日である。

（５）【その他】

① 発行限度額

受益証券の発行金額は、上限の定めがなく、2,000万米ドルを最低とする。

② ファンドの解散

ファンドは、以下の場合、2019年９月30日以前に終了することがある。

（ｉ）受益者の特別総会において、発行済受益証券の受益者の保有する議決権総数の４分の３以上の多数により決議された場合

（ii）ケイマン諸島において規制されるミューチュアル・ファンドとしてCIMAからファンドに付与された免許その他の承認が取り消されもしくは変更された場合

（iii）受託会社が、管理会社と協議の上、その単独の裁量により、ファンドの継続が非実務的であり、推奨されず、または受益者の利益に反するものであると判断した場合

（iv）受託会社の退任または解任の場合において、適切な後任となる受託会社を置くことができない場合。

受託会社は、その単独の裁量により、いかなる理由に基づいても、３か月前に管理会社および受益者に対して通知することにより、ファンドを終了する権利を有する。

償還日以前の日におけるファンドの終了の場合には、受益者に対して30日以上前に通知が送付される。ファンドの終了に際し、分配可能な余剰純資産は、保有受益証券の口数に応じて、受益者に分配される。

償還日後の最終の最終分配金の支払いにおいては、受託会社は、保証書の規定に従い、償還日の22日後までにかかる支払いを行う。

どのような原因によるファンドの終了の場合にも、受託会社は、ファンドのために保有する投資対象、財産およびその他の資産を換金し、適切に支払われるべき債務を支払い、もしくはそのための適切な準備金を設定し、また、終了のための費用のための準備金を設定した後、換金された手取金を、ファンドを終了するとの決定がなされた日現在の、それぞれのファンドに対する受益証券持分に応じて按分して、受益者（受託会社が合理的に要求する、それぞれの権利についての証拠（もしあれば）の提示を条件として）に分配する。

受託会社が保有する、未請求の純利益またはその他の現金（未請求の分配金を含む。）のうち、支払時期の到来後12か月間が経過したものについては、受託会社は、裁判所に支払うことができる。なお、受託会社は、当該支払を行うために、または当該支払に関連して被った費用を留保することができる。

③　信託証書の変更

ファンドは、ケイマン諸島信託法に基づき、免税信託としてケイマン諸島において登録され、2005年６月10日に、同日付の信託証書の要項に従い、設定された。ファンドの信託証書は、ファンドの規約である。信託証書に基づき、受託会社および管理会社は、本書に記載された行為を行う権限を有し、また信託証書の要項に従い各権限を委任する権限を有する。受益証券は、管理会社の裁量により発行される。

受託会社および管理会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補足証書を付することにより改正、変更または追加することができる。ただし、かかる改正、変更または追加は、信託証書の規定に従い適法に招集および開催された受益者集会において、投票数の４分の３以上の多数による承認がない限り行われないものとする。改正、変更または追加が、（ａ）ミューチュアル・ファンド法またはケイマン諸島の法のもとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む法律の一切の改正を履行するため、（ｂ）一切のかかる法律の改正の直接的な結果によるものとして、（ｃ）ファンドの名称変更を行うため、（ｄ）会計年度年初および終了日付を変更するため、もしくは年間収益分配日付を変更するため、（ｅ）その他の会計期間（中間会計期間を含む。）の開始および終了日付を変更、もしくはかかる期間に関連する分配日（中間分配日を含む。）を変更するため、（ｆ）管理会社および受託会社が、受益者および潜在受益者の利益となるかもしくはこれら一切の者が一切の重要な不利益を被らないと合意する変更をするため、（ｇ）信託証書から廃用となった条項を削除するため、（ｈ）管理会社および受託会社が解任された場合または辞任を希望もしくは辞任したときにこれらを交替させるため、（ｉ）明白な誤りを訂正するためにおいてのみ必要とされる場合、または、（ｊ）CIMAの要請に従い、ファンドが随時その適用を受ける法、規則、規制に従うためのものである場合には、かかる承認は必要としない。

④　関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が他方当事者に対し、３か月以上前に書面による通知をすることにより、または規制当局により要求された場合には副管理会社が管理会社に対して即時の通知をすることにより、終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約につき、法令により要請され副管理会社により提案された変更については、管理会社に通知することにより変更される。いずれかの当事者により提案された同契約のその他の変更は、他方当事者により書面により受諾された場合に変更される。

外部評価事務代行契約

外部評価事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約の条項は、双方の契約当事者によりまたは双方の契約当事者のために署名された証書による場合を除き、変更、放棄、解除または廃止することができない。

データ・コンパイレーション事務代行契約

データ・コンパイレーション事務代行契約は、契約当事者に対し、３か月以上前に書面による通知をすることにより、毎四半期末日付で終了することができる。

同契約は、英国およびウェールズの法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約は、契約当事者間で書面により合意した場合、修正または改訂することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方の当事者に対し、３か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、３か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

４【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。従って、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は以下のとおりである。

（ｉ）分配請求権

受益者は、受託会社の決定した分配金を、持分に応じて受託会社に請求する権利を有する。

（ii）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、2005年10月の第１営業日以降管理会社に請求する権利を有する。

（iii）残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（iv）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた悪意、背信行為、詐欺または過失による義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

信託証書は、受託会社、管理会社およびファンドに対するその時々のその他のサービス提供者の利益のために、免責規定を設けている。また、関連当事者間での重要契約の一部は、管理会社および／または受託会社が（ファンドのために）、ならびにトレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社が、他の当事者を免責する旨の規定を設けている。トレーディング・カンパニーは、信用枠に基づき、信用提供者のために免責を与えることが予定されている。

（ｖ）議決権

信託証書に基づき、各受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所　東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ｉ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ii）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士　　大　西　信　治

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所　　東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第３【ファンドの経理状況】

１【財務諸表】

ａ．　ファンドの直近２会計年度の日本文の財務書類は、英国における諸法令および英国において一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。

ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ｂ．　ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には2017年２月28日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝112.56円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンド
財政状態計算書
2016年10月31日現在

	注記	2016年 (米ドル)	2016年 (千円)	2015年 (米ドル)	2015年 (千円)
流動資産：					
銀行預金	3	11,478	1,292	77	9
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4	6,110,103	687,753	9,536,408	1,073,418
流動資産合計		6,121,581	689,045	9,536,485	1,073,427
流動負債：					
未払金および未払費用	8,9	(13,738)	(1,546)	(13,334)	(1,501)
流動負債合計（受益者に帰属する純資産を除く）		(13,738)	(1,546)	(13,334)	(1,501)
受益者に帰属する純資産		6,107,843	687,499	9,523,151	1,071,926
内訳：					
受益者に対する負債					
受益証券5,380,000口（2015年：8,440,000口）の一口当たり純資産価格1.1352米ドル（2015年：1.1283米ドル）	10	6,107,843	687,499	9,523,151	1,071,926
		6,107,843	687,499	9,523,151	1,071,926

2017年４月11日に、受託会社を代表して承認され、発行を認可された。

〔 署 名 〕
マリア・レイエス
署名権者

〔 署 名 〕
エドウィン・マシャンガンビ
署名権者

マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンドの受託会社としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのために。

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

（２）【損益計算書】

マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンド
包括利益計算書
2016年10月31日終了年度

	注記	2016年 (米ドル)	2016年 (千円)	2015年 (米ドル)	2015年 (千円)
収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産純利益	6	54,079	6,087	190,929	21,491
収益合計		54,079	6,087	190,929	21,491
費用					
代行協会員報酬	8	(32,740)	(3,685)	(52,110)	(5,866)
受託報酬	8,9	(26,432)	(2,975)	(26,280)	(2,958)
登録事務代行報酬	8	(2,290)	(258)	(3,473)	(391)
銀行手数料		(270)	(30)	(94)	(11)
		(61,732)	(6,949)	(81,957)	(9,225)
受益者に帰属する当期純（損失）／利益		(7,653)	(861)	108,972	12,266

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンド
純資産変動計算書
2016年10月31日終了年度

	注記	2016年 (米ドル)	2016年 (千円)	2015年 (米ドル)	2015年 (千円)
受益者に帰属する期首純資産		9,523,151	1,071,926	12,414,907	1,397,422
受益証券3,060,000口（2015年：2,690,000口）の買戻し	10	(3,407,655)	(383,566)	(3,000,728)	(337,762)
		6,115,496	688,360	9,414,179	1,059,660
受益者に帰属する当期純（損失）／利益		(7,653)	(861)	108,972	12,266
受益者に帰属する期末純資産		6,107,843	687,499	9,523,151	1,071,926

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンド
キャッシュ・フロー計算書
2016年10月31日終了年度

	2016年		2015年	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：				
受益者に帰属する当期純（損失）／利益	(7,653)	(861)	108,972	12,266
受益者に帰属する当期純（損失）／利益を営業活動による純現金額に調整：				
営業資産および負債の純変動：				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3,426,305	385,665	2,923,894	329,114
未払金および未払費用	404	45	(32,137)	(3,617)
営業活動による純現金額	3,419,056	384,849	3,000,729	337,762
財務活動によるキャッシュ・フロー：				
受益証券の買戻し支払金	(3,407,655)	(383,566)	(3,000,728)	(337,762)
財務活動に使用された純現金額	(3,407,655)	(383,566)	(3,000,728)	(337,762)
現金および現金同等物の純変動	11,401	1,283	1	0
現金および現金同等物の期首残高	77	9	76	9
現金および現金同等物の期末残高	11,478	1,292	77	9
現金および現金同等物に含まれる項目：				
銀行預金	11,478	1,292	77	9
	11,478	1,292	77	9

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンド
財務書類に対する注記
2016年10月31日終了年度

１．概要

マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンド（以下「ファンド」という。）は、2005年６月10日にケイマン諸島の法律に準拠して設定されたユニット・トラストであり、2005年６月20日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改訂）に準拠して登録された。ファンドは、日本の金融当局に届け出されている。ファンドは、2005年９月12日に運用を開始した。

ファンドの投資目的は、市場の上昇・下落の如何を問わず一貫した運用成績の達成を可能とする各種投資戦略で構成され分散された柔軟なポートフォリオを運用することにより、ボラティリティを抑えつつ、中期的にみて実質的な増益の可能性を投資家にもたらすことである。

マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ・プリンシパル・プロテクテッド（ZC）リミテッド（以下「ゼロ・クーポン債発行会社」という）は、米国財務省証券ストリップス債を保有する目的で、ケイマン諸島の法律に準拠して、2005年５月23日に設立された。ファンドは、ゼロ・クーポン債発行会社により発行されたゼロ・クーポン債に投資する。ゼロ・クーポン債は米国財務省証券ストリップス債のパフォーマンスに連動する。

マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ・プリンシパル・プロテクテッド・トレーディング・リミテッド（以下「トレーディング・カンパニー」という。）は、投資活動ならびにそれに関連する資産、負債、収益および費用をゼロ・クーポン債発行会社のものと区別するために設立された。ファンドは、トレーディング・カンパニーによって発行されたパフォーマンス・ローン債に投資する。

投資エクスポージャー

2012年以降、トレーディング・カンパニーおよびファンドは、ファンドのヘッジファンド・ポートフォリオに対する投資エクスポージャーを解消した。当該日以降にトレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社を通じてファンドに現存するすべての資本は、投資者の元本を保護する目的で、米国財務省証券ストリップス債および現金で保有されている。

２．重要な会計方針の概要

ａ）作成の基礎

本財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）によって発行された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。本財務書類は、取得原価主義を使用して作成されている。ただし、公正価値で測定されている、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債を除く。

ファンドは、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社に対する投資持分を損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類し、公正価値で測定した。

ｂ）会計方針および開示の変更

本財務書類の作成に採用された会計方針は、2015年10月31日終了年度のファンドの財務書類と同一である。

公表されたが、効力を発生していない会計基準：

IFRS第15号－「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号は、2014年５月に公表され、顧客との契約から生じる収益に適用する、新たな５つのステップからなるモデルを構築した。IFRS第15号に基づいて、収益は、顧客への財またはサービスの移転と交換に、企業が権利を得ると見込む対価を反映した金額で認識される。IFRS第15号は、収益の測定および認識に関するより体系的なアプローチの原則を提供する。

新規の収益基準は、すべての企業に適用され、IFRSにおける収益認識に関する現行の規定はすべて置き換えられる。2017年１月１日以降に開始する会計年度に対して、完全適用または遡及的な修正の適用が当初要求されていたが、現在は2018年１月１日以降に延期され、早期適用も認められる。現在ファンドは、IFRS第15号の影響を査定しており、当該新規基準の効力発生日に適用を実施する予定である。

IFRS第９号－「金融商品：分類および測定」

IASBにより2014年７月に公表されたIFRS第９号「金融商品」の最終版は、金融商品プロジェクトの全フェーズを反映し、またIAS第39号「金融商品：認識および測定」およびIFRS第９号の従前のすべてのバージョンに置き換わるものである。当該基準は、分類および測定、減損ならびにヘッジ会計に関する新規の要件を導入する。IFRS第９号は、2018年１月１日以降に開始する会計年度から効力が発生し、早期適用も認められている。遡及的適用が要求されるが、比較情報は強制されない。経営陣は、現在、本基準のファンドへの影響を評価している。現在、経営陣は、IFRS第９号の適用がファンドの金融資産または金融負債の分類および測定に重大な影響を与える可能性は低いと確信している。

本財務書類の承認日において、公表されたが、まだ発効していないその他の基準および解釈指針が多数存在していた。経営陣は、将来の会計年度にこれらの基準および解釈指針を適用することによって、ファンドの財務書類が重大な影響を受けることはないと見込んでいる。

ｃ）会計上の判断および見積りの使用

IFRSに準拠した財務諸表の作成において、経営陣は本財務書類に報告されている金額および開示事項ならびに付随する注記および一定の評価の前提に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行わなければならない。しかし、当該仮定および見積りについての不確実性により、将来の資産または負債の簿価に対して、重大な調整が必要とされる結果になる可能性がある。

ｄ）継続企業の前提

経営陣は、ファンドの継続企業としての能力を査定し、ファンドは見通し得る将来において事業を継続するための資源を有していると確信している。さらに、経営陣は、ファンドの継続企業としての能力に深刻な疑問を投げかけるような重大な不確実性は存在しないと考えており、したがって、本財務書類は、継続企業を前提として作成されている。

ｅ）投資事業体としての評価

ＩＦＲＳ第10号の投資事業体の要件を満たす事業体は、その子会社を連結するのではなく損益を通じて公正価値で測定することを要求される。投資事業体を定義する基準は、以下のとおりである。

（ａ）投資サービスを提供する目的で、単独または複数の投資者から資金を調達する事業体。

（ｂ）事業体の事業目的が、資金をキャピタル・ゲイン、インカム・ゲインまたはその両方からのリターンのためだけに投資することである旨を投資者に対して確約している事業体。

（ｃ）実質的にすべての投資のパフォーマンスを、公正価値に基づいて測定および評価する事業体。

ファンドの英文目論見書には、注記１に詳述されているとおり、中期的な成長を達成するため様々な投資有価証券へ投資することを含む投資管理サービスを投資者に対し提供する目的について詳述されている。

ファンドは、投資者に対しては月次の投資者情報により、また経営陣に対しては内部の運用報告書により公正価値基準で報告する。すべての投資有価証券は、IFRSで許容される範囲内で、ファンドの年次報告書において公正価値で報告される。

したがってファンドは、投資サービスを提供しているため、投資事業体の定義を満たす。これらの基準または特徴に変更がある場合は、当該決定は毎年再評価される。

ｆ）金融資産および金融負債の評価

純資産価額の目的上、金融資産および金融負債の評価額は、英文募集資料に基づいて算定されている。財務書類の目的上、投資有価証券は、以下に記載される方針に基づいて、IFRSに準拠して評価されている。2016年10月31日および2015年10月31日現在、これらの評価手法間に重大な差異はない。

経営陣が当初認識時に損益を通じて公正価値で測定するものに指定した金融資産または金融負債：売買目的以外の持分証券および債務証券が含まれる。当該金融資産は、当初認識時に、運用される金融資産の一部であり、かつファンドのリスク管理および投資戦略に基づいて、そのパフォーマンスが公正価値で評価されるものに指定される。当該金融資産に関する財務情報は、当該基準に基づきFRMインベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「投資運用会社」という。）に対して内部で提供される。

ファンドは、金融資産または金融負債を当該商品の契約当事者になった時にのみ認識する。投資有価証券の一般的な売買は、取引日すなわちファンドが資産の売買を契約した日付けで認識される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、当初公正価値で認識される。当該商品に係るすべての取引費用は、直接的に包括利益計算書において認識される。

ファンドは、当初の測定後、損益を通じて公正価値で測定するものに分類された金融商品を公正価値で測定する。

ゼロ・クーポン債の評価額には、銀行または保管会社によって、適宜保有した担保の評価額が含まれる（以下「資本証券」という。）（注記４を参照のこと）。

パフォーマンス・ローン債の評価額には、トレーディング・カンパニーのすべての売買目的および投資目的の資産および負債の評価額が含まれ、係る評価額は、データ・コンパイレーション事務代行会社によって決定される（注記４を参照のこと）。計算は、先物市場で値付け、上場、取引または売買された投資有価証券の評価額に基づいて、決済価格を参照して行われる。その他の証券取引所で値付け、上場、取引または売買された投資有価証券の評価は、係る投資有価証券の主要な証券取引所における直近の相場を参照して行われる。

投資有価証券は、当該投資有価証券からのキャッシュフローを受領する権利が消滅した時点またはファンドがその所有に関するすべてのリスクとリターンを実質的に譲渡した時点で認識が中止される。

ｇ）借入金

ファンドは、活発な市場で取引されていない、固定利付きまたは確定利付き非デリバティブ金融負債である借入金を利用することがある。借入金は、当初、発行手取額の公正価値から、発生した取引費用を控除した金額で認識される。借入金は以後、償却原価で計上される。

ｈ）現金および現金同等物

財政状態計算書における現金および現金同等物は、銀行預金、要求払い預金、金融機関に対する短期預金、および所定の価格で容易に現金化が可能で、評価額の変動リスクが低く、当初満期が３か月以下であり、適用ある場合には当座借越の残高と相殺される流動性の高い短期投資有価証券から構成されることが

ある。短期の現金支払債務の履行を目的として保有されない短期投資有価証券および制限付証拠金勘定は、現金および現金同等物とみなされない。

ｉ）実現および未実現損益

有価証券およびデリバティブに係るすべての実現および未実現損益は、包括利益計算書の損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る純利益／（損失）として認識される。未実現損益は、当期における金融商品の公正価値の変動、および財務期間に実現した金融商品の過年度の未実現損益の戻入からの変動で構成される。実現損益は、金融商品の当初の簿価と売却金額との差額、またはデリバティブ契約の支払金額または受取金額（かかる商品に関する委託証拠金口座の現金の受け払いを除く）との差額を表す。売却された有価証券の取得原価は、先入先出法により計上される。

ｊ）機能通貨および表示通貨

ファンドは、調達資金の通貨である米ドルによる収益を得ることを目指している。ファンドの流動性は、ファンドの受益証券の発行および買戻しに対応するために、日々、米ドルで管理されている。ファンドのパフォーマンスも同様に米ドルで評価されている。したがって、米ドルは、投資先取引、事象および条件の経済上の影響を最も忠実に表しており、ファンドの機能通貨および表示通貨は、米ドルであると考えられている。

ｋ）外貨

当期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算されている。外貨建の資産および負債は、財政状態計算書日現在の実勢為替レートで換算されている。外貨建投資取引および期末に保有している外貨建投資有価証券に関して発生する損益は、包括利益計算書において、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る純利益／（損失）に含まれる。その他のすべての外貨建損益は、包括利益計算書において、外貨に係る純利益／（損失）に含まれる。

l）費用

すべての費用は、包括利益計算書において発生主義に基づいて認識されている。

m）受益証券

受益証券は、以下の場合において、金融負債または資本性金融商品として分類される。

- **ファンドが清算される場合、ファンドの純資産に対する持分に比例した権利を保有者に付与する。**
- **他のすべてのクラスの金融商品に対して劣後する金融商品クラスに属している。**
- **他のすべてのクラスの金融商品に対して劣後する金融商品クラスに属するすべての受益証券が、同じ特性を有する。**
- **ファンドの純資産の比例持分に対する保有者の権利以外に、現金またはその他の金融資産を引き渡すようないかなる契約上の義務も含まない。**
- **受益証券に帰属する、存続期間中の予想キャッシュ・フローの総額が、実質的に、当該金融商品の存続期間にわたる損益、ファンドの認識された純資産の変動、または認識された純資産および未認識純資産の公正価格の変動に基づく。**

上記の特性すべてを有する受益証券に加え、ファンドは、以下の特性を有する他の金融商品または契約を有していてはならない。

- **キャッシュ・フローの総額が、実質的にファンドの損益、認識された純資産の変動、または認識された純資産および非認識純資産の公正価格の変動に基づく。**
- **受益者に残存持分を返還することを、実質的に制限または固定することができる。**

ファンドは、継続的に、受益証券の分類について評価を行っている。受益証券が資本に分類されるすべての特性および条件を充足しなくなった場合、ファンドは、当該受益証券を金融負債に再分類し、再分類日付の公正価格で測定する。過去の帳簿価格からの差異は、資本において認識されるものとする。その後、受益証券が資本に分類されるすべての特性および条件を充足した場合には、ファンドは、当該受益証券を資本性金融商品に再分類し、再分類日付の負債の帳簿価格で測定する。

注記10で説明されているように、ファンドの受益証券は、金融負債に分類されている。

3．銀行預金

期末現在、銀行預金として開示された金額は、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・インターナショナル・リミテッドにおいて保有されていた。2016年10月31日および2015年10月31日現在、ブローカーが保有している担保残高はない。

４．損益を通じて公正価値で測定する金融資産

下表は、10月31日現在の損益を通じて公正価値で測定する金融資産を要約したものである。

	2016年 公正価値 （米ドル）	2015年 公正価値 （米ドル）
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
当初認識時に指定されたもの		
トレーディング・カンパニーによって発行された パフォーマンス・ローン債	14,729	137,015
ゼロ・クーポン債発行会社によって発行された ゼロ・クーポン債	6,095,374	9,399,393
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	6,110,103	9,536,408

6,039,073米ドル（2015年：8,966,052米ドル）の損益を通じて公正価値で測定する金融資産が、ゼロ・クーポン債発行会社によって発行されたゼロ・クーポン債の担保として差し入れられている。

ファンド・レベルの投資有価証券

ファンドは、投資者に当初元本のリターンおよびプロフィット・ロックイン構造による保証額を確実に提供することを目的としている。この目的を達成するために、ファンドは、ゼロ・クーポン債をゼロ・クーポン債発行会社から購入した。受益証券発行手取額から、ゼロ・クーポン債の買付けに充当された後の残余資金は、パフォーマンス・ローン債の購入に充てられた。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の投資有価証券

ゼロ・クーポン債

各ゼロ・クーポン債は、当該商品を保有するゼロ・クーポン債発行会社の割合的持分権を表章している。各ゼロ・クーポン債には、BNPパリバからの保証が付されており、ファンドを代理する受託会社に対しゼロ・クーポン債発行会社により割引発行される。保証契約は、その契約条件に基づき、当該銀行が発行済みで満期日に買い戻される各ゼロ・クーポン債に関して、当該ゼロ・クーポン債の額面金額の100%（１米ドル）と追加額に等しい金額を満期日に受託会社に対し支払う義務についてのゼロ・クーポン債発行会社による履行を保証する。

2016年10月31日現在、保有している当該証券の取得原価は、3,089,472米ドル（2015年：4,682,869米ドル）であり、2019年８月15日に額面総額6,222,000米ドル（2015年：9,431,000米ドル）で満期を迎える。2016年10月31日現在、当該証券の公正価値は、6,039,073米ドル（2015年：8,966,052米ドル）であり、発行会社の現在の格付および現行利率が反映されている。

パフォーマンス・ローン債

各パフォーマンス・ローン債は、パフォーマンス・ローン債勘定の比例割合に応じて計上されており、その公正価値は、トレーディング・カンパニーの純資産価額にあたる。パフォーマンス・ローン債は、いずれの取引日においても償還可能であり、これにより、ファンドは、受益証券を買い戻す受託会社の義務を履行することができる。

金融資産および金融負債の公正価値

ファンドは、IFRS第13号に基づいて、公正価値を測定するために使用されるインプットの重要性を反映させた公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類している。

ファンドは、公正価値の測定に関する枠組みを確立した。本枠組みは、レベル３の公正価値を含むすべての重要な公正価値測定の定期的な見直しを含む。

投資運用会社は、重要な観察不能なインプットおよび評価調整（もしあれば）を定期的に見直す。第三者の情報が公正価値の測定に使用される場合、投資運用会社は、当該評価が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルを含め、当該評価がIFRSの要求を満たすという結論を支持するために第三者から得た証拠を評価する。

公正価値ヒエラルキーは、以下のレベルに分かれている。

- レベル１－同一商品の活発な市場における公表された市場価格。
- レベル２－観察可能なインプットに基づく評価手法。当該区分には、類似商品の活発な市場における公表された市場価格、類似商品の活発とはみなされない市場における公表された価格、もしくはすべての重要なインプットが市場データから直接または間接的に観察可能なその他の評価手法を用いて評価された商品が該当する。
- レベル３－重要な観察不能なインプットを用いた評価手法。当該区分には、評価手法に観察可能なデータに基づかないインプットが含まれ、観察不能なインプットによって当該商品の評価が著しい影響を受ける可能性のあるすべての商品が該当する。当該区分には、商品間の差異を反映させるために重要な観察不能な調整または前提を要求される、類似商品の公表価格に基づいて評価された商品が該当する。

上場または公開市場で取引されている持分証券、投資信託およびデリバティブの公正価値が、公表された市場価格または活発な市場における同一資産に対する調整されていないディーラー公表価格に基づいている場合には、商品はヒエラルキーのレベル１に分類される。

ファンドによるパフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債への投資は、その投資対象が観察不能なインプットであるトレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の純資産価額に基づくため、レベル３に分類されている。

下表は、2016年10月31日現在にファンドが公正価値で保有している金融商品を公正価値ヒエラルキーに分類したものである。

	レベル３ （米ドル）	公正価値合計 （米ドル）
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
トレーディング・カンパニーによって発行されたパフォーマンス・ローン債	14,729	14,729
ゼロ・クーポン債発行会社によって発行されたゼロ・クーポン債	6,095,374	6,095,374
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	6,110,103	6,110,103

下表は、2015年10月31日現在にファンドが公正価値で保有している金融商品を公正価値ヒエラルキーに分類したものである。

	レベル３ （米ドル）	公正価値合計 （米ドル）
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
トレーディング・カンパニーによって発行されたパフォーマンス・ローン債	137,015	137,015
ゼロ・クーポン債発行会社によって発行されたゼロ・クーポン債	9,399,393	9,399,393
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	9,536,408	9,536,408

投資有価証券は、毎財務年度末に、上述の公正価値ヒエラルキーに従って正しくレベル１、レベル２およびレベル３に分類されていることを確保するために精査される。当期に投資有価証券の性質に変更があり、当該投資有価証券が現状レベルの条件を満たさない場合には、該当財務報告期間末により適正なレベルへ移動される。

2016年10月31日および2015年10月31日に終了した年度に、レベル間の移動はなかった。

2016年10月31日および2015年10月31日に終了した年度におけるレベル３資産の変動調整は、以下のとおりである。

パフォーマンス・ローン債	2016年 （米ドル）	2015年 （米ドル）
期首残高	137,015	464,402
トレーディング・カンパニーの純資産の変動	(53,556)	(211,423)
包括利益計算書における損失の合計	(68,730)	(115,964)
期末残高	14,729	137,015

ゼロ・クーポン債	2016年 （米ドル）	2015年 （米ドル）
期首残高	9,399,393	11,995,900
ゼロ・クーポン債発行会社の純資産の変動	(3,426,828)	(2,903,400)
包括利益計算書における利益の合計	122,809	306,893
期末残高	6,095,374	9,399,393

下表は、レベル３に分類された投資有価証券の評価に用いられた観察不能インプットを一覧にしたものである。トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社によって発行されたパフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債は、それぞれ市場で観察不能であるトレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の純資産価額に基づいて評価される。

資産銘柄	2016年10月31日 現在の公正価値 （米ドル）	評価手法	観察不能なインプット
パフォーマンス・ローン債	14,729	トレーディング・カンパニーの純資産価額	トレーディング・カンパニーの純資産価額
ゼロ・クーポン債	6,095,374	ゼロ・クーポン債発行会社の純資産価額	ゼロ・クーポン債発行会社の純資産価額

資産銘柄	2015年10月31日 現在の公正価値 （米ドル）	評価手法	観察不能なインプット
パフォーマンス・ローン債	137,015	トレーディング・カンパニーの純資産価額	トレーディング・カンパニーの純資産価額
ゼロ・クーポン債	9,399,393	ゼロ・クーポン債発行会社の純資産価額	ゼロ・クーポン債発行会社の純資産価額

トレーディング・カンパニーの公正評価における観察不能インプットは一つであるため、変動範囲は開示されない。

５．財務リスク管理

ファンドの投資活動は、投資している金融商品および市場に関連する様々なリスクに晒されている。ファンドが晒されている財務リスクの中で最も重要なものは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。市場リスクには、価格リスク、金利リスクおよび通貨リスクが含まれる。ファンドは、これらのリスクを全体的リスク管理方針の一環として、投資活動に関連するリスクとともに一括して管理する。

財政状態計算書日現在の未決済の金融商品の性質および範囲ならびに採用されたリスク管理方針は、以下のとおりである。

全体的リスク管理

ファンドは、AHLプログラムおよびFRMポートフォリオへ投資するトレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社に投資することによりリスク調整済キャピタル・ゲインの獲得に努める。2012年から、トレーディング・カンパニー、ゼロ・クーポン債発行会社およびファンドは投資先のヘッジ・ポートフォリオの投資エクスポージャーを解消している。投資者の資本の保護のために、同日からすべての残りの資本は米国財務省証券ストリップス債および現金で保有されている。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の取締役会は、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社のレベルのリスクと投資先の投資レベルのリスクの２つの主要レベルにリスクを分けている。それに従い、投資運用会社は、トレーディング・カンパニーおよび投資先の投資に関するリスク管理の手続きを実行しているが、投資先の投資レベルのリスク管理を適用する必要性はもはやない。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社レベル

トレーディング・カンパニー・レベルのリスク管理は、投資前および継続するリスク管理に分割することができる。投資前リスク管理においては、資産配分およびポートフォリオ構築が決定される。その後、リスク管理においては、リスク・リターン分析の実施、関連のあるトレーディング・カンパニーの特定のポートフォリオ制限および投資ガイドラインのモニタリング、トレーディング・カンパニー・レベルにおける通貨、金利、信用リスクおよび流動性リスクの管理などが行われ、資産配分およびポートフォリオ構築のための関連する調整が行われる。

リスク検討またはポートフォリオを投資戦略および投資アプローチに沿った形に戻す必要性が生じると、ポートフォリオのリバランスが行われることになる。リバランスは通常、投資運用会社のポートフォリオ管理チームが毎月見直しする。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替レートおよび投資先の投資有価証券の価格などの市場の変数の変動により、金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクのことである。

ファンドは、2012年に投資エクスポージャーを解消したため、2016年10月31日現在のリスクの測定に変動率を用いることは意味を持たないとみなされ、従って、2016年10月31日および2015年10月31日に終了した年度における年間変動率は算出されていない。ファンドは、米国財務省証券ストリップス債にかかる将来の金利エクスポージャーを除いて、重要な市場リスクに晒されていない。

金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクである。

ファンドは、銀行預金ならびに米国財務省証券ストリップス債に基づくゼロ・クーポン債への投資に関して、金利リスクに直接的に晒されている。投資エクスポージャーを排除した後、金利リスクは積極的に管理されない。

下表は、ファンドの金利リスクに対するエクスポージャーを契約上の満期または価格再計算時期のいずれか早い方で示すものである。

2016年10月31日現在

	１か月未満（米ドル）	１年超（米ドル）	金利リスクを伴わないもの（米ドル）	合　計（米ドル）
流動資産：				
銀行預金	11,478	―	―	11,478
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	26,874	6,039,073	44,156	6,110,103
流動資産合計	38,352	6,039,073	44,156	6,121,581
流動負債：				
未払金および未払費用	―	―	(13,738)	(13,738)
流動負債合計（受益者に帰属する純資産を除く）	―	―	(13,738)	(13,738)
受益者に帰属する純資産	38,352	6,039,073	30,418	6,107,843

2015年10月31日現在

	１か月未満（米ドル）	１年超（米ドル）	金利リスクを伴わないもの（米ドル）	合　計（米ドル）
流動資産：				
銀行預金	77	―	―	77
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	168,835	8,966,052	401,521	9,536,408
流動資産合計	168,912	8,966,052	401,521	9,536,485
流動負債：				
未払金および未払費用	―	―	(13,334)	(13,334)
流動負債合計（受益者に帰属する純資産を除く）	―	―	(13,334)	(13,334)
受益者に帰属する純資産	168,912	8,966,052	388,187	9,523,151

金利リスクに晒されていない負債は、未払金および未払費用である。これらの金額は、通常は四半期中に、いかなる場合でも１年以内に契約上の決済が要求される。

下表は、すべての他の変数を一定として、金利が50ベーシスポイント（以下「bp」という。）上昇または下落した場合の純資産への影響の詳細であり、基準金利の50bpの上昇または下落により純資産価額が連動して50bp上昇または下落すると想定している。実際には、純資産価額の変動は個々の資産クラスおよび／または金利の感応度に対する市場の景況感に左右されるため、50bpの上昇または下落により、純資産の公正価値が直接連動して増加または減少することはない。

2016年10月31日現在

	１か月未満（米ドル）	１年超（米ドル）	金利リスクを伴わないもの（米ドル）	合　計（米ドル）
50ベーシス・ポイント増加の場合の純資産	38,544	6,069,268	30,418	6,138,230
50ベーシス・ポイント減少の場合の純資産	38,160	6,008,878	30,418	6,077,456

2015年10月31日現在

	１か月未満（米ドル）	１年超（米ドル）	金利リスクを伴わないもの（米ドル）	合　計（米ドル）
50ベーシス・ポイント増加の場合の純資産	169,757	9,010,882	388,187	9,568,826
50ベーシス・ポイント減少の場合の純資産	168,067	8,921,222	388,187	9,477,476

通貨リスク

通貨リスクとは、為替レートの変動が原因で、金融商品の公正価値あるいは将来キャッシュ・フローが変動するリスクを指す。

2016年10月31日および2015年10月31日現在、ファンドの主な資産および負債は米ドルであり、外貨リスクに対するエクスポージャーは低いため、感応度分析は表示していない。ファンドの投資戦略の一環として、ファンドは定期的に外貨建投資有価証券を保有することがある。

その他の価格リスク

その他の価格リスクとは、金融商品の価値に直接あるいは間接的に影響を及ぼす市況の変動が原因で、金融商品の価格が変動するリスクを指す。

ファンドは、投資先ヘッジファンドのポートフォリオへの投資を行わないため、米国財務省証券ストリップス債の価額に係る金利動向の影響以外にその他の価格リスクに晒されない。

信用リスク

信用リスクとは、発行体または取引相手方当事者が、ファンドと締結した契約を履行することができなくなるリスクである。

各クラスのデリバティブ商品を含む認識済み金融資産に関して、取引相手方当事者が義務を履行しなかった場合における2016年10月31日現在の信用リスクに対するファンドの最大エクスポージャー（保有している担保またはその他の証券の価値を考慮しない。）は、財政状態計算書における当該資産の簿価である。信用リスクは、集中リスクの定期的なモニタリングを通じて軽減されている。

エクスポージャーは、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・インターナショナル・リミテッドおよびシティバンク、エヌ・エイ（以下「銀行」という。）ならびにBNPパリバ（以下「保証銀行」という。）に対するものである。当期末に、ムーディーズの格付機関により、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・インターナショナル・リミテッドはＡ３、シティバンク、エヌ・エイはＡ１およびBNPパリバはＡ１に格付けされている。

投資運用会社は、すべての取引相手方当事者に関して、それらがファンドに対するサービス提供者または取引相手方当事者となる前に、デュー・デリジェンスを実施しており、かかる手続きには信用力の確認が含まれる。ファンドの銀行および保証銀行の信用の質は、定期的に監視され、配分決定に考慮されている。

流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドが、金融負債または持分に関して、現金または現金同等物の引渡しにより決済する義務を履行することが困難になるリスクである。

ファンドの投資エクスポージャーが解消されたため、流動性リスクは最小限に抑えられた。現存するすべての資本は、現金または直ちに現金化できるもののいずれかで保有されている。

６．損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の純利益／（損失）

下表は、トレーディング・カンパニーへのファンドの投資からの純損益を含む損益を通じて公正価値で測定する金融資産へのファンドの投資に係る純投資損益を示すものである。

2016年10月31日終了年度

	2016年 （米ドル）	2015年 （米ドル）
当初認識時に指定された金融資産および金融負債：		
米国財務省証券ストリップス債	122,809	306,893
トレーディング・カンパニー・レベルで発生する以下の項目で構成されるトレーディング・カンパニーへの投資に係る純利益		
受取利息	20,067	309
保証報酬	(19,171)	(22,749)
取締役報酬	(16,000)	(15,831)
評価報酬	(12,500)	(12,006)
管理事務報酬	(8,857)	(14,229)
専門家報酬および一般管理費用	(32,269)	(51,458)
	54,079	190,929

７．借入金

マン・インベストメンツ・エイ・ジー

トレーディング・カンパニーは、投資資金として、リボルビング借入契約をマン・インベストメンツ・エイ・ジーとの間で締結した。トレーディング・カンパニーは、リボルビング借入契約の条項に従い、定められた金額以下の借入れ、返済および再借入れを行うことができる。トレーディング・カンパニーは、2016年10月31日および2015年10月31日に終了した年度において、リボルビング借入契約に基づく借り入れは行わなかった。

リボルビング借入契約は、満期日は定められていないが、５営業日前の通知をもってマン・インベストメンツ・エイ・ジーの単独の判断で打ち切られる可能性がある、誓約されない借入設定枠である。リボルビング借入契約は、LIBORにマージン（２％以下、年１回見直される）を上乗せした利息を負担する。

リボルビング借入契約の残高は、ファンドの純資産価額の70%を超過してはならない。

８．報酬、手数料およびその他の費用

代行協会員報酬

代行協会員報酬は、毎評価日の受益証券一口当たり純資産価格に当該評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.5%で計算され、毎月後払いで、代行協会員である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）に対し、業務対価として支払われる。

当該報酬は、ファンド・レベルで課せられる。

保証報酬

保証報酬は、保証銀行に、四半期毎に後払いで支払われる。報酬は、英文募集書面に定義された受益証券の保証債務の年率0.24%で計算される。

保証銀行は、保証契約により、受益証券の額面金額およびプロフィット・ロックイン構造を通じて固定された追加額が満期日に償還されるよう、受益者に保証している。

当該報酬は、トレーディング・カンパニー・レベルで課せられる。

登録事務代行報酬

登録事務代行報酬は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「登録事務代行会社」という。）に支払われる。当該報酬は、各評価日の純資産価額に対する年率0.06%が、毎月後払いで支払われる。

当該報酬は、ファンド・レベルで課せられる。

管理事務報酬

管理事務報酬は、月中の受益証券口数の変動を参照することによって調整された、報酬支払月の月初における受益証券の純資産総額に対する0.11%の12分の１（年率約0.11%）が、毎月の各取引日に後払いで、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に支払われる。

当該報酬は、トレーディング・カンパニー・レベルで課せられる。

評価報酬

評価報酬は、各評価日における受益証券一口当たりの純資産価格の0.15%の12分の１（年率約0.15%）に、当該日の発行済受益証券口数を乗じて計算されるが、年間最高額を12,500米ドルに業務上発生する現金支出費用を加えた金額とすることを条件に、マン・バリュエーション・サービシズ・リミテッド（以下「データ・コンパイレーション事務代行会社」または「MVSL」という。）に、毎月後払いで支払われる。

MVSLは、評価業務をシトコ・ファンド・サービシズ（バミューダ）リミテッドに委託した。

当該報酬は、トレーディング・カンパニー・レベルで課せられる。

受託報酬

受託会社（受託会社兼保管会社）は、ファンドから、年間報酬として純資産価額の終値の0.0075%（最低年間報酬は15,000米ドル ）を受領する権利を有する。受託報酬は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドに、毎月の各取引日に後払いで支払われる。

当該報酬は、ファンド・レベルで課せられる。

税金

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、源泉徴収による税、遺産税、相続税、贈与税がない。また、受託会社はケイマン諸島の信託法（2012年改正済）に基づき、ケイマン諸島総督に対し、誓約書の発行後50年間にケイマン諸島で制定される、所得、資産、利益もしくは評価益に課せられる税金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される財産もしくはファンドに生じた所得に対し、または当該財産もしくは所得に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約書の発行を申請済みであり、同総督からこれを取得した。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本税または印紙税は課せられない。

毎年の登録手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に支払われる。トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、いずれも、ケイマン諸島の法律に基づき免税会社として設立され、誓約の日付から20年の間にケイマン諸島で制定される、利益、所得、利得または評価益に対して税金を課す法

律がトレーディング・カンパニーもしくはゼロ・クーポン債発行会社に対して適用されない旨の誓約をケイマン諸島総督より取得した。

９．関連当事者

バミューダで設立された企業であるマスター・マルチ－プロダクト・ホールディングス・リミテッドは、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の普通株式を100%所有していることにより関連当事者とされる。したがって、トレーディング・カンパニーとゼロ・クーポン債発行会社を所有する支配会社は、2015年12月１日までにおいてトレーディング・カンパニーとゼロ・クーポン債発行会社と一名の取締役を共有していた、マスター・マルチ－プロダクト・ホールディングス・リミテッドである。ジョン・ウォーリーは、2015年12月１日までトレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の取締役であり、2015年12月11日までマスター・マルチ－プロダクト・ホールディングス・リミテッドの取締役でもあった。

FRMインベストメント・マネジメント・リミテッドはトレーディング・カンパニーの投資運用会社であるため、関連当事者である。マン・インベストメンツ・リミテッド、マン・バリュエーション・サービシズ・リミテッドおよびFRMインベストメント・マネジメント・リミテッドは、マン・グループ・ピーエルシーの子会社であるため、マン・グループ・ピーエルシーのすべての子会社も関連当事者である。マン・グループ・ピーエルシーは、ファンドのために一般経費を支払い、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社にこの費用を請求することがある。

ケイマン諸島で設立された企業であり、ファンドの受託会社であるCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、その役割のために関連当事者とされる。最終的な支配会社はない。

各取締役は、他社の金融投資および専門的な活動に関与しているか、関与の可能性があり、トレーディング・カンパニーとゼロ・クーポン債発行会社の経営と利害の衝突の原因となるかもしれない。これらの活動には、他社（トレーディング・カンパニーとゼロ・クーポン債発行会社と同様の投資目的を有する会社を含む。）の経営または管理、有価証券およびその他の投資対象の売買、投資運用相談、ならびにトレーディング・カンパニーが投資および／またはファンドに投資する会社を含む、他社の取締役、役員、アドバイザーおよび／または代理人としての活動を含む。

ジョン・ウォーリーは2015年12月１日付でトレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の取締役を退任し、ローナン・ダリーが2016年１月１日付で退任した。アラン・デイビスおよびサイモン・パーマーが、2016年１月１日付で新取締役に任命された。

取締役報酬は、トレーディング・カンパニーレベルで支払われ、トレーディング・カンパニーとゼロ・クーポン債発行会社に割当てられる。

以下は、ファンド、トレーディング・カンパニー、ゼロ・クーポン債発行会社およびその関連当事者の間に発生した取引である。

2016年10月31日終了年度

関連当事者	報酬の種類	報酬総額 (米ドル)	未払／（前払） 報酬 (米ドル)
CIBCバンク・アンド・トラスト・ カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託報酬	26,432	5,500
取締役	取締役報酬＊	16,000	(2,667)
マン・バリュエーション・サービシズ・ リミテッド	評価報酬＊	12,500	2,083

2015年10月31日終了年度

関連当事者	報酬の種類	報酬総額 (米ドル)	未払／（前払） 報酬 (米ドル)

CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託報酬	26,280	5,000
取締役	取締役報酬＊	15,831	(2,667)
マン・バリュエーション・サービシズ・リミテッド	評価報酬＊	12,006	2,083

＊トレーディング・カンパニー・レベルで課せられた。

マン・グループ・ピーエルシーの関連事業体による受益証券所有割合はゼロ％（2015年：ゼロ％）である。

10. 株式資本

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、それぞれ、一株の額面が１米ドルの普通株式50,000株による50,000米ドルの授権資本を所有している。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の普通株式

払込済か否かに関わらず、普通株式は100％の議決権を有する。普通株式の所有者は、年間5,000米ドルを上限とする配当を取締役の裁量により受け取る権利を有するが、当年度または前年度に宣言された配当はない。トレーディング・カンパニーまたはゼロ・クーポン債発行会社が清算または解散される場合、普通株式の所有者は、その額面価額（払込済みであれば）、ならびにトレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の剰余資産持分に等しい金額を受領する権利を有する。しかし、普通株式の所有者は、普通株式の額面価額を超える額に対する権利を放棄することについて取消不能の同意をしており、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社がかかる金額を受益者の利益のために受益証券勘定に含めることを承認した。普通株式は発行されているが、払込はされていない。普通株式は、払込されるまで金額は認識されない。

ファンドの受益証券

ファンドの受益証券は、2005年７月25日付の英文募集書面により、受益証券一口当たり１米ドルで募集された。申込期間は2005年８月30日に終了した。

受益証券保有者は、取引日の前暦月の15日までに書面による通知を発送して、買戻しが実施される取引日の直前の評価日における受益証券の一口当たり純資産価格を基準として算出された買戻し価格で、その受益証券を買戻すことができる。

受益証券の償還日は2019年９月30日であり、受益証券は同日にその受益証券の一口当たり純資産価格にプロフィット・ロックイン構造の結果としての追加的な金額を加算した金額で償還される。

資本運用

受益証券の買戻しが可能であるため、ファンドの資本は、ファンドに対する買戻し要求に応じて変動する。ファンドは、募集書面に詳述されている場合を除いて、外部から必要資本を課せられることはなく、買戻しの制限もない。

投資エクスポージャーの解消に伴って、ファンドの資本運用の目的には、下記が含まれる。

・投資者の元本の保全

・ファンドの費用および買戻し請求への対応に見合う十分な流動性を確保する。

ファンドによって適用された資本運用の方針および手続きについては、注記５「財務リスク管理」を参照のこと。

純資産価額の調整

財政状態計算書における純資産価額とファンドの募集書面に準拠して算出される評価および買戻しのための純資産価額の間には差異がある。

ファンドは、ファンドのトレーディング資本が一定のレベルを下回ることで投資者に影響を及ぼすようなことを制限するために、将来のための一定の償還費用を計上した。将来のために費用を計上することは、IFRSでは認められておらず、本財務書類上は費用化していない。

財務書類における純資産価額と評価および買戻しのための純資産価額の調整は、以下のとおりである。

10月31日現在

	2016年 （米ドル）	2015年 （米ドル）
財務書類における純資産価額：		
受益証券１口当たり純資産価格1.1352米ドル（2015年：1.1283米ドル)の受益証券5,380,000口（2015年：8,440,000口）	6,107,843	9,523,151
控除：事前に認識された満期償還費用	(2,940)	(98,709)
月次評価における純資産価額：		
受益証券１口当たり純資産価格1.1347米ドル（2015年：1.1166米ドル）の受益証券5,380,000口（2015年：8,440,000口）	6,104,903	9,424,442

11. 後発事象

期末日以降に、ファンドに影響を与え、財務諸表に開示を要するような重要な事象は発生しなかった。

12. 偶発債務およびコミットメント

2016年10月31日または2015年10月31日現在、注記10に詳述されている事項の他に、偶発債務またはコミットメントはなかった。

（３）【投資有価証券明細表等】

財政状態計算書、包括利益計算書および財務書類に対する注記を参照のこと。

次へ

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund

Statement of financial position
As at 31 October 2016

	Notes	2016 US$	2015 US$
Current assets:			
Cash at banks	3	11,478	77
Financial assets at fair value through profit or loss	4	6,110,103	9,536,408
Total current assets		6,121,581	9,536,485
Current liabilities:			
Accounts payable and accrued expenses	8,9	(13,738)	(13,334)
Total current liabilities (excluding net assets attributable to Unitholders)		(13,738)	(13,334)
Net assets attributable to Unitholders		**6,107,843**	**9,523,151**
Which are represented by:			
Liability to Unitholders			
5,380,000 (2015: 8,440,000) Units with a Net Asset Value per Unit of US$ 1.1352 (2015: US$ 1.1283)	10	6,107,843	9,523,151
		6,107,843	**9,523,151**

Approved and authorised for issue on behalf of the Trustee on April 11, 2017.

MARIA REYES
Authorised Signatory

Edwin Machingambi
Authorised Signatory

For and on behalf of CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited.

Solely in its capacity as Trustee of Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund.

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund

Statement of comprehensive income
For the year ended 31 October 2016

	Notes	2016 US$	2015 US$
Income			
Net gain on financial assets at fair value through profit or loss	6	54,079	190,929
Total income		54,079	190,929
Expenses			
Agent security fees	8	(32,740)	(52,110)
Trustee fees	8,9	(26,432)	(26,280)
Registrar fees	8	(2,290)	(3,473)
Bank charges		(270)	(94)
		(61,732)	(81,957)
Net (loss)/income for the year attributable to Unitholders		**(7,653)**	**108,972**

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund

Statement of changes in net assets
For the year ended 31 October 2016

	Note	2016 US$	2015 US$
Net assets attributable to Unitholders at the beginning of the year		9,523,151	12,414,907
Redemption of 3,060,000 (2015: 2,690,000) Units	10	(3,407,655)	(3,000,728)
		6,115,496	9,414,179
Net (loss)/income for the year attributable to Unitholders		(7,653)	108,972
Net assets attributable to Unitholders at the end of the year		**6,107,843**	**9,523,151**

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund

Statement of cash flows
For the year ended 31 October 2016

	2016 US$	2015 US$
Cash flows from operating activities:		
Net (loss)/income for the year attributable to Unitholders	(7,653)	108,972
Adjustment to reconcile net (loss)/income for the year attributable to Unitholders to net cash provided by operating activities:		
Net change in operating assets and liabilities:		
Financial assets at fair value through profit or loss	3,426,305	2,923,894
Accounts payable and accrued expenses	404	(32,137)
Net cash provided by operating activities	3,419,056	3,000,729
Cash flows from financing activities:		
Payments on redemption of Units	(3,407,655)	(3,000,728)
Net cash used in financing activities	(3,407,655)	(3,000,728)
Net change in cash and cash equivalents	11,401	1
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	77	76
Cash and cash equivalents at the end of the year	**11,478**	**77**
Cash and cash equivalents consist of:		
Cash at banks	11,478	77
	11,478	**77**

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund

Notes to the financial statements
For the year ended 31 October 2016

1. General

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund (the "Trust") is a unit trust established under the laws of the Cayman Islands on 10 June 2005 and registered under the Cayman Islands Mutual Funds Law on 20 June 2005 and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (2012 Revision). The Trust is registered with the Japan Financial Services Authority. The Trust commenced trading on 12 September 2005.

The Trust's investment objective was to deliver substantial medium-term growth potential with a controlled level of volatility through trading a diversified and flexible portfolio of investment strategies capable of achieving consistent performance during both rising and falling market periods.

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected (ZC) Limited (the "Non-Trading Company") was incorporated under the laws of the Cayman Islands on 23 May 2005 to hold US Treasury Strips. The Trust invests in a Zero Coupon Notes issued by the Non-Trading Company, which capture the performance of the US Treasury Strips.

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Trading Limited (the "Trading Company") was incorporated in order to segregate the trading activities and related assets, liabilities, revenues and expenses from those of the Non-Trading Company. The Trust invests in Performance Loan Notes issued by the Trading Company.

Investment Exposure

From 2012, the Trading Company, and therefore the Trust, eliminated the investment exposure to the underlying hedge fund portfolio. All remaining capital of the Trust via its investments in the Trading and Non-Trading Companies, from that date was held in US Treasury Strips and cash, with the aim of protecting investors' capital.

2. Summary of significant accounting policies

a) Basis of preparation

The financial statements are prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS") issued by the International Accounting Standards Board ("IASB").The financial statements have been prepared using the historical cost basis except for financial assets and liabilities at fair value through profit and loss which have been measured at fair value.

The Trust classifies its interests in the Trading Company and Non-Trading Company as financial assets at fair value through profit or loss, and measured at fair value.

b) Changes in accounting policies and disclosures

The accounting policies adopted in the preparation of the financial statements are consistent with those followed in the preparation of the Trust's financial statements for the year ended 31 October 2015.

Standards issued but not yet effective:

IFRS 15 – Revenue from Contracts with Customers

IFRS 15 was issued in May 2014 and establishes a new five-step model that will apply to revenue arising from contracts with customers. Under IFRS 15 revenue is recognised at an amount that reflects the consideration to which an entity expects to be entitled in exchange for transferring goods or services to a customer. The principles in IFRS 15 provide a more structured approach to measuring and recognising revenue.

The new revenue standard is applicable to all entities and will supersede all current revenue recognition requirements under IFRS. Either a full or modified retrospective application was initially required for annual periods beginning on or after 1 January 2017 but has now been deferred to 1 January 2018 with early adoption permitted. The Trust is currently assessing the impact of IFRS 15 and plans to adopt the new standard on the required effective date.

IFRS 9 – Financial Instruments: Classification and Measurement

In July 2014, the IASB issued the final version of IFRS 9 Financial Instruments which reflects all phases of the financial instruments project and replaces IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement and all previous versions of IFRS 9. The standard introduces new requirements for classification and measurement, impairment, and hedge accounting. IFRS 9 is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2018, with early application permitted. Retrospective application is required but comparative information is not compulsory. Management is currently assessing the impact of this standard on the Trust. At present, management believes the adoption of IFRS 9 is unlikely to have a material effect on the classification and measurement of the Trust's financial assets or financial liabilities.

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 October 2016

2. Summary of significant accounting policies (continued)

b) Changes in accounting policies and disclosures (continued)

At the date of authorisation of the financial statements there were a number of other standards and interpretations which were in issue but not yet effective. Management anticipate that the adoption of these standards and interpretations in future periods will have no material impact on the financial statements of the Trust.

c) Use of accounting judgements and estimates

The preparation of financial statements in accordance with IFRS requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the amounts reported and disclosures made in these financial statements and accompanying notes, including certain valuation assumptions. Uncertainty about these assumptions and estimates could result in outcomes that require a material adjustment to the carrying amount of assets or liabilities in the future.

d) Going concern

Management has made an assessment of the Trust's ability to continue as a going concern and is satisfied that the Trust has resources to continue in business for the foreseeable future. Furthermore, management is not aware of any material uncertainties that may cast significant doubt upon the Trust's ability to continue as a going concern; therefore, the financial statements continue to be prepared on a going concern basis.

e) Assessment as investment entity

Entities that meet the definition of an investment entity within IFRS 10 are required to measure their subsidiaries at fair value through profit or loss rather than consolidate them. The criteria which define an investment entity are, as follows:

(a) An entity that obtains funds from one or more investors for the purpose of providing those investors with investment services;
(b) An entity that commits to its investors that its business purpose is to invest funds solely for returns from capital appreciation, investment income or both; and
(c) An entity that measures and evaluates the performance of substantially all of its investments on a fair value basis.

The Trust's offering memorandum details its objective of providing investment management services to investors which includes investing in a variety of investments for the purpose of achieving medium-term growth, as more fully explained in Note 1.

The Trust reports to its investors via monthly investor information, and to its management, via internal management reports, on a fair value basis. All investments are reported at fair value to the extent allowed by IFRS in the Trust's annual reports.

As a result, the Trust meets the definition of an investment entity since the Trust provides investment services. These conclusions will be reassessed on an annual basis, if any of these criteria or characteristics changes.

f) Valuation of financial assets and liabilities

For Net Asset Value ("NAV") purposes, the valuation of financial assets and liabilities is calculated in accordance with the principal documents. For financial statements purposes, investments have been valued in accordance with IFRS using the policies outlined below. At 31 October 2016 and 31 October 2015, there are no material differences between these valuation methodologies.

Financial assets or liabilities designated by management at fair value through profit or loss at initial recognition: These include equity securities and debt instruments that are not held for trading. These financial assets are designated upon initial recognition on the basis that they are part of a group of financial assets which are managed and have their performance evaluated on a fair value basis, in accordance with risk management and investment strategies of the Trust. The financial information about these financial assets is provided internally on that basis to FRM Investment Management Limited (the "Investment Manager").

The Trust recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Regular-way purchases and sales of investments are recognised on the trade date, which is the date on which the Trust commits to purchase or sell the asset. Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are initially recognised at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in the statement of comprehensive income.

After initial measurement, the Trust measures financial instruments, which are classified as at fair value through profit or loss, at their fair values.

The value of the Zero Coupon Notes will include the value of the collateral held from time to time by the bank or custodian (the "Security Fund") (Note 4).

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 October 2016

2. Summary of significant accounting policies (continued)

f) Valuation of financial assets and liabilities (continued)

The value of Performance Loan Notes includes the valuation of all trading and investment assets and liabilities of the Trading Company, as determined by the Data Compilation Agent (Note 4). The calculations are based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in, or on, any futures exchange shall be made by reference to the settlement price. Investments quoted, listed, traded or dealt, in or on, any other exchange shall be made by reference to the last quoted price on the principal exchange for such investments.

Investments are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Trust has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

g) Loans

The Trust may utilise loans, which are non-derivative financial liabilities with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market. Loans are recognised initially at fair value, being their issue proceeds, net of transaction costs incurred. Loans are subsequently stated at amortised cost.

h) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position may consist of cash at bank, demand deposits, short-term deposits in financial institutions and short-term highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, with original maturities of three months or less, net of outstanding bank overdrafts when applicable. Short-term investments that are not held for the purpose of meeting short-term cash commitments and restricted margin accounts and not considered cash and cash equivalents.

i) Realised and unrealised gains and losses

All realised and unrealised gains and losses on securities and derivatives are recognised as net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in the statement of comprehensive income. Unrealised gains and losses comprise changes in the fair value of financial instruments for the period and from reversal of prior period's unrealised gains and losses for financial instruments which were realised in the financial period. Realised gains and losses represent the difference between an instrument's initial carrying amount and disposal amount, or cash payments or receipts made on derivative contracts (excluding payments or receipts on collateral margin accounts for such instruments). The cost of securities sold is accounted for on a first in-first out basis.

j) Functional and presentational currency

The Trust seeks to generate returns in United States dollars, its capital-raising currency. The liquidity of the Trust is managed on a day-to-day basis in United States dollars in order to handle the issue and redemption of the Trust's Units. The Trust's performance is also evaluated in United States dollars. Therefore, as the United States dollar is considered as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions, the Trust's functional and presentational currency is the United States dollar.

k) Foreign currency

Transactions during the year denominated in foreign currencies have been translated at the rates of exchange ruling at the dates of transactions. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at the rates of exchange in effect at the date of the statement of financial position. For investment transactions and investments held at the year-end denominated in foreign currency, the resulting gains or losses are included in the net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in the statement of comprehensive income. All other foreign currency gains and losses are included in the net gain/(loss) on foreign currency in the statement of comprehensive income.

l) Expenses

All expenses are recognised in the statement of comprehensive income on an accruals basis.

m) Units

Units are classified as a financial liability or equity instruments depending upon whether:

- The Units entitle the holder to a pro rata share of the Trust's net assets in the event of the Trust's liquidation.
- The Units are in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments.
- All Units in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments have identical features.
- The Units do not include any contractual obligation to deliver cash or another financial asset other than the holder's rights to a pro rata share of the Trust's net assets.

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 October 2016

2. Summary of significant accounting policies (continued)

m) Units (continued)

- The total expected cash flows attributable to the Units over the life of the instrument are based substantially on the profit or loss, the change in the recognised net assets or the change in the fair value of the recognised and unrecognised net assets of the Trust over the life of the instrument.

In addition to the Units having all of the above features, the Trust must have no other financial instrument or contract that has:

- Total cash flows based substantially on the profit or loss, the change in the recognised net assets or the change in the fair value of the recognised and unrecognised net assets of the Trust.
- The effect of substantially restricting or fixing the residual return to the Unitholders.

The Trust continuously assesses the classification of the Units. If the Units cease to have all the features, or meet all the conditions set out, to be classified as equity, the Trust will reclassify them as financial liabilities and measure them at fair value at the date of reclassification, with any differences from the previous carrying amount recognised in equity. If the Units subsequently have all the features and meet the conditions to be classified as equity, the Trust will reclassify them as equity instruments and measure them at the carrying amount of the liabilities at the date of the reclassification.

As explained in Note 10, the Units of the Trust have been classified as a financial liability.

3. Cash at bank

At the year end, amounts disclosed as cash at bank were held at Royal Bank of Scotland International Limited. As at 31 October 2016 and 31 October 2015 there are no collateral balances held with brokers.

4. Financial assets at fair value through profit or loss

The following table summarises financial assets at fair value through profit or loss as at 31 October:

	2016 Fair value US$	2015 Fair value US$
Financial assets at fair value through profit or loss		
Designated at initial recognition		
Performance Loan Notes, issued by the Trading Company	14,729	137,015
Zero Coupon Notes, issued by the Non-Trading Company	6,095,374	9,399,393
Total financial assets at fair value through profit or loss	**6,110,103**	**9,536,408**

US$ 6,039,073 (2015: US$ 8,966,052) of financial assets at fair value through profit or loss have been pledged as collateral for Zero Coupon Notes, issued by the Non-Trading Company.

Investment at the Trust Level

The Trust seeks to provide investors with assurance of the return of the initial subscribed capital and amounts guaranteed under the profit lock-in feature. To achieve this objective, the Trust purchased Zero Coupon Notes from the Non-Trading Company. The remaining proceeds from the issue of Units after purchase of Zero Coupon Notes were used to subscribe for the Performance Loan Notes.

Investments at the Trading and Non-Trading Companies

Zero Coupon Notes

Each Zero Coupon Note carries an entitlement to a pro-rata share in the Non-Trading Company which holds the instrument. Each Zero Coupon Note will be issued at a discount by the Non-Trading Company to the Trustee on behalf of the Trust with the benefit of a guarantee from BNP Paribas. The Guarantee provides that, subject to the terms and conditions thereof, the Bank shall guarantee the performance by the Non-Trading Company of its obligation to pay to the Trustee on the maturity date in respect of each Zero Coupon Note outstanding and to be redeemed on the maturity date an amount equal to 100% of such Zero Coupon Note's face value (US$ 1) plus any additional amount.

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 October 2016

4. Financial assets at fair value through profit or loss (continued)

Investments at the Trading and Non-Trading Companies (continued)

As at 31 October 2016, the cost of the Instrument held was US$ 3,089,472 (2015: US$ 4,682,869) and it matures on 15 August 2019 at its principal amount of US$ 6,222,000 (2015: US$ 9,431,000). As at 31 October 2016, the fair value of the instrument was US$ 6,039,073 (2015: US$ 8,966,052), which reflects the current rating of the issuer and the current interest rates.

Performance Loan Notes

Each Performance Loan Note carries an entitlement to a pro rata share in the Performance Loan Note Account with the fair value of which is the NAV of the Trading Company. The Performance Loan Notes are redeemable on any Dealing Day which enables the Trust to be able to meet the Trustee's obligation to repurchase Units.

Fair value of financial assets and liabilities

The Trust classifies fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in determining the measurements in line with IFRS 13.

The Trust has an established framework with respect to the measurement of fair values. This includes a periodic review of all significant fair value measurements, including Level 3 fair values.

The Investment Manager regularly reviews significant unobservable inputs and valuation adjustments (if any). If third party information is used to measure fair values, they assess the evidence obtained from the third parties to support the conclusion such that valuations meet the requirements of IFRS, including the level in the fair value hierarchy in which such valuations should be classified.

The fair value hierarchy has the following levels:

- Level 1 – Quoted market price in an active market for an identical instrument.
- Level 2 – Valuation techniques based on observable inputs. This category includes instruments valued using: quoted market prices in active markets for similar instruments; quoted prices for similar instruments in markets that are considered less than active; or other valuation techniques where all significant inputs are directly or indirectly observable from market data.
- Level 3 – Valuation techniques using significant unobservable inputs. This category includes all instruments where the valuation technique includes inputs not based on observable data and the unobservable inputs could have a significant impact on the instrument's valuation. This category includes instruments that are valued based on quoted prices for similar instruments where significant unobservable adjustments or assumptions are required to reflect differences between the instruments.

When fair values of listed or publicly traded equity securities, managed funds and derivatives are based on quoted market prices or binding dealer price quotations, in an active market for identical assets without any adjustments, the instruments are included within Level 1 of the hierarchy.

The Trust's investment in Performance Loan Notes and Zero Coupon Notes are classified as Level 3 as the underlying of these are based on the NAV of the Trading and Non-Trading Companies, which are unobservable inputs.

The following is a summary of the classification within the fair value hierarchy for the Trust's financial instruments carried at fair value as of 31 October 2016:

	Level 3 US$	Total Fair value US$
Financial assets at fair value through profit or loss		
Performance Loan Notes, issued by the Trading Company	14,729	14,729
Zero Coupon Notes, issued by the Non-Trading Company	6,095,374	6,095,374
Total financial assets at fair value through profit or loss	**6,110,103**	**6,110,103**

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 October 2016

4. Financial assets at fair value through profit or loss (continued)

Fair value of financial assets and liabilities (continued)

The following is a summary of the classification within the fair value hierarchy for the Trust's financial instruments carried at fair value as of 31 October 2015:

	Level 3 US$	Total Fair value US$
Financial assets at fair value through profit or loss		
Performance Loan Notes, issued by the Trading Company	137,015	137,015
Zero Coupon Notes, issued by the Non-Trading Company	9,399,393	9,399,393
Total financial assets at fair value through profit or loss	**9,536,408**	**9,536,408**

Investments are reviewed at each financial year end to ensure that they are correctly classified between Levels 1, 2 and 3 in accordance with the fair value hierarchy outlined above. Where an investment's characteristic change during the year and investments no longer meet the criteria of a given level, they are transferred into a more appropriate level at the end of the relevant financial reporting period.

For the years ended 31 October 2016 and 31 October 2015 there were no transfers between levels.

A reconciliation of movements in Level 3 assets for the years ended 31 October 2016 and 2015 is set out below.

Performance Loan Notes	2016 US$	2015 US$
Balance at the beginning of the year	137,015	464,402
Movement in net assets of the Trading Company	(53,556)	(211,423)
Total loss in statement of comprehensive income	(68,730)	(115,964)
Balance at the end of the year	**14,729**	**137,015**

Zero Coupon Notes	2016 US$	2015 US$
Balance at the beginning of the year	9,399,393	11,995,900
Movement in net assets of the Non-Trading Company	(3,426,828)	(2,903,400)
Total gain in statement of comprehensive income	122,809	306,893
Balance at the end of the year	**6,095,374**	**9,399,393**

4. Financial assets at fair value through profit or loss (continued)

Fair value of financial assets and liabilities (continued)

The following tables list unobservable inputs used in the valuation of investments which are classified as Level 3. Performance Loan Notes and Zero Coupon Notes issued by the Trading and Non-Trading Companies, respectively, are valued based on the NAV of the Trading and Non-Trading Companies which are not observable in the market.

Asset description	Fair value at 31 October 2016 US$	Valuation technique	Unobservable input
Performance Loan Notes	14,729	NAV of the Trading Company	NAV of the Trading Company
Zero Coupon Notes	6,095,374	NAV of the Non-Trading Company	NAV of the Non-Trading Company

Asset description	Fair value at 31 October 2015 US$	Valuation technique	Unobservable input
Performance Loan Notes	137,015	NAV of the Trading Company	NAV of the Trading Company
Zero Coupon Notes	9,399,393	NAV of the Non-Trading Company	NAV of the Non-Trading Company

There is a single unobservable input to the fair valuation of the Trading Company hence no range disclosed.

5. Financial risk management

The Trust's investment activities expose it to the various types of risk which are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risks to which the Trust is exposed are market risk, credit risk and liquidity risk. Market risk includes price risk, interest rate risk and currency risk. The Trust manages these risks on an aggregate basis along with the risks associated with its investing activities as part of its overall risk management policies.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the date of the statement of financial position and the risk management policies employed by the Trust are discussed below.

Overall risk management

The Trust sought to generate risk adjusted capital gains through investing through the Trading and Non-Trading Companies, which then invested in the AHL Programme and FRM Portfolio. From 2012, the Trading and Non-Trading Companies and therefore the Trust eliminated its investment exposure to its underlying hedge portfolio. All remaining capital from that date was held in US Treasury Strips and cash, with the aim of protecting investors' capital.

The Directors of Trading and Non-Trading Company distinguish between two primary risk levels, which are risks at the Trading and Non-Trading Company level, and risks at the underlying investment level. Accordingly, the Investment Manager has implemented procedures to manage risks associated with both the Trading Company and its underlying investments, although there is no longer any need to apply risk management at the level of underlying investments.

At the Trading and Non-Trading Company level

Risk management at the Trading Company level can be segregated into pre and ongoing risk management. Pre-investment risk management involves determining asset allocation and portfolio construction. Thereafter, risk management involves conducting risk and return analysis, monitoring the relevant Trading Company specific portfolio restrictions and investment guidelines and managing currency, interest rate, credit and liquidity risks at the Trading Company level and making relevant adjustments to asset allocation and portfolio construction.

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 October 2016

5. Financial risk management (continued)

At the Trading and Non-Trading Company level (continued)

Risk considerations or the need to bring the portfolio back in line with the investment strategy and approach may trigger a rebalancing of the portfolio, which is typically reviewed on a monthly basis by the Investment Manager's portfolio management team.

Market risk

Market risk is the risk that the fair value or future cash flows of financial instruments will fluctuate due to changes in market variables such as interest rates, foreign exchange rates or underlying investment prices.

As the Trust eliminated the investment exposure in 2012, the volatility is not considered a meaningful measure of risk as at 31 October 2016 and therefore the annualised volatility has not been calculated for the year ended 31 October 2016 or 31 October 2015. The Trust has no significant exposures to market risk other than the impact of future interest rate expectations on the US Treasury Strips.

Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates.

The Trust is directly exposed to interest rate risk through cash at banks and the investment in Zero Coupon Notes exposed to the underlying US Treasury Strips. After the elimination of the investment exposure, interest rate risk is not being actively managed.

The following tables detail the Trust's exposure to interest rate risk by the earlier of contractual maturities or re-pricing:

As at 31 October 2016

	Less than one month US$	Over one year US$	Not exposed to interest rate risk US$	Total US$
Current assets:				
Cash at banks	11,478	–	–	11,478
Financial assets at fair value through profit or loss	26,874	6,039,073	44,156	6,110,103
Total current assets	38,352	6,039,073	44,156	6,121,581
Current liabilities:				
Accounts payable and accrued expenses	–	–	(13,738)	(13,738)
Total current liabilities (excluding net assets attributable to Unitholders)	–	–	(13,738)	(13,738)
Net assets attributable to Unitholders	**38,352**	**6,039,073**	**30,418**	**6,107,843**

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 October 2016

5. Financial risk management (continued)

Interest rate risk (continued)

As at 31 October 2015

	Less than one month US$	Over one year US$	Not exposed to interest rate risk US$	Total US$
Current assets:				
Cash at banks	77	–	–	77
Financial assets at fair value through profit or loss	168,835	8,966,052	401,521	9,536,408
Total current assets	168,912	8,966,052	401,521	9,536,485
Current liabilities:				
Accounts payable and accrued expenses	–	–	(13,334)	(13,334)
Total current liabilities (excluding net assets attributable to Unitholders)	–	–	(13,334)	(13,334)
Net assets attributable to Unitholders	**168,912**	**8,966,052**	**388,187**	**9,523,151**

Liabilities not exposed to interest rate risk comprise accounts payable and accrued expenses. These amounts normally require contractual settlement within one quarter and, in all cases, within one year.

The following tables detail the effect on net assets should interest rates have increased/decreased by 50 basis points (bps) with all other variables remaining constant, assuming that a 50 bps increase/decrease in the base interest rate would result in a correlating 50 bps increase/decrease in the value of net assets. In reality, an increase/decrease of 50 bps would not result in a direct correlating increase/decrease in the fair value of net assets, as the movement in the value of net assets would depend on the individual asset class and/or market sentiment towards any sensitivity in the interest rate.

As at 31 October 2016

	Less than one month US$	Over one year US$	Not exposed to interest rate risk US$	Total US$
Net assets after 50 bps increase	38,544	6,069,268	30,418	6,138,230
Net assets after 50 bps decrease	38,160	6,008,878	30,418	6,077,456

As at 31 October 2015

	Less than one month US$	Over one year US$	Not exposed to interest rate risk US$	Total US$
Net assets after 50 bps increase	169,757	9,010,882	388,187	9,568,826
Net assets after 50 bps decrease	168,067	8,921,222	388,187	9,477,476

Currency risk

Currency risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in foreign exchange rates.

As at 31 October 2016 and 31 October 2015, the Trust's assets and liabilities are predominantly in US Dollars and the Trust does not have significant exposure to foreign currency risk, and accordingly, no sensitivity analysis is presented. As part of the Trust's investment strategy, the Trust may periodically hold investments denominated in foreign currencies.

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 October 2016

5. Financial risk management (continued)

Other price risk

Other price risk is the risk that the price of a financial instrument will fluctuate due to changes in market conditions influencing, directly or indirectly, the value of the instrument.

Since the Trust no longer invests into its underlying hedge fund portfolio, the Trust is not significantly exposed to other price risk other than the impact of interest rate movements on the value of the US Treasury Strips.

Credit risk

Credit risk is the risk that an issuer or counterparty will be unable to meet a commitment that it has entered into with the Trust.

The Trust's maximum exposure to credit risk (not taking into account the value of any collateral or other security held) in the event that the counterparties fail to perform their obligations as at 31 October 2016 in relation to each class of recognised financial assets, including derivatives, is the carrying amount of those assets in the statement of financial position. Credit risk is mitigated through the regular monitoring of concentration risk.

The exposures are to Royal Bank of Scotland International Limited and Citibank N.A. (the "Banks"), and BNP Paribas (the "Guarantor"). According to Moody's Rating Agency, as at the year-end, Royal Bank of Scotland International Limited is rated A3, Citibank N.A. is rated A1 and BNP Paribas is rated A1.

The Investment Manager performs due diligence on all counterparties before they become a service provider or counterparty to the Trust, and credit quality checks are part of this process. The credit quality of the Trust's Banks and Guarantor is regularly monitored and factored into allocation decisions.

Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Trust will encounter difficulty in meeting the obligations associated with its financial liabilities or equity that are settled by delivering cash or cash equivalents.

With the elimination of the Trust's investment exposure, its liquidity risk is now minimised. All remaining capital is either cash or readily realisable to cash.

6. Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

The following tables show the net investment gains or losses of the Trust's investments in financial assets in fair value through profit and loss, including the net gains or losses from the Trust's investment in the Trading Company.

For the year ended 31 October 2016

	2016 US$	2015 US$
Financial assets and liabilities designated at initial recognition:		
US Treasury Strips	122,809	306,893
Net gain on Investment in the Trading Company which is comprised of the following items incurred at the Trading Company level:		
Interest income	20,067	309
Guarantee fees	(19,171)	(22,749)
Directors' fees	(16,000)	(15,831)
Valuation fees	(12,500)	(12,006)
Administration fees	(8,857)	(14,229)
Professional fees and general expenses	(32,269)	(51,458)
	54,079	**190,929**

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 October 2016

7. Loans

Man Investments AG

In order to enable the Trading Company to effect its investments, the Trading Company has established a Revolving Loan Agreement with Man Investments AG. The Trading Company is able to borrow, repay and reborrow amounts under the Revolving Loan Agreement, subject to its terms. The Trading Company did not borrow under the Revolving Loan Agreement for the years ended 31 October 2016 or 31 October 2015.

The Revolving Loan Agreement is an uncommitted Loan Facility and has no maturity date; however it may be terminated by Man Investments AG at its sole discretion, upon 5 business days' notice. The Revolving Loan Agreement bears interest at the rate of LIBOR plus a margin, which should not exceed 2%, subject to an annual review.

The Revolving Loan Agreement balance cannot exceed 70% of the Trust's NAV.

8. Fees, commissions and other expenses

Agent Security fees

Agent Security fees are payable monthly in arrears to Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd. (the "Agent Company"), at the rate of 0.5% per annum of the NAV per Unit at each Valuation Day, multiplied by the current number of Units in issue at that Valuation Day, for its services as the Agent Company.

This fee is charged at the Trust level.

Guarantee fees

Guarantee fees are payable quarterly in arrears to the guarantor. The fee is calculated at the rate of 0.24% per annum of the Guarantee Liability (as defined in the offering documents) of the Units.

The guarantor has, by way of the guarantee, provided holders of the Units with a guarantee of the Face Value of the Units plus any additional amount locked in through the profit lock-in feature, redeemable on the Maturity Date.

This fee is charged at the Trading Company level.

Registrar fees

Registrar fees are charged by Mitsubishi UFJ Investor Services and Banking (Luxembourg) S.A. (the "Registrar"). The fee is payable monthly in arrears at the rate of 0.06% per annum of the NAV on each Valuation Day.

This fee is charged at the Trust level.

Administration fees

Administration fees are payable in arrears to Mitsubishi UFJ Investor Services and Banking (Luxembourg) S.A. on each monthly Dealing Day, at the rate of one twelfth of 0.11% (approximately 0.11% per annum) of the aggregate NAV of the Units at the commencement of the month for which the fee is due as adjusted by reference to the value of any changes in the number of Units during the month.

This fee is charged at the Trading Company level.

Valuation fees

Valuation fees are payable monthly in arrears to Man Valuation Services Limited (the "Data Compilation Agent" or "MVSL"), calculated monthly at the rate of one twelfth of 0.15% (approximately 0.15% per annum) of the NAV per Unit on each Valuation Day multiplied by the number of Units outstanding on that day, subject to a maximum fee of US$ 12,500 per annum plus any out of pocket expenses incurred by the fulfilment of these duties.

MVSL has sub-delegated the valuation service to Citco Fund Services (Bermuda) Limited.

This fee is charged at the Trading Company level.

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 October 2016

8. Fees, commissions and other expenses (continued)

Trustee fees

The Trustee (as trustee and custodian) is entitled to receive from the Trust an annual fee of 0.0075% of the Trust's closing NAV, with a minimum annual fee of US$ 15,000. Trustee fees are payable in arrears to CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited on each monthly Dealing Day.

This fee is charged at the Trust level.

Taxation

The Cayman Islands currently have no income, corporation or capital gains tax, no taxes by way of withholding and no estate duty, inheritance tax or gift tax. In addition, the Trustee has applied for and received from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands pursuant to the Trust Law (2012 Revision) of the Cayman Islands, an undertaking that, for a period of fifty years from the date of the undertaking no law enacted in the Cayman Islands imposing any tax or duty to be levied on income or capital assets or gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax shall apply to any property held in or any income arising under the Trust or to the Trustees or beneficiaries thereof in respect of any such property or income. No Capital or stamp duties are levied in the Cayman Islands on the issue, transfer or redemption of Units.

An annual registration fee will be payable by the Trustee to the Cayman Islands Government. Each of the Trading Company and the Non-Trading Company have been incorporated under the laws of the Cayman Islands as an exempted company and, as such, have obtained an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands to the effect that for a period of 20 years from the date thereof no law enacted in the Cayman Islands imposing any tax to be levied on profits or income or gains or appreciation will apply to the Trading Company or the Non-Trading Company.

9. Related party transactions

Master Multi-Product Holdings Ltd, a Bermuda incorporated company, is a related party through its 100% holding of the Ordinary Shares in the Trading Company and Non-Trading Company. The intermediate controlling party of the Trading and Non-Trading Company is therefore Master Multi-Product Holdings Ltd, an entity which shared a Director in common with the Trading and Non-Trading Company until 1 December 2015. John Walley was a director of the Trading and Non-Trading Company until 1 December 2015 and was also a Director of Master Multi-Product Holdings Ltd until 11 December 2015.

FRM Investment Management Limited is a related party as it is the Investment Manager of the Trading Company. Man Investments Limited, Man Valuation Services Limited and FRM Investment Management Limited are subsidiaries of Man Group plc and therefore all subsidiaries of Man Group plc are also related parties. Man Group plc pays some general expenses on behalf of the Trust and then recharges those expenses to the Trading and Non-Trading Company.

The Trustee of the Trust, CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited, a Cayman Island incorporated company, is a related party by virtue of its role as Trustee of the Trust. There is no ultimate controlling party.

Each of the Directors is or may become involved in other financial investment and professional activities which may cause conflicts of interest with the management of the Trading and Non-Trading Company. These activities include management or administration of other companies (including those with investment objectives similar to those of the Trading Company and Non-Trading, purchases and sales of securities and other investments, investment and management counselling and serving as directors, officers, advisers and/or agents of other companies, including companies which the Trading Company may invest and/or which may invest into the Trust.

John Walley ceased to be a Director of the Trading and Non-Trading Company on 1 December 2015 and Ronan Daly resigned on 1 January 2016. Alun Davies and Simon Palmer were appointed as new Directors effective 1 January 2016.

Directors' fees are paid at the Trading Company level and are allocated to the Trading Company and Non-Trading Company.

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 October 2016

9. Related party transactions (continued)

The following transactions took place between the Trust, Trading and Non-Trading Company and their related parties.

For the year ended 31 October 2016

Related party	Type of fee	Total fees US$	Fees payable/ (prepaid) US$
CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited	Trustee fees	26,432	5,500
Directors	Directors' fees*	16,000	(2,667)
Man Valuation Services Limited	Valuation fees*	12,500	2,083

For the year ended 31 October 2015

Related party	Type of fee	Total fees US$	Fees payable/ (prepaid) US$
CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited	Trustee fees	26,280	5,000
Directors	Directors' fees*	15,831	(2,667)
Man Valuation Services Limited	Valuation fees*	12,006	2,083

* Charged at the Trading Company level.

The portion of Units owned by entities affiliated to Man Group plc is Nil% (2015: Nil%).

10. Share capital

The Trading and Non-Trading Companies have an authorised share capital of US$ 50,000 each comprising 50,000 Ordinary Shares of par value US$ 1 each.

Ordinary Shares of the Trading and Non-Trading Company

Ordinary Shares carry 100% of the voting rights, regardless of whether they are called. The holders of Ordinary Shares are entitled to a dividend of up to US$ 5,000 per annum at the Directors' discretion; however, no dividends have been declared in the current or prior year. In the event of a winding up or dissolution of the Trading and Non-Trading Company, the holders of Ordinary Shares are entitled to an amount equal to the par value thereof, if paid up, and the surplus assets of the Trading and Non-Trading Company. However, the holders of Ordinary Shares have agreed irrevocably to waive their entitlement to any amounts which exceed the par value of their Ordinary Shares and have authorised the Trading and Non-Trading Company to credit any such amounts to the Unit Account for the benefit of the Unitholders. The Ordinary Shares have been issued but not called. No amount is recognised until the Ordinary Shares are called.

Units of the Trust

The Units of the Trust were offered for sale in a supplement to the offering documents dated 25 July 2005 at US$ 1 per Unit. The offer closed on 30 August 2005.

The Unitholders are entitled to redeem their Units, upon written notice delivered no later than the 15th day of the calendar month preceding the Dealing Day at a redemption price calculated by reference to the NAV per Unit on the Valuation Day immediately preceding the Dealing Day on which the redemption is to be effected.

The Units have a maturity date of 30 September 2019 at which date they will be redeemed at a value equal their NAV per Unit plus any additional amounts as a result of the profit lock-in feature.

Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 October 2016

10. Share capital (continued)

Capital management

As a result of the ability to redeem Units, the capital of the Trust can vary depending on the demand for redemptions from the Trust. The Trust is not subject to externally imposed capital requirements and has no restrictions on the redemption of Units other than those set out in the Trust's offering documents.

Following the elimination of its investment exposure, the Trust's objectives for managing capital include:

- safeguarding investor's capital; and
- maintaining sufficient liquidity to meet the expenses of the Trust, and to meet redemption requests as they arise.

Refer to Note 5, 'Financial risk management', for the policies and processes applied by the Trust in managing its capital.

NAV reconciliation

There is a difference between the NAV as per the financial statements and the NAV for valuation and redemption purposes, calculated in accordance with the Trust's offering documents.

The Trust has accrued for certain future maturity costs in order to limit the impact on investors where the trading capital of the Trust may decrease below a certain level. The accrual of costs for future periods is not permissible under IFRS and has not been expensed for the purpose of these financial statements.

A reconciliation of the NAV as per the financial statements and the NAV for valuation and redemption purposes is as follows:

As at 31 October	2016 US$	2015 US$
NAV per financial statement:		
5,380,000 (2015: 8,440,000) Units with a NAV per Unit of US$ 1.1352 (2015: US$ 1.1283)	6,107,843	9,523,151
Less: Maturity costs recognised in advance	(2,940)	(98,709)
NAV per monthly valuation:		
5,380,000 (2015: 8,440,000) Units with a NAV per Unit of US$ 1.1347 (2015: US$ 1.1166)	**6,104,903**	**9,424,442**

11. Subsequent events

There have been no significant events since the year end that impact the Trust and require a disclosure in the financial statements.

12. Contingent liabilities and commitments

Except as disclosed in Note 10, there were no contingent liabilities or commitments as at 31 October 2016 or 31 October 2015.

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2017年２月末日現在）

	米ドル （Ⅳ．を除く。）	円 （Ⅳ．を除く。）
Ⅰ．　資産総額	5,766,728	649,103
Ⅱ．　負債総額	35,044	3,945
Ⅲ．　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,731,683	645,158
Ⅳ．　発行済口数	5,090,000口	
Ⅴ．　一口当たり純資産価格（Ⅲ／Ⅳ）	1.1260	127

第４【外国投資信託受益証券事務の概要】

（１）ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は、以下のとおりである。

取扱機関　ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取扱場所　ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ　Ｌ-1150、アーロン通り　287-289番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（２）受益者集会

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の価格の10分の１以上の受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、（個人の場合には）出席者ごとに、（法人の場合には）適式に授権された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席しまたは代理人により出席している受益者の４分の３以上の多数が必要とされる。

（３）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

（１）資本金の額（2017年２月末日現在）

資本金の額　　37,117,968.52米ドル（約42億円）

発行済株式総数　　1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近５年間における資本金の額の増減はない。

（２）会社の機構

定款に基づき、３名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、６年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長１名、また１名以上の副社長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役１名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

（３）役員及び従業員の状況　　（提出日現在）

氏名	役職名	略歴	
寺脇　恒	マネージング・ディレクター	1987年４月 2015年６月	三菱信託銀行株式会社（現三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入行 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（現ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.）入社
倉部　正士	デプティ・マネージング・ディレクター	1988年４月 2014年３月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（現ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.）入社

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。（ａ）管理会社が清算される場合、（ｂ）管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、（ｃ）受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、（ｄ）法律により許される限り速やかに管理会社を解任する旨の決議が信託証書の規定に従い適法に招集され開催された総会において投票を行った受益者の４分の３以上の多数により承認された場合、または（ｅ）発行済受益証券の価値の４分の３を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。ただし、管理会社は、CIMAによる事前の書面による承認がない限り、解任されることはなく、交替することもなく、管理会社は、CIMAによって承認された他の管理会社のためにのみ退任することがある。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、誠実に行為しないこと、重過失詐欺、または信託証書に基づく管理会社の義務の重要な違反もしくはかかる義務の不注意な無視の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、（ｉ）ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは（ii）かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不履行、誠実に行為しないこと、重過失詐欺、または信託証書に基づく管理会社の義務の重要な違反もしくはかかる義務の不注意な無視を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、2017年１月末日現在、以下の投資信託を運営および管理している。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の総額
ケイマン諸島	アンブレラ・ファンドのサブ・ファンド	75	5,951,430,040.32米ドル

３【管理会社の経理状況】

ａ．　管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。

ｂ．　管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ｃ．　管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2017年２月28日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝112.56円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

ｄ．　管理会社は、2016年５月１日付で、その名称をミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）からルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.）へ変更した。

（１）【貸借対照表】

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表
2015年12月31日現在
（単位：米ドル）

資産

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
現金、中央銀行および郵便局における残高	29.1,29.3	1,481,705,021	166,780,717	186,863,448	21,033,350
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,15,29.1,29.3	2,109,919,942	237,492,589	2,117,559,309	238,352,476
ａ）要求払い		1,078,152,942	121,356,895	1,203,577,409	135,474,673
ｂ）その他のローンおよび貸付金		1,031,767,000	116,135,694	913,981,900	102,877,803
顧客に対するローンおよび貸付金	29.1,29.3	368,502	41,479	626,640	70,535
株式およびその他の変動利回り有価証券	4,15,29.1,29.3	13,556	1,526	15,101	1,700
関連会社株式	4,5,15	8,260,895	929,846	9,174,388	1,032,669
有形資産	5	5,600,613	630,405	6,710,869	755,375
その他の資産		136	15	181	20
前払金および未収収益	6,15	36,586,892	4,118,221	27,463,192	3,091,257
資産合計	7	3,642,455,557	409,994,797	2,348,413,128	264,337,382

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）
2015年12月31日現在
（単位：米ドル）

負債

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する未払金	15,29.1	1,410,185,042	158,730,428	1,150,186,003	129,464,936
ａ）要求払い		1,410,185,042	158,730,428	1,150,186,003	129,464,936
顧客に対する未払金	8,15,29.1	2,062,070,067	232,106,607	1,044,062,326	117,519,655
ａ）要求払い		2,062,070,067	232,106,607	1,044,062,326	117,519,655
その他の負債	9	1,230,625	138,519	1,788,497	201,313
未払金および繰延利益	10,15	8,651,896	973,857	8,932,711	1,005,466
引当金		12,645,069	1,423,329	8,954,470	1,007,915
ａ）納税引当金	11	9,111,035	1,025,538	7,982,242	898,481
ｂ）その他の引当金	12	3,534,034	397,791	972,228	109,434
発行済資本	13	37,117,969	4,177,999	37,117,969	4,177,999
準備金	14	97,312,153	10,953,456	77,800,912	8,757,271
繰越損益	14	39,348	4,429	22,247	2,504
当期利益		13,203,388	1,486,173	19,547,993	2,200,322
負債合計	16	3,642,455,557	409,994,797	2,348,413,128	264,337,382

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目
2015年12月31日現在
（単位：米ドル）

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
偶発債務	17,29.1	556,865	62,681	597,989	67,310
内訳：					
保証金および担保証券として差入れた資産		556,865	62,681	597,989	67,310
信託運用	20	57,164,073,225	6,434,388,082	62,811,807,217	7,070,097,020

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書
2015年12月31日に終了した年度
（単位：米ドル）

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
未収利息および類似収益		10,274,222	1,156,466	8,018,852	902,602
預金について受領された負の利息		181,978	20,483	36	4
為替スワップからの金利差益		3,997,581	449,968	3,073,730	345,979
未払利息および類似費用		(2,311,791)	(260,215)	(1,539,763)	(173,316)
貸付金について支払われた負の利息		(585,056)	(65,854)	(13,049)	(1,469)
為替スワップからの金利差損		(17,112)	(1,926)	(83,002)	(9,343)
有価証券からの収益		433,631	48,810	140	16
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		433,631	48,810	140	16
未収手数料		98,428,083	11,079,065	105,997,544	11,931,084
未払手数料		(43,648,148)	(4,913,036)	(45,651,511)	(5,138,534)
金融業務の純利益		3,694,212	415,821	3,579,481	402,906
その他の事業収益	21	347,071	39,066	687,746	77,413
一般管理費用		(41,802,616)	(4,705,302)	(39,883,592)	(4,489,297)
ａ）スタッフ費用	23,24	(17,570,625)	(1,977,750)	(18,048,722)	(2,031,564)
内訳：					
－ 賃金およびサラリー		(14,446,414)	(1,626,088)	(15,018,938)	(1,690,532)
－ 社会保障費		(2,024,301)	(227,855)	(2,071,294)	(233,145)
内訳：					
－ 年金に関する社会保障費		(1,258,548)	(141,662)	(1,302,395)	(146,598)
ｂ）その他の一般管理費用	25	(24,231,991)	(2,727,553)	(21,834,870)	(2,457,733)
有形および無形資産に関する価値調整		(1,999,802)	(225,098)	(1,774,975)	(199,791)
その他の事業費用	22	(205,173)	(23,094)	(85,251)	(9,596)
偶発債務およびコミットメントに対する引当金	12	(2,512,372)	(282,793)	0	0
経常収益にかかる税金	11,26.1	(6,781,698)	(763,348)	(9,022,279)	(1,015,548)
税引後経常収益		13,915,619	1,566,342	20,326,392	2,287,939
前勘定科目に表示されていないその他の税金	26.2	(712,231)	(80,169)	(778,399)	(87,617)
当期利益		13,203,388	1,486,173	19,547,993	2,200,322

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
財務諸表に対する注記
2015年12月31日現在

注１　一般事項

1.1.　会社概況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年４月11日に株式会社として設立された。

1996年４月１日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月１日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年１月１日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年４月２日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年４月28日に、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主２社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

2014年８月７日に、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン２、ローワー・レッスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスを所在地とする外国支店を開設した。ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のＵＥ規則に準拠して、金融機関に907648番で登録された。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2.　事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他のすべての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3.　財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注２　重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1.　貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2.　外貨

当行は、すべての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、すべての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3.　デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2015年12月31日現在、先渡デリバティブ損失にかかる引当金は57,517米ドルにのぼる（2014年：なし）。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4.　貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5.　証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2015年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった（2014年：なし）。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：４年

ソフトウェア：４年および５年

その他の無形資産：５年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10．税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

2.11．前払金および未収収益

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.12．未払金および繰延利益

かかる負債項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した収益を含む。

2.13．引当金

引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注３　金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
３か月以下	227,000,000	278,000,000
３か月超１年以下	804,767,000	635,981,900
	1,031,767,000	913,981,900

注４　譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券はすべて、8,260,895米ドルおよび13,556米ドル（2014年：9,174,388米ドルおよび15,101米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2015年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2015年12月31日現在の 資本および準備金 米ドル	2015年12月31日 終了年度の損益 米ドル
エムユージーシー・ルックス・ マネジメント・エス・エイ	8,011,508	100%	9,988,006	1,827,982
三菱ＵＦＪインベスターサービス 株式会社	249,387	100%	943,469	177,438

2015年12月31日現在、「エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ」および「三菱ＵＦＪインベスターサービス株式会社」の株式資本は、それぞれ7,375,041.83ユーロおよび30,000,000円（2014年：それぞれ7,375,041.83ユーロおよび30,000,000円）にのぼる。

注５　固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在価値総額 米ドル	価値調整累計 米ドル	期末現在価値純額 米ドル
１．関連会社株式	9,174,388	0	0	(913,493)	8,260,895	0	8,260,895
２．有形資産	16,652,019	1,575,856	(56,311)	(1,702,977)	16,468,587	10,867,974	5,600,613
ａ）ハードウェア	1,343,122	129,945	(54,339)	(137,359)	1,281,369	944,450	336,919
ｂ）ソフトウェア	12,843,727	1,400,587	0	(1,313,509)	12,930,805	8,757,686	4,173,119
ｃ）その他付属品、家具、機器、車両	2,465,170	45,324	(1,972)	(252,109)	2,256,413	1,165,838	1,090,575
３．無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づいて取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注６　前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
前払法人税	122,070	135,976
未収利息	1,536,361	1,180,222
前払一般経費	2,814,757	2,019,667
信託業務手数料	1,517,776	1,809,510
全体保管手数料	9,426,884	10,614,920
投資ファンド手数料	3,429,370	4,134,906
その他の前払金	214,721	57,181
米国内国歳入庁、米国税務当局に支払われた前払金	2,552,106	0
未収還付付加価値税（ＶＡＴ）	9,666,345	6,749,564
為替スワップでカバーされたポジションにかかる為替差損益の中立化	4,970,383	525,623
管理会社手数料	98,351	71,322
その他の未収収益	237,768	164,301
	36,586,892	27,463,192

注７　外貨建て資産

2015年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、1,553,051,527米ドル（2014年：855,104,291米ドル）である。

注８　顧客未払金

2015年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、０米ドル（2014年：０米ドル）であった。

注９　その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
優先債務	436,777	927,802
諸債務	793,848	860,695
	1,230,625	1,788,497

注10　未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
未払利息	122,762	146,678
未払一般経費	2,575,482	2,531,401
未払手数料	5,881,654	6,241,224
その他の未払費用	16,324	467
その他の仮受金	55,674	12,941
	8,651,896	8,932,711

注11　税金－為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年７月16日（改正）法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年７月23日法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2014年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して弱く（ユーロ安に）なったため、株式にかかる為替差益は、累積していた負のポジションを補填した。繰延税負債は、2014年12月、０米ドルに減少した。

2015年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して一層弱く（ユーロ安に）なり、その結果、当行の財務書類に繰延税は計上されていない。

注12　その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
報酬引当金	964,145	972,228
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3.）	57,517	0
米税金に関連する税金負債に対する引当金	2,512,372	0
	3,534,034	972,228

注13　発行済資本

当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスＡの953,000株およびクラスＢの49,080株に対して37,117,969米ドルである。

注14　準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2015年１月１日現在の残高	3,711,797	74,089,115	22,247
2014年12月31日終了年度の利益			19,547,993
利益の増加			
－株主への配当金支払			(19,651)
－純資産税準備金への振替		2,884,276	(2,884,276)
－2009年純資産税準備金からの振替		(373,035)	373,035
－自由準備金への割り当て		17,000,000	(17,000,000)
2015年12月31日現在の残高	3,711,797	93,600,356	39,348

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低５％相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の５倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを５年間維持しなければならない。

2015年11月19日付でルクセンブルグ税務当局により発行された通達Ｉ、Fort．Ｎ°47bisは、納税者が2014年および2015年の両年度の純資産税控除の恩恵を十分に受けるために純資産税準備金を一つのみ設定することが出来るよう、専門の規則を定めている。かかる引当金は、2014年および2015年（経過措置）に利用可能な最も高い控除額の５倍に相当する。総額15,519,398米ドル（2014年：13,008,157米ドル）の純資産税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2015年３月27日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、2,884,276米ドルを純資産税準備金に割り当て、また、2009年の純資産準備金373,035米ドル（260,000ユーロ）を準備金に計上した。2015年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2015年 純資産税準備金 米ドル	2015年 純資産税準備金 ユーロ
2010年	3,130,000	2,333,120
2011年	3,100,000	2,388,014

2012年	3,304,122	2,506,160
2013年	3,101,000	2,250,445
2014年	2,884,276	2,383,601
2015年12月31日現在の残高	15,519,398	11,861,340

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2015年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15　関連会社残高

2015年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,794,463,543	1,777,335,351
関連会社株式	8,260,895	9,174,388
前払金および未収収益	8,355,333	9,691,913
	1,811,079,771	1,796,201,652

負債

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,405,787,905	1,144,030,619
顧客に対する未払金	297,629,189	129,898,267
未払金および繰延利益	1,969,812	2,566,131
	1,705,386,906	1,276,495,017

当行は、2015年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、2013年６月26日付の（パート４）規則（ＥＵ）575／2013に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

2015年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、1,847,350,183米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2015年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,794,463,467
前払金および未収収益	1,491,010
外国為替取引（市場リスク手法）	51,395,706
	1,847,350,183

注16　外貨建て負債

2015年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、1,556,640,235米ドル（2014年：860,565,286米ドル）である。

注17　偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
発行済念書	556,865	597,989

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18　コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	2,313,443	1,033,744

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19　通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2015年12月31日および2014年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

－　為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20　投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注21　その他の事業収益

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
過年度に関する付加価値税（ＶＡＴ）過払いの調整	0	222,886
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬（品質保証契約）	66,016	75,048
過年度の一般経費調整からの利益	133,860	216,776
過年度の手数料の調整	68,793	68,759
その他	78,402	104,277
	347,071	687,746

注22　その他の事業費用

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	65,072	79,036
過年度の手数料	115,459	2,732
過年度の利息	4,677	0
その他事業損失	19,965	3,483
	205,173	85,251

注23　従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2015年 人数	2014年 人数
上級管理職	18	18
中間管理職	76	63
従業員	70	66
	164	147

注24　経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
上級管理職	4,931,286	3,957,339

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注25　その他の一般管理費用

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
賃貸および関連費用	1,028,303	1,088,220
通信費用	316,394	338,691
専門家報酬	1,925,092	1,028,640
データ費用	1,310,126	1,364,404
維持費	857,527	951,111
旅費、交通費、出張費	260,850	219,810
業務費用	3,475,225	3,615,825
システム費用	10,158,996	8,360,247
業務契約	3,685,300	3,800,346
その他の費用	1,214,178	1,067,576
	24,231,991	21,834,870

注26　税金

26.1.　経常収益にかかる税金

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
法人税	5,215,462	6,931,276
地方事業税	1,566,236	2,091,003
	6,781,698	9,022,279

26.2.　前期定科目に表示されていないその他の税金

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
純資産税＊	23,247	25,895
付加価値税（ＶＡＴ）	644,289	714,359
その他の税金	44,695	38,145
	712,231	778,399

＊　これは、最低純資産税額21,400ユーロ（23,247米ドル）を表す。

注27　親会社

2015年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社である。

当行の年次財務書類には、日本国財務省関東財務局の登録金融機関番号33を有し、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目４番５号に登録住所を有する三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の連結財務書類が含まれている。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目７番１号所在の本社より入手することができる。

注28　預金保証制度

金融機関および特定の投資会社の破綻処理、再編および清算手続きに関する法律ならびに預金保証および投資者への補償制度に関する法律（以下「法律」という。）を、金融機関および投資会社の再建、破綻処理に対する枠組みを設定したルクセンブルグ法指令2014／59／ＥＵならびに預金保証および投資者への補償制度に関する指令2014／49／ＥＵに置き替える案が、2015年12月18日に可決された。

「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「ＡＧＤＬ」という。）を通じて現在施行中の預金保証および投資者への補償制度は、新たな拠出制の預金保証および投資者への補償に置き換わる予定である。かかる新制度は、各預金者の適格な預金については100,000ユーロを上限とし、投資については20,000ユーロを上限として補填されるものである。法律はまた、特定の取引または特定の社会目的もしくはその他の目的を満たす預金について、12か月にわたって100,000ユーロを超える金額に対して補填されると規定している。

過年度にＡＧＤＬ目的で年次財務書類において金融機関により設定された当該引当金は、ルクセンブルグの新たな銀行破綻処理基金である 「ルクセンブルグ破綻処理基金」（以下「ＦＲＬ」という。）に対する銀行の拠出に従って、それぞれ（未だ設立中である）ルクセンブルグの新たな預金保証基金である「ルクセンブルグ預金保証基金」（以下「ＦＤＧＬ」という。）に対して（選択した会計処理により）利用／取崩される。

法律第１条36において定義されるとおり、ＦＲＬ積立額は、2024年末までにすべての参加各国における認可済み金融機関の付保預金額の少なくとも１％に達する見込みである。かかる金額は、2015年から2024年にわたって、年間拠出を通じて金融機関から回収される予定である。

法律第163条８において定義されるとおり、ＦＧＤＬの積立ての目標水準は、該当する金融機関の付保預金の0.8%に設定されており、年間拠出を通じて、2018年度末までに当該水準に達する見込みである。かかる拠出金は、2016年から2018年にわたる年間支払いの形態で行われる予定である。2015年度については、金融機関は、これらの拠出金を見込んで、年次財務書類中の既存のＡＧＤＬ引当金を（選択した会計処理により）利用／取崩すことにより、付保預金の0.2%の引当金を反映した。

法律第163条８において定義されるとおり、0.8%の水準に達した時に、ルクセンブルグの金融機関は、安全バッファーとして追加の付保預金の0.8%を構築するために、さらに８年間継続して拠出するものとする。

2015年度において、当行はＣＳＳＦに対して189,314ドル（173,587ユーロ）の拠出金を支払った。

注29　金融商品の開示

29.1. 主要な非トレーディング金融商品

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	３か月以下 米ドル	３か月超 １年以下 米ドル	１年超 ５年以下 米ドル	５年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,041	0	0	0	1,041
ＢＣＬ残高	1,481,703,980	0	0	0	1,481,703,980
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,305,152,942	804,767,000	0	0	2,109,919,942
顧客に対するローンおよび貸付金	368,502	0	0	0	368,502
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	13,556	13,556
合計	2,787,226,465	804,767,000	0	13,556	3,592,007,021
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,410,185,042	0	0	0	1,410,185,042
顧客に対する未払金	2,062,070,067	0	0	0	2,062,070,067
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
担保証券として差し入れられた保証金および資産	556,865	0	0	0	556,865
合計	3,472,811,974	0	0	0	3,472,811,974

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	３か月以下 米ドル	３か月超 １年以下 米ドル	１年超 ５年以下 米ドル	５年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	537	0	0	0	537
ＢＣＬ残高	186,862,911	0	0	0	186,862,911
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,481,577,409	635,981,900	0	0	2,117,559,309
顧客に対するローンおよび貸付金	626,640	0	0	0	626,640
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	15,101	15,101
合計	1,669,067,497	635,981,900	0	15,101	2,305,064,498
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,150,186,003	0	0	0	1,150,186,003
顧客に対する未払金	1,044,062,326	0	0	0	1,044,062,326
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
担保証券として差し入れられた保証金および資産	597,989	0	0	0	597,989
合計	2,194,846,318	0	0	0	2,194,846,318

29.2．デリバティブ・非トレーディング金融商品

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの想定元本	３か月以下 米ドル	３か月超１年以下 米ドル	１年超５年以下 米ドル	５年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,013,239,129	1,603,112	0	0	2,014,842,241	15,784,803
スワップ	1,611,373,895	8,011,462	0	0	1,619,385,357	10,591,362
合計	3,624,613,024	9,614,574	0	0	3,634,227,598	26,376,165
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,248,328,181	1,600,907	0	0	2,249,929,088	18,816,163
スワップ	532,382,521	0	0	0	532,382,521	2,303,443
合計	2,780,710,702	1,600,907	0	0	2,782,311,609	21,119,606

上記の金額には、取引日が2015年12月31日以前で、評価日が2015年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの想定元本	３か月以下 米ドル	３か月超１年以下 米ドル	１年超５年以下 米ドル	５年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,315,371,712	19,508,000	0	0	1,334,879,712	17,385,860
スワップ	584,751,638	8,470,350	0	0	593,221,988	2,219,840
合計	1,900,123,350	27,978,350	0	0	1,928,101,700	19,605,700
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,477,239,921	19,649,249	0	0	1,496,889,170	17,027,937
スワップ	278,714,687	0	0	0	278,714,687	1,929,860
合計	1,755,954,608	19,649,249	0	0	1,775,603,857	18,957,797

上記の金額には、取引日が2014年12月31日以前で、評価日が2014年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

29.3．主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2015年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2015年 簿価 米ドル	2014年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、ＢＣＬ残高	**1,481,705,021**	**186,863,448**
ＥＵ加盟国	**1,481,705,021**	**186,863,448**
金融機関に対するローンおよび貸付金	**2,109,919,942**	**2,117,559,309**
ＥＵ加盟国	**255,517,247**	**173,637,181**
北および中央アメリカ	**342,992,404**	**771,353,251**
アジア	**1,507,118,254**	**1,168,315,602**
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	**3,405,065**	**2,670,673**
オーストラリアおよびニュージーランド	**886,972**	**1,582,602**
顧客に対するローンおよび貸付金	**368,502**	**626,640**
ＥＵ加盟国	**365,584**	**181,251**
北および中央アメリカ	**2,918**	**445,389**
株式およびその他の変動利回り有価証券	**13,556**	**15,101**
北および中央アメリカ	**10,863**	**12,101**
ＥＵ加盟国	**2,693**	**3,000**
合計	**3,592,007,021**	**2,305,064,498**

29.4．デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2015年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2015年 未払想定元本 米ドル	2015年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	**1,366,652,545**	**12,240,622**
アメリカ	**647,955,936**	**3,542,987**
アジア	**233,760**	**1,194**
スワップ		
ＥＵ加盟国	**1,619,385,357**	**10,591,362**
合計	**3,634,227,598**	**26,376,165**

2014年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2014年 未払想定元本 米ドル	2014年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	**530,258,219**	**1,647,715**
アメリカ	**788,394,261**	**23,077,972**
アジア	**16,227,232**	**215,698**
スワップ		
ＥＵ加盟国	**593,221,988**	**1,689,360**
合計	**1,928,101,700**	**26,630,745**

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2015

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2015	2014
Cash, balances with central banks and post office banks	29.1., 29.3.	1.481.705.021	186.863.448
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 29.1., 29.3.	2.109.919.942	2.117.559.309
a) repayable on demand		1.078.152.942	1.203.577.409
b) other loans and advances		1.031.767.000	913.981.900
Loans and advances to customers	29.1., 29.3.	368.502	626.640
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 29.1., 29.3.	13.556	15.101
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	8.260.895	9.174.388
Tangible assets	5	5.600.613	6.710.869
Other assets		136	181
Prepayments and accrued income	6, 15	36.586.892	27.463.192
TOTAL ASSETS	7	3.642.455.557	2.348.413.128

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2015 (in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2015	2014
Amounts owed to credit institutions	15, 29.1.	1.410.185.042	1.150.186.003
a) repayable on demand		1.410.185.042	1.150.186.003
Amounts owed to customers	8, 15, 29.1.	2.062.070.067	1.044.062.326
a) repayable on demand		2.062.070.067	1.044.062.326
Other liabilities	9	1.230.625	1.788.497
Accruals and deferred income	10, 15	8.651.896	8.932.711
Provisions		12.645.069	8.954.470
a) provisions for taxation	11	9.111.035	7.982.242
b) other provisions	12	3.534.034	972.228
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	97.312.153	77.800.912
Result brought forward	14	39.348	22.247
Profit for the financial year		13.203.388	19.547.993
TOTAL LIABILITIES	16	3.642.455.557	2.348.413.128

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2015

(in USD)

	Notes	2015	2014
Contingent liabilities	17, 29.1.	556.865	597.989
of which:			
guarantees and assets pledged as collateral security		556.865	597.989
Fiduciary operations	20	57.164.073.225	62.811.807.217

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2015

(in USD)

	Notes	2015	2014
Interest receivable and similar income		10.274.222	8.018.852
of which :			
- Negative interest received on deposits		181.978	36
- Interest Gain from foreign currency swap		3.997.581	3.073.730
Interest payable and similar charges		(2.311.791)	(1.539.763)
of which :			
- Negative interest paid on loans and advances		(585.056)	(13.049)
- Interest Loss from foreign currency swap		(17.112)	(83.002)
Income from securities		433.631	140
Income from shares and other variable yield securities		433.631	140
Commission receivable		98.428.083	105.997.544
Commission payable		(43.648.148)	(45.651.511)
Net profit on financial operations		3.694.212	3.579.481
Other operating income	21	347.071	687.746
General administrative expenses		(41.802.616)	(39.883.592)
a) staff costs	23, 24	(17.570.625)	(18.048.722)
of which:			
- wages and salaries		(14.446.414)	(15.018.938)
- social security costs		(2.024.301)	(2.071.294)
of which:			
- social security costs relating to pensions		(1.258.548)	(1.302.395)
b) other administrative expenses	25	(24.231.991)	(21.834.870)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.999.802)	(1.774.975)
Other operating charges	22	(205.173)	(85.251)
Provision for contingent liabilities and for commitment	12	(2.512.372)	0
Tax on profit on ordinary activities	11, 26.1.	(6.781.698)	(9.022.279)
Profit on ordinary activities after tax		13.915.619	20.326.392
Other taxes not shown under the preceding items	26.2.	(712.231)	(778.399)
Profit for the financial year		13.203.388	19.547.993

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

NOTE 1- GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (“the Bank”) was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a *société anonyme*.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49.080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1.817.968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37.117.968,52. The two major shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2015
- continued -

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2 Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank’s commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2015
- continued -

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

The Bank has constituted a provision for forward derivatives Loss as of December 31, 2015 for an amount of USD 57.517 (2014: USD 0).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the *Directeur des Contributions* on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2015 (2014: USD 0).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2015
- continued -

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
Software: 4 years and 5 years;
Other intangible assets: 5 years;
Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

2.11. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2015
- continued -

2.12. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.13. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2015 USD	2014 USD
Not more than three months	227.000.000	278.000.000
More than three months but less than one year	804.767.000	635.981.900
	1.031.767.000	913.981.900

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items “Shares in affiliated undertakings” and “Shares and other variable yield securities” consist entirely of unlisted securities for USD 8.260.895 and USD 13.556 (2014: USD 9.174.388 and USD 15.101).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2015, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2015	Result for the year ended 31/12/2015
	USD	%	USD	USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	8.011.508	100 %	9.988.006	1.827.982
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited	249.387	100 %	943.469	177.438

As of December 31, 2015, the share capital of “MUGC LUX MANAGEMENT S.A .”and MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited" amount respectively to EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively (2014：EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year :

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Shares in affiliated undertakings	9.174.388	0	0	(913.493)	8.260.895	0	8.260.895
2. Tangible assets	16.652.019	1.575.856	(56.311)	(1.702.977)	16.468.587	10.867.974	5.600.613
a) Hardware	1.343.122	129.945	(54.339)	(137.359)	1.281.369	944.450	336.919
b) Software	12.843.727	1.400.587	0	(1.313.509)	12.930.805	8.757.686	4. 173.119
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2.465.170	45.324	(1.972)	(252.109)	2.256.413	1.165.838	1.090.575
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank’s prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2015 USD	2014 USD
Prepaid income taxes	122.070	135.976
Accrued interest income	1.536.361	1.180.222
Prepaid general expenses	2.814.757	2.019.667
Commission on fiduciary operations	1.517.776	1.809.510
Commission on global custody	9.426.884	10.614.920
Commission on investment funds	3.429.370	4.134.906
Other prepayments	214.721	57.181
Advance paid to IRS, US Tax authorities	2.552.106	0
VAT recoverable	9.666.345	6.749.564
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap	4.970.383	525.623
Commission from the Management Company	98.351	71.322
Other accrued income	237.768	164.301
	36.586.892	27.463.192

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2015, the aggregate amount of the Bank’s assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 1.553.051.527 (2014: USD 855.104.291).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2015, debts other than those repayable on demand amounted to USD 0 (2014: USD 0).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank’s other liabilities may be analysed as follows:

	2015 USD	2014 USD
Preferential creditors	436.777	927.802
Sundry creditors	793.848	860.695
	1.230.625	1.788.497

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank’s accruals and deferred income may be analysed as follows :

	2015 USD	2014 USD
Accrued interest expenses	122.762	146.678
Accrued general expenses	2.575.482	2.531.401
Accrued commission	5.881.654	6.241.224
Other accrued expenses	16.324	467
Other suspense receipt	55.674	12.941
	8.651.896	8.932.711

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 11- TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

As at December 31, 2014, due to the depreciation of the Euro against US dollars, the foreign exchange gain on equity had compensated the accumulated negative position. The deferred tax liabilities had been reduced to USD 0 as of December 2014.

As at December 31, 2015, Euro weakened more against US dollars and consequently, the Bank did not account for deferred tax.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2015 USD	2014 USD
Provision for remuneration	964.145	972.228
Provision for unrealized losses on forward deals (note 2.3.)	57.517	0
Provision for tax liabilities in relation with US taxes	2.512.372	0
	3.534.034	972.228

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2015	3.711.797	74.089.115	22.247
Profit for the year ended December 31, 2014			19.547.993
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(19.651)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax		2.884.276	(2.884.276)
- Transfer from Reserve for NWT 2009		(373.035)	373.035
- Allocation to Free reserve		17.000.000	(17.000.000)
Balance at December 31, 2015	3.711.797	93.600.356	39.348

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

The Circular I. Fort. N° 47bis issued by the Luxembourg Tax Authorities on 19 November 2015, provides for a dedicated rule allowing the taxpayer to create only one net wealth tax reserve to fully benefit from the Net Wealth Tax reduction for both 2014 and 2015. This reserve should correspond to five times the amount of the highest reduction available for 2014 and 2015 (transitional measure). The reserve for net worth tax is included in the Bank ’s other reserve for a total amount of USD 15.519.398 (2014: USD 13.008.157).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 27, 2015 , the Bank has allocated an amount of USD 2.884.276 to Reserve for Net Worth Tax and reversed the available Net worth tax constituted in 2009 which amounted to USD 373.035 (EUR 260.000). The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2015.

Years	2015 Reserve for Net Worth Tax USD	2015 Reserve for Net Worth Tax EUR
2010	3.130.000	2.333.120
2011	3.100.000	2.388.014
2012	3.304.122	2.506.160
2013	3.101.000	2.250.445
2014	2.884.276	2.383.601
Balance at December 31, 2015	15.519.398	11.861.340

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2015
- continued -

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special “On-line costs reserve” for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special “On-line costs”. The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank’s other reserves as at December 31, 2015.

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2015, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2015 USD	2014 USD
Loans and advances to credit institutions	1.794.463.543	1.777.335.351
Shares in affiliated undertakings	8.260.895	9.174.388
Prepayments and accrued income	8.355.333	9.691.913
	1.811.079.771	1.796.201.652

LIABILITIES

	2015 USD	2014 USD
Amounts owed to credit institutions	1.405.787.905	1.144.030.619
Amounts owed to customers	297.629.189	129.898.267
Accruals and deferred income	1.969.812	2.566.131
	1.705.386.906	1.276.495.017

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 “Related Party Disclosures” which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm’s length transactions as of December 31, 2015 and for the year then ended.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

As at December 31, 2015, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 1.847.350.183 and can be analysed as follows:

	2015 USD
Loans and advances to credit institutions	1.794.463.467
Prepayments and accrued income	1.491.010
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	51.395.706
	1.847.350.183

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2015, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 1.556.640.235 (2014: USD 860.565.286).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2015 USD	2014 USD
Counter-guarantees issued	556.865	597.989

As at the year-end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2015 USD	2014 USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	2.313.443	1.033.744

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2015 and 2014:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outrights).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 21 - OTHER OPERATING INCOME

	2015 USD	2014 USD
Adjustment of overpayment of VAT related to previous years	0	222.886
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	66.016	75.048
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	133.860	216.776
Adjustment for commission previous years	68.793	68.759
Other	78.402	104.277
	347.071	687.746

NOTE 22 - OTHER OPERATING CHARGES

	2015 USD	2014 USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	65.072	79.036
Commission previous years	115.459	2.732
Interest on previous years	4.677	0
Others operating losses	19.965	3.483
	205.173	85.251

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 23 - STAFF NUMBERS

The average number or persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2015 Number	2014 Number
Senior management	18	18
Middle management	76	63
Employees	70	66
	164	147

NOTE 24 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2015 USD	2014 USD
Senior management	4.931.286	3.957.339

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2015 and 2014, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 25 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2015 USD	2014 USD
Rent and related expenses	1.028.303	1.088.220
Telecommunication expenses	316.394	338.691
Professional fees	1.925.092	1.028.640
Data charges	1.310.126	1.364.404
Maintenance	857.527	951.111
Travelling, moving, business trips	260.850	219.810
Service fee	3.475.225	3.615.825
System cost	10.158.996	8.360.247
Service contracts	3.685.300	3.800.346
Other expenses	1.214.178	1.067.576
	24.231.991	21.834 .870

NOTE 26 - TAX

26.1. Tax on profit on ordinary activities

	2015 USD	2014 USD
Corporate Income Tax	5.215.462	6.931.276
Municipal Business Tax	1.566.236	2.091.003
	6.781.698	9.022.279

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2015
- continued -

26.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2015 USD	2014 USD
Net worth tax*	23.247	25.895
VAT	644.289	714.359
Other taxes	44.695	38.145
	712.231	778.399

* This represents minimum net worth tax due of EUR 21.400 (USD 23.247).

NOTE 27 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2015, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2015
- continued -

NOTE 28 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes (“the Law”), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

The deposit guarantee and investor compensation scheme currently in place through the “Association pour la Garantie des Dépôts Luxembourg” (AGDL) will be replaced by a new contribution based system of deposit guarantee and investor compensation. This new system will cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100.000 and investments up to an amount of EUR 20.000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100.000 for a period of 12 months.

The provisions which have been created in the past by credit institutions for the purpose of AGDL in their annual accounts will be used/released (depending on the accounting treatment chosen) according to the contributions of the banks to the new Luxembourg banking resolution fund “Fonds de résolution Luxembourg” (FRL), respectively to the new Luxembourg deposit guarantee fund “Fonds de garantie des dépôts Luxembourg” (FDGL), which is still to be established.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 1 number 36 of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected from the credit institutions through annual contributions during the years 2015 to 2024.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

The target level of funding of the FGDL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 163 number 8 of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. The contributions are to be made in the form of annual payments during the years 2016 to 2018. For 2015, the credit institutions have reflected a provision of 0,2% of covered deposits in order to anticipate these contributions, using/releasing (depending on the accounting treatment chosen) the existing AGDL provision in their annual accounts.

When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0,8% of covered deposits as defined in article 163 number 8 of the Law.

In 2015 the Bank has paid a contribution to the CSSF for USD 189.314 (EUR 173.587) for FRL.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 29 - FI NANCIAL INSTRUM ENT DISCLOSURES

29.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At carrying amount in USD	3 months USD	> 3 months 1 year USD	>1 year 5 years USD	> 5 years USD	Total USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	1.041	0	0	0	1.041
Balances with the BCL	1.481.703.980	0	0	0	1.481.703.980
Loans and advances to credit institutions	1.305.152.942	804.767.000	0	0	2.109.919.942
Loans and advances to customers	368.502	0	0	0	368.502
Shares and other variable yield securities	0	0	0	13.556	13.556
Total	2.787.226.465	804.767.000	0	13.556	3.592.007.021
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.410.185.042	0	0	0	1.410.185.042
Amounts owed to customers	2.062.070.067	0	0	0	2.062.070.067
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	556.865	0	0	0	556.865
Total	3.472.811.974	0	0	0	3.472.811.974

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

As at December 31, 2014, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At carrying amount in USD	3 months USD	> 3 months 1 year USD	> 1 year 5 years USD	> 5 years USD	Total USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	537	0	0	0	537
Balances with the BCL	186.862.911	0	0	0	186.862.911
Loans and advances to credit institutions	l .481.577.409	635.981.900	0	0	2.117.559.309
Loans and advances to customers	626.640	0	0	0	626.640
Shares and other variable yield securities	0	0	0	15.101	15.101
Total	1.669.067.497	635.981.900	0	15.101	2.305.064.498
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.150.186.003	0	0	0	1.150.186.003
Amounts owed to customers	1.044.062.326	0	0	0	1.044.062.326
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	597.989	0	0	0	597.989
Total	2.194.846.318	0	0	0	2.194.846.318

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

29.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	3 months	> 3 months 1 year	> 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.013.239.129	1.603.112	0	0	2.014.842.241	15.784.803
Swaps	1.611.373.895	8.011.462	0	0	1.619.385.357	10.591.362
Total	3.624.613.024	9.614.574	0	0	3.634.227.598	26.376.165
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.248.328.181	1.600.907	0	0	2.249.929.088	18.816.163
Swaps	532.382.521	0	0	0	532.382.521	2.303.443
Total	2.780.710.702	1.600.907	0	0	2.782.311.609	21.119.606

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2015 and a value date after December 31, 2015.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

As at December 31, 2014, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At notional payable amount in USD	3 months USD	> 3 months 1 year USD	> 1 year 5 years USD	> 5 years USD	Total USD	Fair value USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.315.371.712	19.508.000	0	0	1.334.879.712	17.385.860
Swaps	584.751.638	8.470.350	0	0	593.221.988	2.219.840
Total	1.900.123.350	27.978.350	0	0	1.928.101.700	19.605.700
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.477.239.921	19.649.249	0	0	1.496.889.170	17.027.937
Swaps	278.714.687	0	0	0	278.714.687	1.929.860
Total	1.755.954.608	19.649.249	0	0	1.775.603.857	18.957.797

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2014 and a value date after December 31, 2014.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

29.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2015 Carrying amount in USD	2014 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	1.481.705.021	186.863.448
EU member countries	*1.481.705.021*	*186.863.448*
Loans and advances to credit institutions	2.109.919.942	2.117.559.309
EU member countries	*255.517.247*	*173.637.181*
North & Central America	*342.992.404*	*771.353.251*
Asia	*1.507.118.254*	*1.168.315.602*
Europe, non-EU member countries	*3.405.065*	*2.670.673*
Australia and New Zealand	*886.972*	*1.582.602*
Loans and advances to customers	368.502	626.640
EU member countries	*365.584*	*181.251*
North & Central America	*2.918*	*445.389*
Shares and other variable yield securities	13.556	15.101
North & Central America	*10.863*	*12.101*
EU member countries	*2.693*	*3.000*
Total	3.592.007.021	2.305.064.498

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

29.4 Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2015 Notional/payable amount in USD	2015 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	*1.366.652.545*	*12.240.622*
America	*647.955.936*	*3.542.987*
Asia	*233.760*	*1.194*
Swaps		
EU member countries	*1.619.385.357*	*10.591.362*
Total	3.634.227.598	26.376.165

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

As at December 31, 2014, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2014 Notional/payable amount in USD	2014 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	*530.258.219*	*1.647.715*
America	*788.394.261*	*23.077.972*
Asia	*16.227.232*	*215.698*
Swaps		
EU member countries	*593.221.988*	*1.689.360*
Total	1.928.101.700	26.630.745

次へ

中間財務書類

ａ．　管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。

ｂ．　管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。

ｃ．　管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2017年２月28日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝112.56円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）資産及び負債の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2016年６月30日現在

（単位：米ドル）

資　　産

		米ドル	千円
1.1	**現金および中央銀行における現金残高**	**1,899,536,172.00**	**213,811,792**
1.2	**売買目的で保有される金融資産**	**51,327,462.00**	**5,777,419**
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	51,327,462.00	5,777,419
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	**損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産**	**0.00**	**0**
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	**売却可能金融資産**	**11,888,375.00**	**1,338,155**
1.4.1	持分証券	11,888,375.00	1,338,155
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	**ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）**	**3,195,536,480.00**	**359,689,586**
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	3,195,536,480.00	359,689,586
1.6	**満期保有目的投資有価証券**	**0.00**	**0**
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	**デリバティブ―ヘッジ会計**	**0.00**	**0**
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	外国事業純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	**金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおける ヘッジ項目の公正価値変動**		
1.9	**有形資産**	**1,343,232.00**	**151,194**
1.9.1	有形固定資産	1,343,232.00	151,194
1.9.2	投資不動産		
1.10	**無形資産**	**3,743,860.00**	**421,409**
1.10.1	営業権		
1.10.99	その他の無形資産	3,743,860.00	421,409
1.12	**税金資産**	**124,840.00**	**14,052**
1.12.1	現行税金資産	124,840.00	14,052
1.12.2	繰延税金資産	0.00	0
1.13	**その他の資産**	**21,344,120.00**	**2,402,494**
1.14	**売却目的保有に分類される非流動資産および 売却グループ**		
1.15	**資産合計**	**5,184,844,541.00**	**583,606,102**

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2016年６月30日現在

（単位：米ドル）

負　　債

		米ドル	千円
2.1	**中央銀行預金**		
2.2	**売買目的で保有される金融負債**	**43,298,019.00**	**4,873,625**
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	43,298,019.00	4,873,625
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証書（短期間で買戻す予定の債券を含む）		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	**損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債**	**0.00**	**0**
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証書（債券を含む）		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	**償却後原価で測定される金融負債**	**4,949,902,146.00**	**557,160,986**
2.4.1	金融機関からの預金	1,525,457,379.00	171,705,483
2.4.2	金融機関以外からの預金	3,424,444,767.00	385,455,503
2.4.3	債務証書（債券を含む）		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	**譲渡された金融資産に関連する金融負債**		
2.6	**デリバティブ－ヘッジ会計**	**0.00**	**0**
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	外国事業純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	**金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおける ヘッジ項目の公正価値変動**		
2.8	**引当金**	**274,539.00**	**30,902**
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務	274,539.00	30,902
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金		
2.9	**税金負債**	**11,045,467.00**	**1,243,278**
2.9.1	現行税金負債	11,045,467.00	1,243,278
2.9.2	繰延税金負債	0.00	0
2.10	**その他の負債**	**15,048,412.00**	**1,693,849**
2.11	**要求払株式資本（例えば、共同株式）**		
2.12	**売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債**		
2.13	**負債合計**	**5,019,568,583.00**	**565,002,640**

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2016年６月30日現在

（単位：米ドル）

資　　本

		米ドル	千円
3.1	**発行済み資本**	**37,117,969.00**	**4,177,999**
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	4,177,999
3.1.2	未払込請求資本		
3.2	**株式発行差金**		
3.3	**その他のエクイティ**	**0.00**	**0**
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	**再評価準備金およびその他の評価差額：**	**3,388,782.00**	**381,441**
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	外国事業純投資のヘッジ（有効部分）		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ（有効部分）		
3.4.6	売却可能金融資産	3,388,782.00	381,441
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ	0.00	0
3.4.99	その他の項目		
3.5	**準備金（利益剰余金を含む）**	**110,531,939.00**	**12,441,475**
3.6	**<自己株式>**		
3.7	**当期利益**	**14,237,268.00**	**1,602,547**
3.8	**<中間配当>**		
3.10	**資本合計**	**165,275,958.00**	**18,603,462**
3.11	**負債および資本合計**	**5,184,844,541.00**	**583,606,102**

（２）損益の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2016年６月30日に終了した期間

（単位：米ドル）

		米ドル	千円
5.1	**金融および運用収益および費用（＋／－）**	**39,434,012.00**	**4,438,692**
5.2	**利息収益**	**12,948,861.00**	**1,457,524**
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	2,800.00	315
5.2.2	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）	6,627,225.00	745,960
5.2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）	6,318,836.00	711,248
5.2.6	満期保有目的投資有価証券		
5.2.7	デリバティブ－ヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	**（支払利息）（－）**	**3,570,906.00**	**401,941**
5.3.1	中央銀行からの預金	2,427,476.00	273,237
5.3.2	売買目的で保有される金融負債（区別して計上される場合）	86,859.00	9,777
5.3.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債		
5.3.4	償却後原価で測定される金融負債	1,056,571.00	118,928
5.3.5	デリバティブ－ヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	**要求払株式資本に係る費用（－）**		
5.5	**受取配当（＋）**	**1,540,573.00**	**173,407**
5.5.1	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）		
5.5.2	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	1,540,573.00	173,407
5.6	**受取手数料（＋）**	**50,949,549.00**	**5,734,881**
5.7	**（支払手数料）（－）**	**24,944,611.00**	**2,807,765**
5.8	**損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債に係る実現利益（損失）、純額（＋／－）**	**0.00**	**0**
5.8.1	売却可能金融資産	0.00	0
5.8.2	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）		
5.8.3	満期保有目的投資有価証券		
5.8.4	償却後原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	**売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）**	**2,533,259.00**	**285,144**
5.9.1	デリバティブに関するエクイティ商品		
5.9.2	金利商品およびデリバティブ関連		
5.9.3	為替取引	2,533,259.00	285,144
5.9.4	信用リスク商品およびデリバティブ関連		
5.9.5	商品およびデリバティブ関連		
5.9.99	その他（ハイブリッド・デリバティブを含む。）		
5.10	**損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）**		
5.11	**ヘッジ会計からの利益（損失）、純額（＋／－）**		
5.12	**為替差額、純額（＋／－）**		
5.13	**売却目的以外で保有される資産の認識除外に係る利益（損失）、純額（＋／－）**		
5.14	**その他の事業収益（＋）**	**650,711.00**	**73,244**
5.15	**その他の事業費用（－）**	**673,424.00**	**75,801**
5.16	**一般管理費（－）**	**22,071,208.00**	**2,484,335**
5.16.1	従業員費用（－）	9,275,931.00	1,044,099
5.16.2	一般管理費用（－）	12,795,277.00	1,440,236
5.17	**減価償却（＋／－）**	**1,091,868.00**	**122,901**

5.17.1	有形固定資産	190,017.00	21,388
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産（営業権を除く）	901,851.00	101,512
5.18	**引当金（＋／－）**	**(2,237,832.00)**	**(251,890)**
5.19	**減損（＋／－）**	**0.00**	**0**
5.19.1	**損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損（＋／－）**	**0.00**	**0**
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産（値付けされていないエクイティ）		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却後原価で測定されるローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）		
5.19.1.4	償却後原価で測定される満期保有目的投資証券		
5.19.2	**非金融資産に係る減損、純額（＋／－）**	**0.00**	**0**
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	営業権		
5.19.2.4	その他の無形資産		
5.19.2.99	その他		
5.20	**直ちに損益認識されるマイナスの営業権（＋）**		
5.22	**非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的保有に分類される除却グループからの損益（＋／－）**	**0.00**	**0**
5.23	**継続事業からの税引前損益合計（＋／－）**	**18,508,768.00**	**2,083,347**
5.24	**継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（－／＋）**	**4,271,500.00**	**480,800**
5.25	**継続事業からの税引後損益合計（＋／－）**	**14,237,268.00**	**1,602,547**
5.26	**非継続事業からの税引後損益（＋／－）**		
5.27	**当期利益または損失（＋／－）**	**14,237,268.00**	**1,602,547**

４【利害関係人との取引制限】

投資運用会社または管理会社の取締役は、受益証券に持分を有していない。投資運用会社は、マン・グループにより間接的に保有されている。運用マネジャーもまた、直接または間接的に、その一部または全部を、マン・グループが保有している会社である場合がある。

投資家は、以下の利益相反の可能性に留意すべきである。

（受託会社兼保管会社としての）受託会社、（管理会社兼管理事務代行会社としての）管理会社、投資運用会社、マーケット・アドバイザー、ブローカー、取引アドバイザーならびにその他のサービス・プロバイダー、それぞれの持株会社、持株会社の株主、かかる持株会社の子会社またはその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社のうちのいずれかの者（以下「利害関係人」という。）は、時にファンドとの間に利益相反を招く可能性のあるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することができる。これらの中には、その他のファンドの運用もしくは管理またはそれらの受託会社もしくはサービス・プロバイダーとしての活動、証券の売買、投資運用および投資顧問の業務、ブローカー業務ならびにその他のファンドもしくはその他の会社の取締役、役員、顧問もしくは代理人としての業務が含まれる。特に、管理会社、マーケティング・アドバイザーおよび投資運用会社が、ファンドと類似または重複する投資方針を有する可能性のあるその他の投資信託の運用または顧問に携わることがあり、トレーディング・カンパニーが信用枠を提供することがあることを、認識すべきである。受託会社、管理会社、投資運用会社およびその他のサービス・プロバイダーは、ファンドに提供される業務と類似の業務を第三者に対して提供することができ、かかる活動のいずれかより獲得した利益を申告する義務を負わないものとする。利益相反が生じた場合、受託会社、管理会社、投資運用会社および（適切な場合）その他のサービス・プロバイダーは、必ず公正な解決がなされるよう、努力するものとする。ファンドを含む異なる顧客に対する投資機会の割当に関連して、管理会社、投資運用会社またはマーケティング・アドバイザーは、このような業務に関連する利益相反に直面する可能性がある。しかし、このような状況下での投資機会の公正な割当が必ず実現するよう、努力するものとする。

適用法令に常に従うことを条件に、管理会社または投資運用会社は、いずれかの利害関係人、投資信託またはかかる者により助言もしくは運用されるアカウントから、証券をファンドまたは（適切な場合）トレーディング・カンパニーの勘定で取得したり、これらの者に対して証券を処分することができる。いずれかの利害関係人（受託会社を除く。）は、適切であると考える受益証券の保有およびその処理を行うことができる。利害関係人は、類似の投資対象をファンドが保有するか否かに関わらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有および処理することができる。

適用法令に常に従うことを条件に、いずれかの利害関係人は、ファンドによりもしくはファンドの勘定でその証券が保有されているいずれかの受益者または法人との間に、金融またはその他の取引の契約を締結したりこれを実行することができ、かかる契約または取引より利益を得ることができる。 さらに、いずれかの利害関係人は、ファンドの利益になるか否かに関わらず、ファンドの勘定で、ファンドの投資対象の売却または購入に関連して取り決める手数料および利益を受領することができる。

５【その他】

（１）定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

（２）事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の６か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申

告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、CSSFは、1993年４月５日法（改正済）に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

（３）出資の状況

該当事項はない。

（４）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する１年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company（Cayman）Limited）（「受託会社」および「保管会社」）

① 資本金の額

2016年12月末日現在、38,385,378米ドル（約43億円）

② 事業の内容

CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「CIBCケイマン」という。）は、グランド・ケイマン、ジョージ・タウンに所在する。同社は、2,730億カナダ・ドルを超える資産を有する世界最大級の銀行であるカナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマース（以下「CIBC」という。）の間接的な完全所有子会社である。CIBCケイマンは、1965年に設立された、ケイマン諸島の最大級の信託会社である。同社は、銀行業、信託業および投資サービス、ならびに投資信託の事務管理を行っている。同社の顧客には、ケイマン諸島および世界中の個人、法人、銀行およびファンドが含まれる。

CIBCケイマンは、適法に設立され、有効に存在し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂）に基づき事業を行うための免許を取得している。同社はまた、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき、投資信託の事務管理についても免許を取得している。

受託会社の側に故意の不履行、過失または詐欺がある場合を除き、受託会社は、ファンド、受益者またはその他の者に対して何らの責任をも負わない。

（２）MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.（MUFG Lux Management Company S.A.）（「副管理会社」）

① 資本金の額

2017年２月末日現在、7,375,000ユーロ（約８億7,700万円）

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2017年２月28日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝118.98円）による。

② 事業の内容

副管理会社は、ファンドを含む投資信託およびそのポートフォリオの設立、管理、運営および販売促進、組入証券の売買・買付けおよび交換を行うことができ、その管理運営するファンドおよびその他の契約型投資信託に関連するすべての権利を直接または間接に行使することができる。副管理会社は、その管理運営する他の投資信託の受益証券の発行および買戻しを実行し、それらの会計記録を維持することができる。副管理会社は、平成25年７月17日付で、オルタナティブ投資信託運用者に関する欧州議会および理事会の2011年６月８日付通達2011／61／EUを施行する、2013年７月12日法に基づくオルタナティブ投資信託運用者（AIFM）としての許可申請をルクセンブルグの金融監督委員会に行った。副管理会社は、平成26年７月２日付でAIFMとして行為するためCSSFの許可を付与された。

（３）マン・バリュエーション・サービシズ・リミテッド（Man Valuation Services Limited）（「データ・コンパイレーション事務代行会社」）

① 資本金の額

2017年２月末日現在、発行済資本２米ドル（約225円）および純資産4,000万米ドル（約45億円）（未監査）

② 事業の内容

マン・グループの一員であるマン・バリュエーション・サービシズ・リミテッドは、英国およびウェールズ州において適用ある法律に基づき有限責任会社（2772370番）として設立され、登記上の所在地をロンドンEC4R 3AD、スワン・レーン２、リバーバンク･ハウスに置いている。マン・バリュエーション・サービシズ・リミテッドは、商品評価、管理報酬および成功報酬の計算、ファンド会計書類の作成、商品に関する買掛金機能、現金需要ならびに銀行および貸付残高調整について特に責任を負う。

（４）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

① 資本金の額

2017年３月末日現在、405億円

② 事業の内容

日本の金融商品取引法に基づき第一種金融商品取引業を営んでいる。

２【関係業務の概要】

（１）CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務および保管業務を行う。

（２）MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、ファンドのAIFMとして行為し、ファンドのポートフォリオ運用業務およびリスク・マネジメント業務を行う。

（３）マン・バリュエーション・サービシズ・リミテッド

データ・コンパイレーション事務代行契約に基づき、外部評価事務代行会社としての管理会社に評価事務に関する支援を提供する。

（４）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

代行協会員として行為し、またファンド証券の販売および買戻しの取扱いを行う。

３【資本関係】

副管理会社は、管理会社の100%子会社である。管理会社、副管理会社および三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループである。上記の他、管理会社と他の関係法人の間に資本関係はない。

第３【投資信託制度の概要】

１．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

1.1　ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。

1.2　ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。

1.3　2016年６月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は11,019（2,882のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。

1.4　ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

２．投資信託規制

2.1　1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2016年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

2.2　投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3　ミューチュアル・ファンド法第４（４）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

３．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1　免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手

数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2　管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3　登録投資信託（第４（３）条投資信託）

（ａ）規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（ｉ）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ii）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（iii）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

（A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

（B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（b）上記の（ｉ）および（ii）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（iii）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

４．　投資信託の継続的要件

4.1　いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2　すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から６か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当

するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

（ａ）投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

（ｂ）投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

（ｃ）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

（ｄ）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

（ｅ）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3　すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4　2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後６か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

５．投資信託管理者

5.1　免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2　いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも２名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に２名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

5.3　投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4　制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第４（３）条（第

3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第４（４）条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5　投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から６か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

（ａ）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

（ｂ）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合

（ｃ）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

（ｄ）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

（ｅ）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6　CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7　投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8　非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

６．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1　免除会社

（ａ）最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2016年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

（ｂ）設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

（ｃ）存続期限のある／存続期間限定会社－存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

（ｄ）投資信託がいったん登録された場合、会社法（2016年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

（ｉ）各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

（ⅱ）取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならず、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

（ⅲ）会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。

（ⅳ）株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。

（ⅴ）会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。

（ⅵ）会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

（ｅ）会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。

（ｆ）会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。

（ｇ）額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。

（ｈ）いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。

（ｉ）株式の買戻しも認められる。

（ｊ）収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。

（ｋ）会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

（ｌ）免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。

（ｍ）会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。

（ｎ）免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2　免除ユニット・トラスト

（ａ）ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。

（ｂ）ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

（ｃ）ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。

（ｄ）ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

（ｅ）受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

（ｆ）大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

（ｇ）免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

（ｈ）ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

（ｉ）免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3　免除リミテッド・パートナーシップ

（ａ）免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

（ｂ）リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。

（ｃ）免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

（ｄ）ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

（ｅ）ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。

（ｆ）免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

（ｉ）ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

（ii）商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

（iii）リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。

（iv）リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2016年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。

（ｖ）リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

（vi）有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。

（ｇ）リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。

（ｈ）リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

（ｉ）免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

（ｊ）免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

（ｋ）免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

７．ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

7.1　CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2　規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第１項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ１万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3　ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

7.4　何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5　第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6　投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7　CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

（ａ）規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合

（ｂ）規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合

（ｃ）免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合

（ｄ）規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合

（ｅ）規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合

7.8　第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

（ａ）CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること

（ｂ）会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること

（ｃ）所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと

（ｄ）CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること

7.9　第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。

（ａ）第４（１）（ｂ）条（管理投資信託）または第４（３）条（第４（３）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと

（ｂ）投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること

（ｃ）投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること

（ｄ）事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること

（ｅ）投資信託の事務を支配する者を選任すること

7.10　CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

7.11　CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12　第7.9（ｄ）項または第7.9（ｅ）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

7.13　第7.9（ｅ）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14　第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15　第7.9（ｄ）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

（ａ）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。

（ｂ）選任後３か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。

（ｃ）第7.15（ｂ）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

7.16　第7.9（ｄ）項または第7.9（ｅ）項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17　投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

（ａ）CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

（ｂ）投資信託が会社の場合、会社法（2016年改訂）の第94（４）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること

（ｃ）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること

（ｄ）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること

（ｅ）また、CIMAは、第7.9（ｄ）項または第7.9（ｅ）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

7.18　CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

7.19　規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（ａ）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

7.20　グランドコートが第7.17（ｃ）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。

7.21　CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第４（１）（ｂ）条（管理投資信託）または第４（３）条（第４（３）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

８．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

8.1　CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

8.2　免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ１万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

8.3　ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

8.4　何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.5　第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのにかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.6　CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

（ａ）ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ

（ｂ）同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。

8.7　CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。

8.8　CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。

（ａ）免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合

（ｂ）免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

（ｃ）免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合

（ｄ）免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。

（ｅ）免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合

（ｆ）上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合

8.9　CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

（ａ）免許投資信託管理者の以下の不履行

（ｉ）CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと

（ii）CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること

（iii）投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること

（iv）規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと

（ｖ）CIMAの命令に従い、名称を変更すること

（vi）会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること

（vii）少なくとも２人の取締役をおくこと

（viii）CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること

（ｂ）CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること

（ｃ）CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること

（ｄ）CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること

8.10　第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。

（ａ）投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること

（ｂ）その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと

（ｃ）管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること

（ｄ）管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること

（ｅ）投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

8.11　CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12　第8.10（ｄ）項または第8.10（ｅ）項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

8.13　第8.10（ｅ）項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14　第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

8.15　第8.10（ｄ）項または第8.10（ｅ）項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

（ａ）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。

（ｂ）選任後３か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。

（ｃ）第8.15（ｂ）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。

8.16　第8.10（ｄ）項または第8.10（ｅ）項により選任された者が、

（ａ）第8.15項の義務に従わない場合、または

（ｂ）満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

8.17　免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

（ａ）CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること

（ｂ）投資信託管理者が会社の場合、会社法（2016年改訂）の第94（４）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること

（ｃ）CIMAは、第8.10（ｄ）項または第8.10（ｅ）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

8.18　CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

8.19　CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

（ａ）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合

（ｂ）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合

8.20　免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21　投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

９．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1　下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

（ａ）規制投資信託

（ｂ）免許投資信託管理者

（ｃ）規制投資信託であった人物、または

（ｄ）免許投資信託管理者であった人物

9.2　解散のための申請に関する書類および第9.1（ａ）項から第9.1（ｄ）項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3　CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

（ａ）第9.1（ａ）項から第9.1（ｄ）項に規定された人物の債権者会議に出席すること

（ｂ）仲裁または取り決めを審議するために設置された委員会に出席すること

（ｃ）当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4　執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授権する令状を発行することができる。

（ａ）必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること

（ｂ）それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること

（ｃ）必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること

（ｄ）ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること

（ｅ）ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5　CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6　何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10．CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1　ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

（ａ）ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。

（ｂ）投資信託に関する事柄

（ｃ）投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

（ａ）CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合

（ｂ）例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2016年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

（ｃ）開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

（ｄ）ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

（ｅ）投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1　過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2　欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3　契約法（1996年改訂）

（ａ）契約法の第14（１）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（２）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

（ｂ）一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4　欺罔に対する訴訟提起

（ａ）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

（ｉ）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

（ii）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

（ｂ）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

（ｃ）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

（ｄ）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

（ｅ）事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5　契約上の債務

（ａ）販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

（ｂ）一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6　隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定的に授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1　刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに７年間の拘禁刑に処せられる。

12.2　刑法（2013年改訂）第247条、第248条

（ａ）欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、５年間の拘禁刑に処せられる。

（ｂ）他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

（ｃ）両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13．清　算

13.1　会　社

会社の清算（解散）は、会社法（2016年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17（ｂ）項および第8.17（ｂ）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2　ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（ｃ）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3　リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（ｄ）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4　税　金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1（ｌ）項、第6.2（ｇ）項および第6.3（ｉ）項参照）。

14．一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1　一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第４（１）（ａ）条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2　CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3　本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4　一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5　一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから６か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6　また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の６か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7　管理事務代行会社

（ａ）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

（ｉ）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

（ii）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること

（iii）管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること

（ⅳ）本規則、会社法（2016年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること

（ⅴ）一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること

（ⅵ）管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること

（ⅶ）別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

（ⅷ）一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

（ｂ）本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

（ｃ）管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

（ｄ）管理事務代行会社はケイマン諸島または別表３の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表３の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表３に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8　保管会社

（ａ）一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の１か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

（ｂ）本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。

（ｃ）保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。

（ｄ）保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、１か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を充分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9　投資顧問会社

（ａ）一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2015年改正）の別表２第３項に規定される活動が含まれる。

（ｂ）投資顧問会社を変更する場合には、変更の１か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の１か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

（ｃ）本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。

（ｉ）一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること

（ii）一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること

（iii）一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること

（iv）一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること

（ｖ）保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること

（ｄ）本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。

（ｅ）投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（４）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

（ｉ）結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。

（ii）結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、

（A）特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

（B）１　当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、

２　投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

（iii）株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。

（iv）取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

（v）当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。

（vi）本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。

（ｆ）一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（５）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

（ｉ）株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。

（ii）当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。

（iii）当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。

（ｇ）上記にかかわらず、本規則第21条（６）項は、本規則第21条（４）項または第21条（５）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。

（ｉ）投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合

（ii）マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合

（iii）一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

（ｈ）投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10　財務報告

（ａ）本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから６か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

（ｂ）投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

（ｃ）本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11　監　査

（ａ）一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は１か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。

（ｂ）一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

（ｃ）監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。

（ｄ）監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12　目論見書

（ａ）本規則パートⅧは、ミューチュアル・ファンド法第４（１）条および第４（６）条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

（ｂ）ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

（ｉ）一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所

（ii）一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）

（iii）設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述

（iv）一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日

（ｖ）監査人の氏名および住所

（vi）下記の（ｘｘii）、（ｘｘiii）および（ｘｘiv）に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所

（vii）投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）

（viii）証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）

（ix）該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述

（ｘ）証券の発行および売却に関する手続および条件

（ｘｉ）証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況

（ｘii）一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明

（ｘiii）一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述

（ｘiv）一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明

（ｘｖ）一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明

（ｘvi）一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報

（ｘvii）一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明

（ｘviii）一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述

（ｘix）投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細

（ｘｘ）一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則

（ｘｘｉ）以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

（ｘｘii）管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）

（ｘｘiii）保管会社および副保管会社（下記事項を含む）

（A）保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所

（B）保管会社および副保管会社の主たる事業活動

（ｘｘiv）投資顧問会社（下記事項を含む）

（A）投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所

（B）投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定

（C）ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第４【参考情報】

ファンドについては下記の書類が関東財務局長に提出されている。

2016年４月28日　有価証券報告書（第11期）

2016年７月29日　半期報告書（第12期中）

第５【その他】

該当事項なし。

別紙

定　　義

「追加額」	未償還のゼロ・クーポン債につき、保証銀行が保証枠提供契約の条項に基づき、投資運用会社、管理会社、ゼロ・クーポン債発行会社、受託会社および登録事務代行会社に宛てた書面において証明される直近時点における米ドル建ての金額（もしあれば）であり、ゼロ・クーポン債発行会社が、保証銀行の同意を得てプロフィット・ロックイン構造に基づき追加の適格担保を取得し、当該適格担保を保証枠提供契約の条項に従って保証銀行のために提供したことにより、保証銀行が基本保証額を超えて保証する額（ただし、保証状の制限に従う。）をいう。
「政府機関」	すべての領土、国もしくは政府または政府、準政府もしくは司法機関もしくは司法当局をいう。
「代行協会員」	東京都千代田区丸の内二丁目５番２号所在の三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
「マネー・ロンダリング防止関係書類」	申込者が受益証券の申込みに際して提出する申込書の、マネー・ロンダリング規制の項において要求される書類をいう。
「申込者」	申込みを行う受益証券に適用される発行価格の合計額に相当する米ドル建ての決済可能な資金を申込口座に振り込む（または振り込ませる）とともに、適式に作成されかつ署名された受益証券の申込書を提出する申込名義人をいう。
「申込書」	受益証券の申込みを行う者が作成しかつ署名する、管理会社から入手できる受益証券の申込書をいう。
「監査人」	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、私書箱510 GT所在のアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドをいう。
「保証銀行」	フランス、パリ市、75009、イタリアン通り16番所在のBNPパリバをいう。
「基本保証額」	償還日に償還予定の未償還の各ゼロ・クーポン債額面金額の100%に相当する米ドル建ての金額をいう。
「先物委託売買会社」	いずれかのトレーディング・カンパニーによりその時々に清算ブローカーとして任命された当事者をいう。
「委託売買契約」	取次ブローカー契約およびトレーディング・カンパニーが適式に作成する新規口座に関する書類をいう。

「営業日」	ケイマン諸島、ダブリン、マン島、ロンドン、ルクセンブルグ大公国、ニューヨークおよび東京において、銀行および外国為替市場が営業する日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。
「CIMA」	ケイマン諸島金融庁をいう。
「信用枠」	コミットの有無を問わず、信用枠または、デリバティブ商品、レバレッジ商品への投資を含むがこれらに限られない、他の形態のレバレッジをいう。
「信用提供者」	特に本書において詳述される投資レバレッジを目的として、マン・グループもしくは保証銀行を含む、トレーディング・カンパニーとの間で随時信用枠を決定する法的主体をいう。
「保管会社」	ファンド資産の保管者として行為するCIBC バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（または保管会社により任命されることがあるその他の企業）をいう。
「データ・コンパイレーション事務代行会社」	マン・グループの一員であるマン・バリュエーション・サービシズ・リミテッドをいう。
「取引日」	各暦月の第１営業日または受託会社が随時決定するその他の日をいい、第１取引日は2005年10月の第１営業日とする。
「日本における販売会社」	日本国東京都千代田区丸の内二丁目５番２号所在の三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
「早期償還日」	本書の条項に従い、償還日に先立つ日のうち、信託証書の条項に従い受託会社が宣言する日で、全ての発行済受益証券の買戻しがファンドによりなされる日をいう。
「適格担保」	ゼロ・クーポン債に関し、アメリカ合衆国財務省の発行する米ドル建てゼロ・クーポン債、保証銀行が事前に書面をもって同意する同種の米ドル建て証券もしくは証書（現金預金、保証銀行における預金および保証銀行の発行する非劣後債を含むが、これらに限られない。）で償還日以前に償還予定のもの、または保証銀行およびゼロ・クーポン債発行会社が事前に書面をもって同意するその他の資産をいう。
「外部評価事務代行会社」	ファンドの外部評価事務代行会社として行為するルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL－1150、アーロン通り287－289番所在のルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.をいう。
「報酬契約」	受託会社とゼロ・クーポン債発行会社との間で、英文目論見書と同日または近接する日に締結され、本書に記載のある報酬契約をいう。

「保証」または「保証状」	保証枠設定契約の要項に基づき、保証銀行がゼロ・クーポン債に関して作成する保証状をいう。
「保証請求代理人」	保証請求証書における義務に基づいて保証請求代理人として行為するメイプルズ・エフエス・リミテッドまたは保証銀行の事前の書面による承諾（かかる承諾は合理的な理由なく留保、遅滞または条件付でなされてはならない。）をもって適式に保証請求代理人に任命されるその他の者をいう。
「保証請求証書」	ゼロ・クーポン債に関して、ゼロ・クーポン債発行会社、保証銀行および保証請求代理人の間で、英文目論見書と同日または近接する日に締結される保証請求証書をいう。
「保証枠設定契約」	ゼロ・クーポン債に関して、ゼロ・クーポン債発行会社、トレーディング・カンパニーおよび保証銀行との間で、英文目論見書と同日または近接する日に締結される保証枠設定契約をいう。
「保証上限額」	保証状第2.1条における、その時々の保証銀行の保証上限額をいう。
「保証額」	償還日に償還予定の発行済ゼロ・クーポン債に関し、（ｉ）基礎保証額と（ii）追加額の合計に相当する米ドル建ての金額をいう。
「英文目論見書」	受益証券の募集に関する2005年６月20日付の英文目論見書（その付属書類を含む。）をいう。
「取次ブローカー」	スイスで設立された有限責任会社であるマン・インベストメンツ・エイ・ジーをいう。
「取次ブローカー契約」	委託売買会社、取次ブローカーおよびトレーディング・カンパニーの間で英文目論見書と同日または近接する日に締結され、本書に記載される取次ブローカー契約をいう。
「投資運用契約」	トレーディング・カンパニー、投資運用会社およびマーケティング・アドバイザーの間で締結され、本書に記載される投資運用契約（随時改訂または更改済）をいう。
「投資運用会社」	ガーンジーの法律に基づき有限責任会社として設立され、ガーンジー金融庁によりガーンジーにおける認可および規制を受けているFRMインベストメント・マネジメント・リミテッドをいう。
「投資戦略」	単独または他の投資戦略と組み合わされて、投資アプローチまたはポートフォリオのスタイルを構成するトレーディング・カンパニーの資産が充当される運用マネジャーが採用するすべての投資戦略をいう。
「発行日」	受益証券が発行される日をいう。

「発行価格」	管理会社が各受益証券の発行価格として提示する１米ドルをいう。
「ミューチュアル・ファンド法」	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）をいう。
「レバレッジ」	信用枠のもとで随時認められる、発生したがまだ支払われていない利息、費用、経費を含む（しかしレバレッジ媒体への投資を含まない。）借入金およびデリバティブ商品の額をいう。
「LIBOR」	公認の情報提供者によって随時公表される、主要銀行がロンドン銀行間取引市場において米ドル貨で行う借入れに課される年間利率をいう。
「マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンド」	ファンド、またはファンドが表明する本書に詳述される投資商品をいう。
「マン・グローバル・ストラテジーズ」	マン・インベストメンツ・リミテッドの一運用部門をいう。
「マン・グループ」	文脈に応じ、マン・グループ・ピーエルシーおよび／または当該時点におけるその子会社をいう。
「マン」	以下をはじめとするマン・グループの資産運用部門をいう。FRMインベストメント・マネジメント・リミテッド、マン・バリュエーション・サービシズ・リミテッド、AHLパートナーズ・エルエルピーおよびマン・インベストメンツ・エイ・ジー。
「管理会社」	ファンドの管理会社として行為するルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグＬ-1150、アーロン通り287-289番所在のルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.およびその承継者または信託証書により認可された地位譲受人をいう。
「マーケティング・アドバイザー」	投資運用契約に従い、マーケティング・アドバイザーとして行為するマン・インベストメンツ・エイ・ジーをいう。
「重要契約」	本書に記載され、随時締結される各契約をいう。
「償還日」	2019年９月30日または当該日が営業日でない場合にはこれに次ぐ営業日をいう。
「最低保有口数」	合計10,000口の受益証券をいう。

「最低買戻口数」	合計発行価格10,000米ドルである、単一買戻価格に従って受益者が買戻しを要求しうる受益証券の最低口数をいう。
「純資産価額」	外部評価事務代行会社が、各評価日において、受益証券口座の金額として計算する値をいう。
「一口当たり純資産価格」	外部評価事務代行会社によって各評価日に計算される、受益証券口座の純資産価額を、評価日における発行済受益証券の口数で除した値をいう。
「非適格者」	（ｉ）受益証券の取得および／もしくは保有が、いずれかの国もしくは政府当局の法もしくは規則に違反することとなる者、（ii）かかる者により、ファンドが本来的には負担する必要のない納税義務その他の金銭的、規制上、商業上の不利益を被る状況（当該者に直接・間接に影響する状況か、単独もしくは他の者との関係で適用される状況であるかを問わず、また関連性を有すると受託会社もしくは管理会社が判断する状況を含む。）に置かれる可能性があると受託会社もしくは管理会社が判断する者、（iii）21歳未満の者、（iv）米国人、または（ｖ）ケイマン諸島に居住もしくは在住する者（ケイマン諸島で設立された免除会社もしくは通常非居住会社を除く。）をいう。
「ゼロ・クーポン債発行会社」	ケイマン諸島において免除有限責任会社として設立されたマン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ・プリンシパル（ZC）リミテッドをいう。
「募集期間」	2005年７月25日に開始し、2005年８月30日に終了した、受益証券の販売期間をいう。
「パフォーマンス・ローン債勘定」	（ｉ）会計上、パフォーマンス・ローン債の発行手取金が、トレーディング・カンパニーの他の資産とは独立して貸方記入され、（ii）会計上、上記（ｉ）における資産のインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインが発生し、ならびに（iii）会計上、トレーディング・カンパニーに関連するすべての費用および負債ならびにパフォーマンス・ローン債の償還金の原資となるところの、トレーディング・カンパニーの内部勘定をいう。
「パフォーマンス・ローン債」	トレーディング・カンパニーが、当該債券を表章する証書の要項に従い１米ドルにて発行し、ファンドのために受託会社が引き受ける、償還可能なパフォーマンス・ローン債をいう。各債券には、パフォーマンス・ローン債勘定に対し、金額に応じた持分権が付与されている。
「プロフィット・ロックイン構造」	本書中「プロフィット・ロックイン」の項において詳述される構造をいう。

「登録事務代行会社」	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグＬ-1150、アーロン通り287-289番所在のルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、または保証銀行の事前の書面による承諾（かかる承諾は合理的な理由なく留保、遅滞または条件付でなされてはならない。）によりファンドの登録事務代行会社として任命されたその他の者をいう。
「登録・名義書換事務代行契約」	登録事務代行会社、ファンドのために受託会社および保証請求代理人の間で、英文目論見書の日付と同日または近接する日に締結される、本書記載の登録・名義書換事務代行契約をいう。
「ケイマン規則」	ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）により改正済）をいう。
「担保および質権設定契約」	保証枠設定契約の下でのゼロ・クーポン債発行会社の債務に関し、ゼロ・クーポン債発行会社と保証銀行との間で、英文目論見書の日付と同日または近接する日に締結される担保および質権設定契約をいう。
「担保保管会社」	BNPパリバ・セキュリティーズ・サービシズ、ルクセンブルク支店、または担保資産に関して、ゼロ・クーポン債発行会社の事前の書面による承諾（かかる承諾は合理的な理由なく留保、遅滞または条件付でなされてはならない。）を得て保証銀行により保証保管会社として任命されるその他の者をいう。
「担保資産」	担保および質権設定契約の条項に従い保証銀行および／もしくは担保保管会社が、または保証銀行とゼロ・クーポン債発行会社の合意する条件に従って第三者が、それぞれ保有するすべての適格担保をいう。
「副管理会社」	ファンドの副管理会社であるMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.およびその承継会社をいう。
「副登録事務代行会社」	副登録事務代行契約における義務に基づき、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社に対する副登録事務代行会社として行為する、ケイマン諸島KY-1102、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、バウンダリー・ホール、私書箱1093 所在のメイプルス・エフエス・リミテッド（旧メイプルズ・ファイナンス・リミテッド）、または副登録事務代行会社として適式に任命されるその他の者をいう。
「副登録事務代行契約」	副登録事務代行会社およびトレーディング・カンパニー間、および副登録事務代行会社およびゼロ・クーポン債発行会社間の契約をいう。
「申込口座」	受託会社がファンドのために、受益証券に関し申込口座保有者において開設する、利付申込口座をいう。

「申込口座保有者」	ファンドに関してマン島、IM99 1 AJ、ダグラス、バークレイズ・ハウス、私書箱９号所在のバークレイズ・プライベート・クライアンツ・インターナショナル・リミテッドをいう。
「運用マネジャー」	投資戦略を実施するために投資運用会社により直接的または間接的に選任されるマネジャー（自らが作成する投資戦略のマネジャーとして行為する投資運用会社自身を含むことがある。）をいう。
「トレーディング・アドバイザー契約」	トレーディング・カンパニー、投資運用会社および運用マネジャーの間で締結されるトレーディング・アドバイザー契約をいう。
「トレーディング・カンパニー」	ケイマン諸島において免税有限責任会社として設立されたマン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ・プリンシパル・プロテクテッド・トレーディング・リミテッドをいう。
「ファンド」	信託証書に従い、ケイマン諸島の法律に基づきユニット・トラストとして設定されたマン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンドをいう。
「信託証書」	本書において記載されるファンドの（随時改正済みでかつ本書に記載される）信託証書をいう。
「受託会社」	ファンドの受託会社として行為するCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドおよびその承継者または信託証書の規定に従い認定される地位譲受人をいう。
「受益証券口座」	（ｉ）会計上、受益証券の発行手取金が、ファンドの他の資産から独立して貸方記入され、（ii）会計上、受益証券口座に帰属する資産のインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインが発生し、ならびに（iii）会計上、受益証券に関連するすべての費用および負債ならびに受益証券の償還金の原資となるところの、ファンドの内部勘定をいう。
「米国」	アメリカ合衆国ならびにその領土および属領（すべての州およびコロンビア自治区を含む。）をいう。

「米国人」	（１）1933年証券法（随時改正済）のレギュレーションＳに定義されている米国人をいい、特に、（ｉ）米国に居住する自然人または米国市民、（ii）米国法に基づき組織されまたは設立されたパートナーシップまたは会社、（iii）米国外で組織されまたは設立された団体で、その実質的所有者に米国人を含むもの、(iv）遺産管理人または管財人が米国人である財団、（ｖ）受託者が米国人である信託または（vi）米国に所在する米国外の機関の代理機関または支店をいう。 明確化すると、「米国人」には次の者を含まない。(ａ）レギュレーションＳ（随時改正済）により「非米国人」とされている団体（米国で組織されもしくは設立されまたは（個人の場合）米国居住者であるディーラーまたはその他の専門受託者により、非米国人のためにまたは非米国人の勘定で保有される一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）を含む。）、（ｂ）米国で組織されもしくは設立されまたは（個人の場合）米国居住者であるディーラーまたはその他の専門受託者により、非米国人のためにまたは非米国人の勘定で保有される非一任勘定または類似の勘定（かかる非一任勘定が上記「米国人」の定義に該当しない場合に限る。）。 さらに明確化すると、「米国人」には、取締役の単独裁量により承認された申込書にかかる申込者を含まない。 さらに明確化すると、「米国人」には、米国免税投資家によりほぼすべての所有権が保有されているその他の免税投資家・団体が含まれる。
「受益者」	登録事務代行会社（またはその指名する者）によって維持されるファンドの受益者名簿に受益証券の保有者として記載される者をいう。
「受益証券」	本書に従って一口１米ドルで募集される、償還可能な受益証券をいう。
「米ドル」	米国の法定通貨である米ドルをいう。
「評価日」	各暦月の最終日または毎暦月に少なくとも一回は評価日が設けられることを条件に受託会社が随時決定するその他の日をいう。
「ゼロ・クーポン債」	ゼロ・クーポン債発行会社が、当該債券を表章する証書の要項に従い１米ドルにて発行し、ファンドのために受託会社が引き受ける、償還可能な保証付ゼロ・クーポン債をいう。
「ゼロ・クーポン債額面金額」	発行された各ゼロ・クーポン債の１米ドルの額面金額をいう。

（翻訳）

独立監査人の監査報告書

マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンドの受託会社御中

我々は、マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンド（以下「ファンド」という。）の2016年10月31日現在の財政状態計算書ならびに同日に終了した年度における、純資産変動計算書、包括利益計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成される財務書類について監査を実施した。

本報告書は、我々との間で締結された契約条項に準拠して受託会社のためのみに作成している。我々の監査業務は、受託会社に対して、監査人の監査報告書に伝達義務のある事柄を記載することを目的としてのみ行われた。法律で許容されている最大の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書もしくは我々の意見について、ファンドおよび受託会社以外のものに対して責任を負わない。

本財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、国際財務報告基準に準拠して本財務書類を作成し適正に表示することおよび不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要と経営陣が判断する内部統制に責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重要な虚偽記載がないか否かについて合理的な保証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について状況に適した監査手続を設計するために検討するが、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、ファンドの経営陣により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本財務書類は国際財務報告基準に準拠して、2016年10月31日現在のマン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンドの財政状態ならびに同日に終了した年度における運用成績およびキャッシュ・フローを、すべての重要性の観点から適正に表示しているものと認める。

〔署　　名〕
アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2017年４月11日

Independent Auditors' Report

The Trustee
Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund

We have audited the accompanying financial statements of Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund (the "Trust") which comprise the statement of financial position as at 31 October 2016, statement of changes in net assets, statement of comprehensive income, and statement of cash flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the Trustee, as a body, in accordance with the terms of our engagement. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund as at 31 October 2016 and its financial performance and cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

Ernst & Young Ltd.

11 April 2017

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

次へ

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
取締役会各位
ルクセンブルグ Ｌ－1150、アーロン通り　287－289番

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2015年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2015年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕
ラファエル・シャルリエ、公認の監査人
パートナー

2016年３月14日

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2015 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier*. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the *réviseur d'entreprises agréé's* judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the *réviseur d'entreprises agréé* considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte Audit, *Cabinet de révision agréé*

Raphaël Charlier, *Réviseur d'entreprises agréé*
Partner

March 14, 2016

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。